

年 報

や ま び こ 3 0

—— 2018年度情報公開・個人情報保護・会議公開制度運用実績報告書 ——

町田市総務部市政情報課
(市政情報やまびこ)

目 次

第1章 情報公開請求の状況

- 1 2018年度の経過…………… - 3 -
- 2 2018年度情報公開請求・決定の内容…………… - 5 -
- 3 年度・実施機関別情報公開請求の件数…………… - 44 -

第2章 個人情報開示等請求の状況

- 1 2018年度の経過…………… - 47 -
- 2 2018年度個人情報開示等請求・決定の内容…………… - 49 -
- 3 年度・実施機関別個人情報開示等請求の件数…………… - 99 -

第3章 行政不服審査会の状況

- 1 行政不服審査会…………… - 103 -
- 2 2018年度 行政不服審査会の開催状況…………… - 103 -
- 3 不服申立て（審査請求）の状況…………… - 104 -
- 4 答申の状況…………… - 104 -
- 5 2018年度審査会事件一覧…………… - 104 -

第4章 情報公開・個人情報保護運営審議会の状況

- 1 情報公開・個人情報保護運営審議会…………… - 133 -
- 2 2018年度 情報公開・個人情報保護運営審議会の開催状況…………… - 133 -

第5章 審議会等の会議公開の状況

- 1 2018年度の経過…………… - 147 -
- 2 2018年度審議会等会議の会議別開催状況…………… - 148 -

第6章 市長の資産等公開の状況

- 1 2018年度の経過…………… - 153 -

第7章 情報提供の状況

- 1 情報公開と情報提供…………… - 157 -
- 2 刊行物の販売…………… - 158 -
- 3 インターネットによる案内…………… - 161 -
- 4 複写サービス…………… - 162 -

第8章 情報公開・個人情報保護制度の充実を目指して

- 1 市政情報やまびこの予算執行状況…………… - 165 -
- 2 「個人情報の漏洩事故ゼロ」を目指して…………… - 166 -
- 3 職員等を対象とした研修会・説明会等の開催…………… - 166 -
- 4 P I ニュースの発行…………… - 168 -
- 5 出資等団体の情報公開・個人情報保護制度化の取り組み状況…………… - 168 -
- 6 他の自治体等からの視察…………… - 169 -

第 1 章 情報公開請求の状況

第1章 情報公開請求の状況

1 2018年度の経過

2018年度の請求の特徴としては、ごみ集積所の届出に関する文書、町田市内施設の指定管理候補者の事業計画書に関する文書、市が譲与を受けた土地の譲与又は買収に関する書類等の公開請求が行われました。

1年間の請求件数は117件でした。その内訳及び決定の状況は以下のとおりです。

(1) 2018年度実施機関別情報公開請求件数

実施機関	主管部	課	件数	小計
市長	政策経営部	企画政策課	2	110 (内取下げ8)
		秘書課	1	
		広聴課	2	
	総務部	法制課	6	
		職員課	3	
	財務部	財政課	1	
		市有財産活用課	2	
		営繕課	1	
		資産税課	1	
	市民部	市民協働推進課	5	
	文化スポーツ振興部	スポーツ振興課	10 (内取下げ3)	
	地域福祉部	福祉総務課	2	
		生活援護課	1	
	いきいき生活部	介護保険課	1	
	子ども生活部	児童青少年課	2	
		子育て推進課	1	
		子ども家庭支援センター	1	
	環境資源部	環境政策課	4 (内取下げ1)	
		環境保全課	1	
		資源循環課	1 (内取下げ1)	
3R推進課		41		
道路部	道路管理課	8		
都市づくり部	都市政策課	1 (内取下げ1)		
	建築開発審査課	1		
	公園緑地課	9 (内取下げ2)		
下水道部	下水道管理課	2		
教育委員会	学校教育部	教育総務課	1	6 (内取下げ2)
		保健給食課	3 (内取下げ1)	
		指導課	1 (内取下げ1)	

	生涯学習部	生涯学習センター	1	
選挙管理委員会			0	0
監査委員会			0	0
農業員会			0	0
固定資産評価審査委員会			0	0
病院事業管理者			0	0
議会	議会事務局		1	1
合計			117 (取り下げ10)	117 (取り下げ10)

(2) 請求者区分別請求件数

請求者区分	市内に住所を有する個人	市内に事務所または事業所を有する法人その他の団体	市外に住所を有する個人	市外に事務所または事業所を有する法人その他の団体	合計
請求者数	16人	4人	9人	6人	35人
請求件数	86件	6件	21件	8件	117件

※1人当たりの請求件数約3.69件、1人最大請求件数56件(市内に住所を有する個人)

(3) 請求に対する決定区分別件数

決定区分					合計	請求拒否
公開	部分公開	非公開	不存在	存否応答拒否		
23件	33件	9件	54件	0件	119件	0

※1件の請求に対して複数の決定があるため、請求件数の合計と決定件数の合計は一致しません。

(4) 非公開(部分公開を含む)情報の適用除外事項別内訳

適用除外事項						合計
1号 個人情報	2号 法人情報	3号 意思決定 過程情報	4号 行政執行 情報	5号 公共の安全 維持情報	6号 法令秘情報	
34件	12件	3件	6件	0件	1件	56件

※1件の非公開(部分公開)決定に複数の適用除外事項が該当する場合があります。

適用除外事項

情報公開制度では、実施機関の保有している公文書はすべて公開が原則となりますが、情報公開条例第5条第1項では、その例外として、公開しないことができる情報の範囲(適用除外事項)を次の6項目と定めています。

- 1号 個人情報 → 個人に関する情報
- 2号 法人情報 → 企業等の法人に関する情報
- 3号 意思決定過程情報 → 行政上の意思が最終決定されていない情報
- 4号 行政執行情報 → 行政の事務・事業の運営に関する情報
- 5号 公共の安全維持情報 → 人の生命、財産等の保護に関する情報
- 6号 法令秘情報 → 法令上の秘密にあたる情報

2 2018年度情報公開請求・決定の内容

表記内容の説明

整理番号 請求年月日 (主管部課名)

■請求内容

決定年月日 決定内容

・対象公文書の件名

理由：(部分公開、非公開、不存在、存否応答拒否、決定延期の理由)

※備考

2018-1 2018年4月11日 (環境資源部3R推進課)

■ごみ集積所〇〇町〇-〇〇〇の開設届

2018年4月24日 部分公開決定

・町田市ごみ集積所申請書 〇〇町〇-〇〇〇

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、または識別され得るものであるため。

・申請者(2名)の氏名、印影、住所、電話番号

※2018年4月26日 審査請求

2018-2 2018年4月23日 (財務部資産税課)

■平成29年中の登記異動修正済の地番図 shape データと、最新の家屋図 shape データ。

※地番の他、字界・字名の情報も付加可能であれば。

※最新版に更新される毎年の時期についてと、測地成果(JGD2000、JGD2011等)について

※地番や字名等について、コード表記等による読み替え等を行っている場合は、それを読み替えるための資料

2018年5月1日 公開決定

・電子地番図(平成30年1月1日現在)

(町田市全域における、平成30年1月1日現在の土地の現況図で、地番図の「異動修正済みデータ」の複製物。)

2018年5月1日 部分公開決定

・電子家屋図(平成29年1月1日現在)

(町田市全域における、平成29年1月1日現在の家屋の現況図で、家屋図の「異動修正済みデータ」の複製物。)

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第6号に該当

○地方税法(第22条)の規定により公開することができないため。

・整理番号

・課税区分

・台帳コード

・建物構造区分

・住所確定区分

2018-3 2018年5月1日 (環境資源部3R推進課)

■〇〇町〇-〇〇〇ごみ集積所の設置届処理票

2018年5月15日 不存在決定

理由：町田市ごみ集積所申請書の事務処理に他の帳票は使用しておらず、設置届処理票及びこれに類する公文書は存在しないため。

2018-4 2018年5月1日 (環境資源部3R推進課)

■**ごみ集積所〇〇町〇-〇〇〇の届出の申請者が町田市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例34条に該当する者であることを市が確認したことを示す証拠**

2018年5月15日 **不存在決定**

理由：町田市ごみ集積所申請書の申請者は、町田市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例第34条に該当する者である必要はないため、市が確認したことを示す証拠は存在しない。

2018-5 2018年5月1日 …………… (環境資源部3R推進課)

■**ごみ集積所〇〇町〇-〇〇〇の届出の申請者が町田市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例34条に該当する者で、家庭廃棄物を当該ごみ集積所に持ち出す等の利用者であることを示す証拠**

2018年5月15日 **不存在決定**

理由：町田市ごみ集積所申請書の申請者は、町田市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例第34条に該当する者で、家庭廃棄物を当該ごみ集積所に持ち出す等の利用者である必要はないため、市が確認したことを示す証拠は存在しない。

2018-6 2018年5月1日 …………… (環境資源部3R推進課)

■**2015年7月16日付15町政聴要第186号の2の回答で示された、ごみ集積所〇〇町〇-〇〇〇の届出について利用者の総意があったことを市が確認したことを示す証拠**

2018年5月15日 **部分公開決定**

・町田市ごみ集積所申請書〇〇町〇-〇〇〇

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、または識別され得るものであるため。

・申請者(2名)の氏名、印影、住所、電話番号

2018-7 2018年5月1日 …………… (環境資源部3R推進課)

■**2016年7月6日付15町政聴要第186号の11の3の回答で示された、職員が当該ごみ集積所のある町内会役員が集まった席に同席したことを確認できる資料すべて。(日誌、業務報告書、外出出張届等)**

2018年5月15日 **公開決定**

・自動車運転日報

2018-8 2018年5月1日 …………… (環境資源部3R推進課)

■**2016年7月6日付15町政聴要第186号の11の3の回答で示された、職員が当該ごみ集積所のある町内会役員が集まった席に同席するにあたり作成した関連資料すべて。**

2018年5月15日 **不存在決定**

理由：職員が当該ごみ集積所のある町内会役員が集まった席に同席するにあたり資料は作成していないため。

2018-9 2018年5月1日 …………… (環境資源部3R推進課)

■**2018年3月23日付17町環推第709号に示された、町内会等の方々の認識がわかる資料すべて。**

2018年5月15日 **部分公開決定**

・ごみ集積所(町田市〇〇町〇〇〇〇番地・〇〇〇脇)の移設及び廃止の件

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、または識別され得るものであるため。

・文書の発信者の氏名

2018-10 2018年4月27日 …………… (文化スポーツ振興部スポーツ振興課)

■**スポーツ振興課が公募し、2014年4月より運営管理を開始している町田市立総合体育館の指定**

管理公募時の募集要項と仕様書

2018年5月11日 取下げ

2018-11 2018年5月8日 …………… (環境資源部3R推進課)

■2018年3月23日付17町環推第709号に示された、市からの働きかけが分かる資料すべて。

2018年5月22日 不存在決定

理由：「市からの働きかけ」という文言は、会話の中での町内会等の発言を要約して表現したものであり、資料は存在しない。

2018-12 2018年5月10日 …………… (生涯学習部生涯学習センター)

■「講師派遣制度」の廃止経緯のわかる文書の全て

2018年5月21日 公開決定

- ・①社会教育関係事業講師派遣制度の廃止の検討について
- ②社会教育関係事業講師派遣制度の廃止について
- ③社会教育関係事業講師派遣制度の廃止について (起案書)
- ④町田市社会教育関係事業講師派遣要領の廃止について (起案書)
- ⑤講師派遣制度に関する調査結果一覧

2018-13 2018年5月18日 …………… (環境資源部3R推進課)

■ごみ集積所〇〇町〇-〇〇〇の届出の申請者2名が15町政聴要第186号の2でしめされた、当該ごみ集積所の利用者が行うべき管理や話し合いの代表の立場であることを示す証拠。

2018年6月1日 不存在決定

理由：〇〇町〇-〇〇〇の町田市ごみ集積所申請書の受理にあたり、申請者が代表の立場である証拠の提出を求めておらず、また作成もしていないため。

2018-14 2018年5月18日 …………… (環境資源部3R推進課)

■ごみ集積所〇〇町〇-〇〇〇の届出の申請者2名が15町政聴要第186号の2でしめされた、届出について利用者の中で話し合いが行われたことを示す証拠。

2018年6月1日 不存在決定

理由：〇〇町〇-〇〇〇の町田市ごみ集積所申請書を受理するにあたり、利用者の中で話し合いが行われたことを確認する資料等の提出を求めておらず、また作成もしていないため。

2018-15 2018年5月18日 …………… (環境資源部3R推進課)

■ごみ集積所〇〇町〇-〇〇〇の届出の申請者2名の公的地位又は立場に関連する情報。

2018年6月1日 不存在決定

理由：町田市ごみ集積所申請書の申請者は、公的地位又は立場にはあたらないため。

2018-16 2018年5月18日 …………… (財務部営繕課)

■原町田一丁目駐車場屋上防水改修工事の解体部分による作業からの振動等の衝撃による構造体の調査結果の資料 (営繕課検討資料含)

2018年5月29日 不存在決定

理由：原町田一丁目駐車場屋上防水改修工事の解体部分による作業からの振動等の衝撃と関係した構造体の調査は、実施していないため。

2018-17 2018年5月21日 …………… (環境資源部3R推進課)

■2016年7月6日付15町政聴要第186号の11の3の回答で示された、職員が聞いたごみ集積場の使用状況すべて。

2018年6月4日 不存在決定

理由：〇〇〇自治会役員の方々が集まった席に同席した際にお聞きした内容であるが、当該内容に関する記録を作成していないため。

2018-18 2018年5月21日 …………… (環境資源部3R推進課)

■2016年7月6日付15町政聴要第186号の11の3の回答で示された、近隣の他のごみ集積所の使用状況のわかる情報すべて。

2018年6月4日 不存在決定

理由：近隣の他のごみ集積所の使用状況に関する資料等を作成していないため。

2018-19 2018年5月21日 …………… (環境資源部3R推進課)

■2016年7月6日付15町政聴要第186号の11の4の回答で示された、状況報告と利用者数についてがわかる情報すべて。

2018年6月4日 不存在決定

理由：状況報告と利用者数についての資料等を作成していないため。

2018-20 2018年5月21日 …………… (環境資源部3R推進課)

■2018年5月15日付18町環推第106号に示された、町田市ごみ集積所申請書で申請されたごみ集積所が、町田市ごみ集積所の設置及び管理に関する要綱第3の設置基準に適合していることを示す証拠。

2018年6月4日 不存在決定

理由：〇〇町〇-〇〇〇の町田市ごみ集積所申請書は、開設又は移動に関する届出ではないことから要綱第3の設置基準に適合していることを確認する帳票等は作成していないため。

2018-21 2018年5月21日 …………… (環境資源部3R推進課)

■ごみ集積所〇〇町〇-〇〇〇の届出の申請者2名が、届出について、15町政聴要第186号の2、第186号の4の6、第186号の6で示された利用者間の話し合いをすべての利用者で行ったことを示す証拠。

2018年6月4日 不存在決定

理由：〇〇町〇-〇〇〇の町田市ごみ集積所申請書の受理にあたり、利用者間の話し合いをすべての利用者で行ったことを示す証拠の提出を求めておらず、また作成もしていないため。

2018-22 2018年5月21日 …………… (環境資源部3R推進課)

■2018年5月15日付18町環推第108号に示された、町田市ごみ集積所申請書の申請者であるための必要事項すべて。

2018年6月4日 不存在決定

理由：町田市ごみ集積所開設・移動・廃止届及び〇〇町〇-〇〇〇の町田市ごみ集積所申請書の申請者であるための必要事項は、定めていないため。

2018-23 2018年5月21日 …………… (環境資源部3R推進課)

■町田市ごみ集積所の設置及び管理に関する要綱第2に示された、事業者または建設者が近隣の既存のごみ集積所の開設者を識別する方法を示す情報

2018年6月4日 不存在決定

理由：既存のごみ集積所の開設者を識別する方法を示す資料等は作成していないため。

2018-24 2018年5月21日 …………… (環境資源部3R推進課)

■町田市ごみ集積所申請書で申請されたごみ集積所が、町田市ごみ集積所の設置及び管理に関する要綱第2に示された、近隣の既存のごみ集積所である場合、町田市ごみ集積所申請書で申請した申請者が、事業者または建設者に対し、居住者が当該ごみ集積所を利用することを、利用者間の話し合いの上承諾したり、拒否できる立場であることを示す証拠。

2018年6月4日 不存在決定

理由：町田市ごみ集積所申請書の申請者は、届出時に利用者を代表して申請した者であり、事業者または建設者に対し居住者が当該ごみ集積所を利用することを利用者間での話し合い

の上承諾したり、拒否できる立場であると定めていないため。

2018-25 2018年5月21日 …………… (環境資源部3R推進課)

■町田市ごみ集積所申請書で申請されたごみ集積所が、町田市ごみ集積所の設置及び管理に関する要綱第2に示された、近隣の既存のごみ集積所である場合、事業者または建設者が、町田市ごみ集積所申請書で申請した申請者をどのようにしたら識別することができるのかがわかる情報。

2018年6月4日 不存在決定

理由：町田市ごみ集積所申請書で申請した申請者を、どのようにしたら識別することができるのかが分かる資料等を作成していないため。

2018-26 2018年5月21日 …………… (都市づくり部公園緑地課)

■野津田公園拡張区域基本設計

2018年6月4日 決定延期

理由：公文書の精査・検討に時間を要するため。

2018年6月21日 取下げ

2018-27 2018年5月24日 …………… (環境資源部3R推進課)

■ごみ集積所〇〇町〇-〇〇〇の届出の申請者2名が、17町環推第709号で示されたように利用者間の話し合いが実現していないにもかかわらず、届出についてどのようにして利用者の総意を得たのかを示す証拠。

2018年6月7日 不存在決定

理由：〇〇町〇-〇〇〇のごみ集積所申請書の受理にあたり、どのようにして利用者の総意を得たのかを示す証拠の提出を求めているため。

2018-28 2018年5月25日 …………… (環境資源部3R推進課)

■2018年5月22日付18町環推第130号の回答で示された、町内会との話し合いが、第三者を含まない利用者間の話し合いであることを示す証拠。

2018年6月8日 不存在決定

理由：2018年5月22日付18町環推第130号に記載した「町内会との話し合い」の具体的な対象に関する資料等を作成していないため。

2018-29 2018年5月25日 …………… (環境資源部3R推進課)

■2018年5月22日付18町環推第130号の回答で示された、町内会との話し合いが、〇〇自治会の者だけでなく〇〇〇町内会の利用者を含む利用者間の話し合いであることを示す証拠。

2018年6月8日 不存在決定

理由：2018年5月22日付18町環推第130号に記載した「町内会との話し合い」の具体的な対象に関する資料等を作成していないため。

2018-30 2018年5月25日 …………… (環境資源部3R推進課)

■2018年5月22日付18町環推第130号の回答で示された、町内会との話し合いが、〇〇〇町内会の利用者間の話し合いであることを示す証拠。

2018年6月8日 不存在決定

理由：2018年5月22日付18町環推第130号に記載した「町内会との話し合い」の具体的な対象に関する資料等を作成していないため。

2018-31 2018年5月31日 …………… (環境資源部3R推進課)

■2018年5月15日付18町環推第112号に示された、文書の発信者が、ごみ集積所〇〇町〇-〇〇〇の申請書の申請者の委任を得ている証拠。

2018年6月14日 不存在決定

理由：「ごみ集積所(町田市〇〇町〇〇〇〇番地・〇〇〇脇)の移設及び廃止の件」の発信者に

対して、ごみ集積所〇〇町〇-〇〇〇の申請者の委任を得ている証拠の提出を求めておらず、また作成もしていないため。

2018-32 2018年6月1日 …………… (環境資源部3R推進課)

■2017年12月14日付17町政聴要第541号の「市政要望への対応について(報告)」の「顛末等」欄4行目に示された、町内会宛ての最終通告書等。

2018年6月14日 不存在決定

理由: 検討の結果、町内会宛ての最終通告書等は作成しないことになり、当該検討に関する資料等も作成していないため。

2018-33 2018年5月31日 …………… (下水道部下水道管理課)

■管渠等緊急修繕請負単価契約の金額入設計書

下位代価表を含むすべての書類

2018年6月7日 公開決定

・管渠等緊急修繕請負単価契約 設計書

2018-34 2018年6月7日 …………… (環境資源部3R推進課)

■2016年7月6日付15町政聴要第186号の11の3の回答で示された、近隣の他のごみ集積所の使用状況のわかる元情報含めてすべて。

2018年6月21日 不存在決定

理由: 近隣の他のごみ集積所の使用状況に関する資料等の作成、取得のいずれも行っていないため。

2018-35 2018年6月7日 …………… (環境資源部3R推進課)

■2016年7月6日付15町政聴要第186号の11の4の回答で示された、状況報告と利用者数についてがわかる元情報含めてすべて。

2018年6月21日 不存在決定

理由: 状況報告と利用者数についての資料等の作成、取得のいずれも行っていないため。

2018-36 2018年6月7日 …………… (環境資源部3R推進課)

■町田市ごみ集積所の設置及び管理に関する要綱第2に示された、事業者または建設者が近隣の既存のごみ集積所の開設者を識別する方法が存在することを示す証拠すべて。

2018年6月21日 不存在決定

理由: 既存のごみ集積所の開設者を識別する方法を示す資料等の作成、取得のいずれも行っていないため。

2018-37 2018年6月7日 …………… (環境資源部3R推進課)

■2018年5月15日付18町環推第106号に示された、町田市ごみ集積所申請書で申請されたごみ集積所が、町田市ごみ集積所の設置及び管理に関する要綱第3の設置基準に適合していることを確認したことを示す証拠。

2018年6月21日 不存在決定

理由: 〇〇町〇-〇〇〇の町田市ごみ集積所申請書は、開設又は移動に関する届出ではないことから、要綱第3の設置基準に適合していることを確認する帳票等は作成、取得のいずれも行っていないため。

2018-38 2018年6月7日 …………… (環境資源部3R推進課)

■町田市ごみ集積所申請書の申請者が申請したとき、市が確認する事項すべて。

2018年6月21日 不存在決定

理由: 町田市ごみ集積所申請書は、〇〇町〇-〇〇〇に限って提出されたものであり、確認事項を定めた文書は作成、取得のいずれも行っていないため。

2018-39 2018年6月13日 …………… (環境資源部3R推進課)
■2018年3月23日17町環推第709号と2018年5月22日付18町環推第130号の回答と2018年6月8日付18町環推第179、180、181号に示された、具体的な対象が定まっていない「話し合い」に参加することが、積極的な関与であるとされる、すべての根拠。

2018年6月27日 **不存在決定**

理由：請求内容に合致する公文書の作成、取得のいずれも行っていないため。

2018-40 2018年6月19日 …………… (総務部法制課)

■ごみ集積所〇〇町〇-〇〇〇に関連する法制課にある情報すべて。

2018年6月27日 **非公開決定**

・法律相談一覧表_2018

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当

○行政法律相談は、町田市の事務又は事業の意思決定過程において専門家の知見を活用することで法的リスクを回避し、又は法的問題を解決することを目的に実施しており、その内容を公開することによって、行政法律相談の利用を委縮させ、今後の行政法律相談の公正かつ適正な実施を著しく困難にすると認められるため。

2018-41 2018年6月19日 …………… (総務部法制課)

■2017年12月14日付17町政聴要第541号の「市政要望への対応について(報告)」の「顛末等」4行目に示された、3R推進課と交わした相談などのすべての情報。

2018年6月27日 **非公開決定**

・法律相談一覧表_2018

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当

○行政法律相談は、町田市の事務又は事業の意思決定過程において専門家の知見を活用することで法的リスクを回避し、又は法的問題を解決することを目的に実施しており、その内容を公開することによって、行政法律相談の利用を委縮させ、今後の行政法律相談の公正かつ適正な実施を著しく困難にすると認められるため。

※2018年8月23日 **審査請求**

2018-42 2018年6月19日 …………… (環境資源部3R推進課)

■2016年2月22日付15町政聴要第186-8号の「市政要望への対応について(報告)」の「顛末等」1行目に示された、町内会の役員が利用者であることを示す証拠。

2018年7月3日 **不存在決定**

理由：町内会の役員が利用者であることを示す証拠の作成、取得のいずれも行っていないため。

2018-43 2018年6月19日 …………… (環境資源部3R推進課)

■2017年12月14日付17町政聴要第541号の「市政要望への対応について(報告)」の「顛末等」4行目に示された、法制課と交わした相談などのすべての情報。

2018年7月3日 **不存在決定**

理由：請求内容に合致する公文書の作成、取得のいずれも行っていないため。

2018-44 2018年6月19日 …………… (政策経営部広聴課)

■ごみ集積所〇〇町〇-〇〇〇に関連する広聴課にある情報すべて。

2018年6月27日 **非公開決定**

文書番号	日付	件名
15町政聴要第186号	2015年6月24日	市政要望
15町政聴要第186号	2015年7月7日	市政要望への対応について(報告)
15町政聴要第186号の2	2015年7月16日	ご要望について

15 町政聴要第 186 - 3 号	2015 年 7 月 22 日	市政要望
15 町政聴要第 186 - 3 号	2015 年 7 月 30 日	市政要望への対応について (報告)
15 町政聴要第 186 号の 4	2015 年 8 月 18 日	ご要望について
15 町政聴要第 186 - 5 号	2015 年 8 月 21 日	市政要望
15 町政聴要第 186 - 5 号	2015 年 9 月 2 日	市政要望への対応について (報告)
15 町政聴要第 186 号の 6	2015 年 9 月 9 日	ご要望について
15 町政聴要第 186 - 7 号	2015 年 9 月 14 日	市政要望
15 町政聴要第 186 - 7 号	2015 年 9 月 30 日	市政要望への対応について (報告)
15 町政聴要第 186 - 7 号	2016 年 2 月 8 日	市政要望への対応について (報告)
15 町政聴要第 186 号の 9	2016 年 2 月 23 日	ご要望について
15 町政聴要第 186 - 8 号	2016 年 2 月 8 日	市政要望
15 町政聴要第 186 - 8 号	2016 年 2 月 22 日	市政要望への対応について (報告)
15 町政聴要第 186 - 10 号	2016 年 2 月 26 日	市政要望
15 町政聴要第 186 - 10 号	2016 年 3 月 10 日	市政要望への対応について (報告)
15 町政聴要第 186 - 10 号	2016 年 6 月 22 日	市政要望への対応について (報告)
16 町政聴要第 161 号	2016 年 6 月 10 日	市政要望
15 町政聴要第 186 号の 11	2016 年 7 月 6 日	ごみ集積所〇〇町〇 - 〇〇〇の適正管理を求める件について
17 町政聴要第 541 号	2017 年 11 月 30 日	市政要望
17 町政聴要第 541 - 2 号	2017 年 12 月 4 日	市政要望
17 町政聴要第 541 号	2017 年 12 月 14 日	市政要望への対応について (報告)
17 町政聴要第 541 - 3 号	2018 年 2 月 8 日	市政要望
17 町政聴要第 541 号	2018 年 2 月 23 日	市政要望への対応について (報告)
17 町政聴要第 541 - 4 号	2018 年 3 月 19 日	市政要望
17 町政聴要第 541 号	2018 年 3 月 28 日	市政要望への対応について (報告)
17 町政聴要第 740 号	2018 年 3 月 26 日	市政要望
17 町政聴要第 740 号	2018 年 4 月 2 日	市政要望への対応について (報告)
17 町政聴要第 740 号の 2	2018 年 4 月 9 日	「2017 年 12 月 4 日送信の市長への手紙の市長の回答の要」について
18 町政聴要第 20 号	2018 年 4 月 9 日	市政要望
18 町政聴要第 20 - 2 号	2018 年 4 月 27 日	市政要望
文書番号なし	2018 年 4 月 27 日	(広聴課から本人への返信メール)
18 町政聴要第 20 - 3 号	2018 年 5 月 1 日	市政要望
文書番号なし	2018 年 5 月 1 日	(広聴課から本人への返信メール)
18 町政聴要第 20 - 4 号	2018 年 5 月 2 日	市政要望
文書番号なし	2018 年 5 月 2 日	(広聴課から本人への返信メール)

理由：町田市情報公開条例第 5 条第 1 項第 1 号に該当

○個人に関する情報であって、特定個人が識別され、または識別され得るものであるため。

2018-45 2018 年 6 月 29 日 …………… (総務部法制課)

■ごみ集積所〇〇町〇-〇〇〇に関連する法制課にある情報のうち、内容以外の情報すべて。(相談日、相談元、回答日、回答元など)

2018 年 7 月 11 日 非公開決定

・法律相談一覧表_2018

理由：町田市情報公開条例第 5 条第 1 項第 4 号に該当

○行政法律相談は、町田市の事務又は事業の意思決定過程において専門家の知見を活用することで法的リスクを回避し、又は法的問題を解決することを目的に実施しており、相

談日、相談元、回答日、回答元等の内容以外の情報を含め、その記録を公開することによって、行政法律相談の利用を委縮させ、今後の行政法律相談の公正かつ適正な実施を著しく困難にすると認められるため。

2018-46 2018年6月29日 …………… (環境資源部3R推進課)

■町田市ごみ集積所の設置及び管理に関する要綱第2に示された、事業者または建設者がどのようにしたら近隣の既存のごみ集積所の開設者を識別して、その承諾を得て、当該宅地の居住者が当該ごみ集積所を利用できるよう努めることができるのかを示す情報。

2018年7月13日 不存在決定

理由：請求内容に合致する公文書の作成、取得のいずれも行っていないため。

2018-47 2018年6月29日 …………… (環境資源部3R推進課)

■町田市ごみ集積所申請書で申請されたごみ集積所が、届出の根拠とされた2015年8月18日付15町政聴要第186号の4の1に示された、条例、施行規則及び要綱に従っていることを示す証拠。

2018年7月13日 不存在決定

理由：請求内容に合致する公文書の作成、取得のいずれも行っていないため。

2018-48 2018年6月29日 …………… (環境資源部3R推進課)

■2018年6月21日付18町環推第215号に示された、町田市ごみ集積所申請書が〇〇町〇-〇〇〇に限り特別提出された理由および市がそれを特別受理した理由。

2018年7月13日 不存在決定

理由：請求内容に合致する公文書の作成、取得のいずれも行っていないため。

2018-49 2018年7月4日 …………… (子ども生活部子ども家庭支援センター)

■2018年度ひとり親家庭等子どもの生活、学習支援事業のプロポーザルにおいて、

①1位事業者に特定された採点項目・採点結果の内容(配点結果など)

②1位事業者に選定された、企画提案書内容の一式

2018年7月13日 公開決定

・2018年度まこちゃん教室(町田市ひとり親家庭等子どもの生活・学習支援事業)業務委託受託候補者選定のためのプロポーザルにおける「プロポーザル採点結果調書」

2018年7月13日 部分公開決定

・2018年度まこちゃん教室(町田市ひとり親家庭等子どもの生活・学習支援事業)業務委託受託候補者選定のためのプロポーザルにおける提案書及び添付書類(株式会社トライグループ 東京支店分)

公開しない部分

	資料名	公開しない部分	根拠
(1)	提案書	法人の印影	②
		法人の担当者名	①
		法人の担当者電子メールアドレス	①
(2)	見積書	法人の印影	②
		費用明細(単価、金額)	③
(3)	類似契約の契約書	法人の印影	②
(4)	誓約書	法人の印影	②
(5)	物品買い入れ等競争入札参加資格審査受付票	法人の印影	②

公文書の一部を公開しない理由

根拠	根拠条文	公開しない理由
①	町田市情報公開条例第5条第	個人に関する情報であって、特定の個人が識別される

	1項第1号	ため。
②	町田市情報公開条例第5条第1項第2号	「印影」部分は、法人が実印として使用している印鑑の印影であり、公開し、情報が流通することによって、印鑑偽造等により不正使用される恐れがあり、印影を公開すると法人等の財産の保護に著しい支障が生じると認められるため。
③	町田市情報公開条例第5条第1項第4号	「町田市ひとり親家庭等子どもの生活・学習支援事業業務委託」に係る業者選定は、今後も公募型プロポーザル方式により行う予定であり、今後の契約事務の公正かつ適正な実施を著しく困難にするため。

2018-50 2018年7月6日 …………… (道路部道路管理課)

■町田駅周辺施設物等管理協定書 (ペDESTリアンデッキ1号・2号・3号)

※図面については、ペDESTリアンデッキ2号に係るもののみ

2018年7月20日 公開決定

- ・「町田駅周辺施設物等管理協定書」の一部を変更する協定書の締結について
- ・「町田市と締結している協定書」の一部を変更する協定書について

2018年7月20日 部分公開決定

- ・町田駅周辺施設物等管理協定の締結について
 - (図面) 市街地再開発事業完了平面図・・・3枚
 - (図面) ペDESTリアンデッキ(1)2号電気設備図1・・・1枚
 - (図面) ペDESTリアンデッキ(1)2号電気設備図2・・・1枚

※図面は2号デッキに係るもののみ

- ・町田駅周辺照明施設の電気料金に関する協定書
- ・「町田駅周辺施設物等管理協定書」の一部を変更する協定書の締結について (2013年3月19日起案)
- ・「町田駅周辺照明施設の電気料金に関する協定書」の一部を変更する協定書の締結について (2013年3月26日起案)
- ・「町田駅周辺照明施設の電気料金に関する協定書」の一部を変更する協定書の締結について (2014年4月24日起案)
- ・「町田駅周辺施設物等管理協定書」の一部を変更する協定書の締結について (2014年4月24日起案)

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第2号に該当

- 「印影」の部分は、法人が実印として使用している印鑑の印影であり、公開し情報が流通することによって、印鑑偽造等により不正使用される恐れがあり、印影を公開すると法人等の財産の保護に著しい支障が生じると認められるため
 - ・法人の印影

2018-51 2018年7月13日 …………… (環境資源部環境政策課)

■ごみ集積所〇〇町〇-〇〇〇に関連する環境資源部長のもつ情報すべて。

2018年7月27日 非公開決定

文書番号	日付	件名
15 町環政第 288 号	2015 年 6 月 25 日	市政要望への対応について (収受及び送付) No. 186
なし	2015 年 7 月 8 日	市政要望 No. 186 の回答について (回答収受)
15 町環政第 379 号	2015 年 7 月 22 日	市政要望への対応について (依頼) No. 186 - 3 (照会収受)
なし	2015 年 7 月 31 日	市政要望への対応について (回答) No. 186 - 3 (3R推進課回答収受)

15 町環政第 456 号	2015 年 8 月 21 日	市政要望への対応について (収受) No. 186 - 5
なし	2015 年 9 月 3 日	市政要望への対応について (回答収受) No. 186 - 5
15 町環政第 524 号	2015 年 9 月 14 日	市政要望への対応について (収受) No. 186 - 7
15 町環政第 919 号	2016 年 2 月 9 日	市政要望への対応について (収受及び送付) No. 186 - 8
なし	2016 年 2 月 24 日	市政要望への対応について (No. 186 - 8) 報告 (収受)
15 町環政第 973 号	2016 年 2 月 29 日	市政要望への対応について (収受及び送付) No. 186 - 10
なし	2016 年 6 月 13 日	市政要望の送付について (収受及び送付) No. 161
16 町環政第 276 号	2016 年 6 月 24 日	市政要望への対応について (No. 186 - 10) 回答 (収受)
17 町環政第 753 号	2017 年 12 月 4 日	市政要望への対応について (依頼) No. 541 (収受及び送付)
17 町環政第 762 号	2017 年 12 月 5 日	市政要望の送付について (収受及び送付) No. 541 - 2
17 町環政第 791 号	2017 年 12 月 15 日	市政要望への対応について (中間報告) No. 541、541 - 2 (収受)
17 町環政第 956 号	2018 年 2 月 9 日	市政要望への対応について (収受及び送付) No. 541 - 3
なし	2018 年 2 月 23 日	市政要望への対応について (回答) No. 541、541 - 2、541 - 3
17 町環政第 1051 号	2018 年 3 月 20 日	市政要望の送付について (通知) No. 541 - 4
17 町環政第 1085 号	2018 年 3 月 26 日	市政要望への対応について (収受及び送付) No. 740
なし	2018 年 3 月 29 日	市政要望への対応について (報告) No. 541、541 - 2、541 の 3、541 の 4
18 町環政第 28 号	2018 年 4 月 10 日	市政要望の送付について (収受及び送付) No. 20
18 町環政第 128 号	2018 年 5 月 1 日	市政要望の送付について (通知) No. 20 - 2
18 町環政第 129 号	2018 年 5 月 1 日	市政要望の送付について (通知) No. 20 - 3
18 町環政第 147 号	2018 年 5 月 7 日	市政要望の送付について (通知) No. 20 - 4

理由：町田市情報公開条例第 5 条第 1 項第 1 号に該当

○個人に関する情報であって、特定個人が識別され、または識別され得るものであるため。

2018-52 2018 年 7 月 13 日 …………… (環境資源部 3 R 推進課)

■ごみ集積所〇〇町〇-〇〇〇に関連する環境資源部長のもつ情報すべて。

2018 年 7 月 27 日 部分公開決定

1 ごみ集積所申請書 〇〇町〇-〇〇〇

2 ごみ集積所 (町田市〇〇町〇〇〇〇番地・〇〇〇脇) の移設及び廃止の件

理由：町田市情報公開条例第 5 条第 1 項第 1 号に該当

○個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、または識別され得るものであるため。

1 のうち、申請者 (2 名) の氏名、印影、住所、電話番号

2 のうち、文書の発信者の氏名

2018 年 7 月 27 日 非公開決定

	起案日	件名	参考
1	2015 年 6 月 26 日	市政要望への対応について (依頼)	15 町政聴要第 186 号

		No. 186	
2	2015年7月6日	市政要望への対応について（回答） No. 186	15 町政聴要第 186 号
3	2015年7月22日	市政要望への対応について（依頼） No. 186 - 3	15 町政聴要第 186 - 3 号
4	2015年7月30日	市政要望への回答について No. 186 - 3	15 町政聴要第 186 - 3 号
5	2015年8月24日	市政要望への対応について（依頼） No. 186 - 5	15 町政聴要第 186 - 5 号
6	2015年9月2日	市政要望への対応について（回答） No. 186 - 5	15 町政聴要第 186 - 5 号
7	2015年9月16日	市政要望への対応について（依頼） No. 186 - 7	15 町政聴要第 186 - 7 号
8	2015年9月30日	市政要望の報告期限の延長について （報告）No. 186 - 7	15 町政聴要第 186 - 7 号
9	2016年2月8日	市政要望への対応について（報告） No. 186 - 7	15 町政聴要第 186 - 7 号
10	2016年2月9日	市政要望への対応について（依頼） No. 186 - 8	15 町政聴要第 186 - 8 号
11	2016年2月22日	市政要望への対応について （No. 186 - 8）	15 町政聴要第 186 - 8 号
12	2016年2月29日	市政要望への対応について（依頼） No. 186 - 10	15 町政聴要第 186 - 10 号
13	2016年3月10日	市政要望への対応について （No. 186 - 10）中間報告	15 町政聴要第 186 - 10 号
14	2016年6月13日	市政要望の送付について（通知） No. 161	16 町政聴要第 161 号
15	2016年6月23日	市政要望への対応について（回答） No. 186 - 10	15 町政聴要第 186 - 10 号
16	2017年12月1日	市政要望への対応について（依頼） No. 541	17 町政聴要第 541 号
17	2017年12月6日	市政要望の送付について（通知） No. 541 - 2	17 町政聴要第 541 - 2 号
18	2017年12月13日	市政要望への対応について（No. 541） の中間報告について	17 町政聴要第 541 号
19	2018年2月9日	市政要望への対応について（依頼） No. 541 - 3	17 町政聴要第 541 - 3 号
20	2018年3月1日	市政要望への対応について No. 541、 541 - 2、541 - 3（回答）の廃案につ いて	17 町政聴要第 541、541 - 2、541 - 3 号
21	2018年3月20日	市政要望の送付について（通知） No. 541 - 4	17 町政聴要第 541 - 4 号
22	2018年3月22日	市政要望への対応について No. 541、 541 - 2、541 - 3、541 - 4（回答）	17 町政聴要第 541、541 - 2、541 - 3、541 - 4 号
23	2018年3月27日	市政要望への対応について（依頼） No. 740	17 町政聴要第 740 号
24	2018年4月2日	市政要望への対応について（報告） No. 740	17 町政聴要第 740 号
25	2018年4月10日	市政要望の送付について（通知）	18 町政聴要第 20 号

		No. 20 (収受)	
26	2018年5月2日	市政要望の送付について (通知) No. 20 - 2	18 町政聴要第 20 - 2 号
27	2018年5月2日	市政要望の送付について (通知) No. 20 - 3	18 町政聴要第 20 - 3 号
28	2018年5月7日	市政要望の送付について (通知) No. 20 - 4	18 町政聴要第 20 - 4 号
29	2018年6月22日	市政要望への対応について (報告書) の訂正について	18 町政聴要第 541 号

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、または識別され得るものであるため。

2018-53 2018年7月17日 (道路部道路管理課)

■道路管理課 文書名=要望対応表 管理番号 18-2121

個人宅の防犯カメラの設置状況が法令遵守されていないようですが、認めている理由。

2018年7月30日 非公開決定

・要望対応票 (18 - 2121) 道路管理課

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、または識別されうるものであるため。

2018-54 2018年7月10日 (環境資源部3R推進課)

■ごみ集積所〇〇町〇-〇〇〇〇に関連して3R推進課と法制課との間で交わした情報すべて。(3R推進課で保有するもの)

2018年7月24日 不存在決定

理由：請求内容に合致する公文書の作成、取得のいずれも行っていないため。

2018-55 2018年7月25日 (道路部道路管理課)

■地番〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇 国から市への譲与の記録

2018年8月8日 公開決定

- 1 土地登記嘱託書 (土地表示登記 〇〇町字〇〇〇〇 〇〇〇〇番地、同〇〇〇〇番地)
- 2 土地登記嘱託書 (土地所有権保存登記 〇〇町字〇〇〇〇 〇〇〇〇番地、同〇〇〇〇番地)
- 3 普通財産の譲与申請について (町建管発第 356 号 2)
- 4 国有地の譲与について (2財管管第 708 号)
- 5 土地登記嘱託書 (土地表示登記 〇〇町字〇〇〇〇 〇〇〇〇番地、同〇〇〇〇番地、同〇〇〇〇番地、同〇〇〇〇番地)
- 6 土地登記嘱託書 (土地所有権保存登記 〇〇町字〇〇〇〇 〇〇〇〇番地、同〇〇〇〇番地、同〇〇〇〇番地、同〇〇〇〇番地)
- 7 土地登記嘱託書 (土地表示登記 〇〇町字〇〇〇〇 〇〇〇〇番地)
- 8 土地登記嘱託書 (土地所有権保存登記 〇〇町字〇〇〇〇 〇〇〇〇番地)

2018年8月8日 部分公開決定

- 1 廃道敷の譲与について (申請) (町建管収第 906 号 2)
- 2 国有地 (廃道敷) の譲与について (3財管管第 249 号の 2)
- 3 廃道敷の譲与について (申請) (町建管収第 905 号 2)
- 4 国有地 (廃道敷) の譲与について (3財管管第 248 号の 2)

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、または識別され得るものであるため

め。

- ・ 1、3のうち土地交換及び払下申請者の氏名
- ・ 1～4のうち測量業者の社員の氏名及び印影
- ・ 1のうち公共用地との境界に係る証明願の依頼者の住所、氏名及び電話番号並びに境界図における土地所有者の氏名

2018-56 2018年7月25日 …………… (子ども生活部児童青少年課)

■学童保育クラブにおける中学校全員給食の請願についての署名などの対応について

2018年7月27日 **公開決定**

- ・ 学童保育クラブにおける署名等の対応について (通知)

2018-57 2018年7月26日 …………… (総務部法制課)

■行政法律相談についての目的、定義、運用、委託など法的位置づけもわかるもの

2018年8月8日 **部分公開決定**

- 1 行政法律相談について (入力フォームを含む)
(行政法律相談の運用についてわかるもの)
- 2 行政事務法律相談員委託契約書
(行政法律相談の委託についてわかるもの)

理由：町市情報公開条例第5条第1項第4号に該当

○個人用電子メールアドレスは、業務上必要な連絡にのみ使用しており、これを公開することによって、市の事務又は事業の実施の目的を失わせ、又は公正かつ適正な実施を著しく困難にすると認められるため。

- ・ 1のうち担当職員の個人用電子メールアドレス

：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○公開することによって、受託弁護士個人のプライバシーを侵害するおそれがあるため。

- ・ 2のうち受託弁護士個人の住所

：町田市情報公開条例第5条第1項第2号に該当

○「印影」部分は、受託弁護士が実印として使用している印鑑の印影であり、公開し、情報が流通することによって、印鑑偽造等により不正使用される恐れがあり、弁護士業務の運営上著しい支障が生じると認められるため。

- ・ 2のうち受託弁護士の印影

2018年8月8日 **不存在決定**

- ・ 行政法律相談の目的・定義及び法的位置づけのわかるもの

理由：該当する公文書の作成・取得のいずれも行っていないため。

※行政法律相談の法的位置づけとしては、町田市組織規制の規定が該当しますが、同規則は何人も閲覧可能なものであるため、町田市情報公開条例第13条第2項の規定により、公文書公開請求の対象外となります。

2018-58 2018年7月26日 …………… (総務部法制課)

■ごみ集積所〇〇町〇-〇〇〇〇に関連して広聴課と法制課との間で交わした情報すべて。(法制課で保有するもの)

2018年8月8日 **不存在決定**

理由：法制課と広聴課との間で口頭によるやり取りを行ったが、該当する公文書の作成・取得のいずれも行っていないため。

2018-59 2018年7月26日 …………… (総務部法制課)

■ごみ集積所〇〇町〇-〇〇〇〇に関連して3R推進課と法制課との間で交わした情報すべて。(法制課で保有するもの)

2018年8月8日 **非公開決定**

・法律相談一覧表_2018

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第4号に該当

○行政法律相談は、町田市の事務又は事業の意思決定過程において専門家の知見を活用することで法的リスクを回避し、又は法的問題を解決することを目的に実施しており、その内容を公開することによって、行政法律相談の利用を委縮させ、今後の行政法律相談の公正かつ適正な実施を著しく困難にすると認められるため。

2018-60 2018年8月7日 …………… (都市づくり部建築開発審査課)

■届出済みの建設リサイクル法の届出書について記載された受付台帳

・工事の場所、工事着手日が分かるもの※2018年6月1日以降に届出がなされたもの

2018年8月23日 部分公開決定

建築リサイクル受付台帳

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、または識別され得るものであるため。

- ・発注者名のうち個人名の部分
- ・工事の場所のうち、発注者が個人名のもので、町名以外の部分
- ・元請業者のうち、現場代理人名の部分

2018-61 2018年8月10日 …………… (道路部道路管理課)

■町田市図師町「地番」字〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇の所有権移転及び分筆に係る嘱託登記に関する書類、図面一式

1963年度(昭和38年度)、坂下農道新設工事に係るすべての書類、図面一式

忠生394号線に関する図面、書類一式

2018年8月22日 決定延期

理由：公文書の精査・検討に時間を要するため。

2018年10月2日 部分公開決定

- 1 昭和33、39年度 坂下道路改修登記綴
- 2 坂下道路改修工事関係図面(No33-1~No33-6)
- 3 忠生394号線道路舗装改良工事関係図面(No88-No89)

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、または識別され得るものであるため。

- ・1、2のうち道路改修に伴う道路対象用地の所有者の住所及び氏名
- ・1のうち証明書公用公布者の住所及び氏名
- ・1のうち分筆登記及び所有権移転登記に係る土地所有者の住所、氏名及び印影

：町田市情報公開条例第5条第1項第2号に該当

○「印影」部分は、法人が実印として使用している印鑑の印影であり、公開し、情報が流通することによって、印鑑偽造等により不正使用される恐れがあり、印影を公開すると法人等の財産の保護に著しい支障が生じると認められるため。

- ・3のうち工事業者(法人)の印影

2018-62 2018年8月14日 …………… (都市づくり部公園緑地課)

■町田市都市公園指定管理者公募(町田中央公園グループ)提案資料(2019年4月1日から2024年3月31日までの5年間に係る)、公募者2社分(株式会社ギオン分を除く)

2018年8月27日 決定延期

理由：公文書の精査・検討に時間を要するため。

2018年10月12日 部分公開決定

・町田市都市公園指定管理者申請書

(まちなだA・T・Kスポーツパートナーズ申請分)

・町田市都市公園指定管理者申請書

(パークコミュニティ MACHIDA 共同事業体申請分)

理由：(1) 町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

個人に関する情報であって、特定個人が識別され、又は識別され得るものであるため。

(2) 町田市情報公開条例第5条第1項第2号に該当

法人の保有する生産技術上又は販売上の情報であって、公にすることにより、当該法人の事業活動が著しく損なわれると認められるものであるため。

(3) 町田市情報公開条例第5条第1項第2号に該当

経営方針、運営状況、負債内容・借入金・賃金等の経理、人事等の事業活動を行う上での内部情報であって、公にすることにより、当該法人の事業活動が著しく損なわれると認められるものであるため。

(4) 町田市情報公開条例第5条第1項第2号に該当

「印影」部分は、法人が実印として使用している印鑑の印影であり、公開し、情報が流通することによって、印鑑偽造等により不正使用される恐れがあり、印影を公開すると法人等の財産の保護に著しい支障が生じると認められるため。

○まちだA・T・Kスポーツパートナーズ申請分

	資料名	公開しない理由	公開しない部分
1	町田市都市公園指定管理者申請書(様式3)	(4)	印影
2	指定予定期間に属する各年度の都市公園の管理に係る事業計画書及び収支予算書及び概要版(様式4)	(1)	<ul style="list-style-type: none"> ・(様式4-1) / メールアドレス及び氏名 ・P18~P22 / 写真 ・自主事業チラシ(運動教室) / 写真 ・自主事業チラシ(2歳からの運動教室) / 写真、左側枠内左上部デザイン、肩書き及び氏名 ・P84 / 中央部写真 ・P85~87 / 写真 ・P88 / 上段写真 ・P90 / 中央部写真 ・P93 / 写真、右側デザイン左側枠内左上部デザイン、肩書き及び氏名
		(2)	<ul style="list-style-type: none"> ・P1 / 4 自主事業(2 自主事業の内容) 3 行目 16 文字目~49 文字目 ・P4 / 図 ・P6 / 図及びイラスト ・P8 / 図 ・P12 / 2 堅実な運営体制 5 行目 21 文字目~25 文字目 ・P12 / 図中運營業務 1 行目 12 文字目~2 行目 1 文字目 ・P12 / 下部代表企業枠内 2 行目 20 文字目~3 行目 11 文字目 ・P13 / ①枠内 2 行目 17 文字目~18 文字目及び 3 行目 8 文字目~9 文字目 ・P13 / ②枠内 2 行目 1 文字目~6 文字目 ・P13 / ⑦枠内 1 行目 1 文字目~20 文字目及び 2 行目 1 文字目~14 文字目 ・P17 / 図 ・P22 / 見出し 1 文字目~18 文字目、1 行目 17 文字目~2 行目 19 文字目、7 行目 17 文字目~18 文字目、9 行目 8 文字目~9 文字目、11 行目 1 文字目~6 文字目、21 行目 1 文字目~20 文字目

			<p>字目、22行目1文字目～14文字目、23行目7文字目～35文字目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・P22/上段枠内デザイン ・P35～36/図 ・P38/下段図 ・P39/安心して利用するための対応と対策5行目～15行目、20行目～26行目及び図 ・P40/表 ・P41/図 ・P82/図及び下段写真 ・P83/14行目30文字目～15行目1文字目 ・P84/2行目15文字目～28文字目、9行目24文字目～29文字目 ・P85/1行目1文字目～15文字目、2行目27文字目～45文字目、3行目14文字目～28文字目、38文字目～51文字目、5行目27文字目～39文字目、5行目51文字目～6行目13文字目、8行目1文字目～13文字目、上部枠内デザイン、下段表左部タイトル1文字目～13文字目、表中2左部1文字～6文字目及び表中3左部1文字目～6文字目 ・P86/下部表1行目18文字目～19文字目 ・P88/下部表⑦見出し1文字目～20文字目、下部表⑦2行目2文字目～30文字目 ・P90/13行目括弧内6文字目～19文字目、14行目1文字目～8文字目、16行目42文字目～49文字目及び17行目23文字目～36文字目
		(3)	<ul style="list-style-type: none"> ・(様式4-1)/電話番号、ファクシミリ番号及び所属部署 ・P2/金額 ・P23～31/回数、定員、参加費及び金額 ・P69～70/年間利用者数 ・P71/年間利用者数1行目～3行目 ・P94～97/金額 ・P98～100/計算式、金額及び下部表17行目 ・P101～120/金額
3	定款	(3)	<ul style="list-style-type: none"> ・(アシックスジャパン株式会社) 定款本文 ・(東急スポーツシステム株式会社) 定款本文 ・(株式会社協栄) 定款本文
		(4)	<ul style="list-style-type: none"> ・(アシックスジャパン株式会社) 表紙/印影
4	財産目録及び決算書	(3)	<ul style="list-style-type: none"> ・(アシックスジャパン株式会社) アシックスジャパンの資金運用について ・(アシックスジャパン株式会社) 財産目録に関する申入書 ・(アシックスジャパン株式会社) 計算書類/貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表 ・(東急スポーツシステム株式会社) 貸借対象表、貸借対象表(2017年度決算)及び損益計算書(2017年度決算) ・(株式会社協栄) 財産目録 ・(株式会社協栄) 貸借対象表、損益計算書、役員原価報告書、株主資本等変動計算書、個別注

			記表及び監査報告書
5	法人等の事業計画書及び収支予算書	(3)	<ul style="list-style-type: none"> ・(アシックスジャパン株式会社) 第7期損益計算書及び予想貸借対照表 ・(東急スポーツシステム株式会社) 経営構想、経営目標、経営目標数値 ・(株式会社協栄) 事業計画書の2当事業年度の売上・利益計画 ・(株式会社協栄) 直近の財務データ/表 ・(株式会社協栄) 事業計画書3当期重点実施事項 ・(株式会社協栄) 収支予算書
		(4)	・(アシックスジャパン株式会社) 収支計算書に関する申入書/印影
6	役員の名簿	(1)	<ul style="list-style-type: none"> ・(アシックスジャパン株式会社) 性別、生年月日及び住所(代表取締役の住所は除く) ・(東急スポーツシステム株式会社) 住所及び生年月日(代表取締役の住所は除く) ・(株式会社協栄) 生年月日、性別、本籍及び住所(代表取締役の住所は除く)
7	組織及び運営に関する事項を記載した書類(様式5)	(4)	・(株式会社協栄) 医療関連サービスマーク認定証書/印影
8	指定管理者の指定申請に関する誓約書(様式6)	(4)	印影
9	各納税証明書	(3)	各納税証明書
10	共同事業体結成協定書	(4)	印影

○パークコミュニティ MACHIDA 共同事業体申請分

	資料名	公開しない理由	公開しない部分
1	町田市都市公園指定管理者申請書(様式3)	(4)	印影
2	指定予定期間に属する各年度の都市公園の管理に係る事業計画書及び収支予算書及び概要版(様式4)	(1)	<ul style="list-style-type: none"> ・(様式4-1) / メールアドレス及び氏名 ・P17/上段左側写真、右側写真及び中段写真 ・P23/下段写真 ・P24/上段写真 ・P25/中段右側写真 ・P35/上段写真及び下段写真 ・P36/中段写真 ・P37/上段写真及び下段写真 ・P39/上段写真及び中段写真 ・P41/中段写真及び下段写真 ・P42/下段写真 ・P43/中段写真 ・P44/上段写真及び下段写真 ・P45/中段写真 ・P61/下段写真 ・P72/写真

		<ul style="list-style-type: none"> ・ P73／写真 ・ P86／下段左側写真及び中央写真 ・ P90／左側写真 ・ P91／写真 ・ P120／下段左側写真
	<p>(2)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ P2／4 多彩なイベントを地域との協同で実施します 2 行目 2 文字目～19 文字目 ・ P6／(利用者アンケートの調査票イメージ) ・ P7／4 行目 24 文字目～6 行目 4 文字目、7 行目 13 文字目～18 文字目、8 行目 3 文字目～10 行目 8 文字目、グラフィイメージ及び図 ・ P10／23 行目 5 文字目～23 文字目 ・ P15／点線枠内 5 行目 26 文字目～32 文字目及び 9 行目 2 文字目～7 文字目 ・ P16／表 2 列目 2 行目～9 行目 ・ P17／表 2 列目 2 行目～4 行目及び 3 列目 2 行目～4 行目 ・ P22／運営方針 2 の 8 行目 2 文字目～12 文字目、10 行目 23 文字目～25 文字目、運営方針 3 の 12 行目 3 文字目～13 行目 4 文字目 ・ P29／図 ・ P32／図 ・ P34～39／金額 ・ P35／下段表中概要 3 行目 12 文字目～4 行目 ・ P38／上段表中集客効果 1 行目 13 文字目～2 行目 9 文字目及び上段写真中 11 文字 ・ P41／金額 ・ P42／下段表中概要 2 行目 17 文字目～3 行目及び金額 ・ P43／下段表中集客効果 1 行目 13 文字目～2 行目 9 文字目、下段写真中 11 文字及び金額 ・ 45／金額 ・ P48～50／参加費金額及び金額 ・ P48／表中 4 シニアスポーツ教室 4 行目～5 行目 ・ P51／下段表 2 列目 ・ P52／上段表 2 行目～4 行目、下段表 2 行目～5 行目 ・ P53／図 ・ P54／下段図 ・ P56／図 ・ P57／上部点線枠内文章及び図 ・ P58／図 ・ P61／表 2 行目～4 行目及び下段中央イメージ ・ P62／上段表 2 行目～11 行目、下段表 2 行目～5 行目 ・ P64／上部点線枠内文章及び図 ・ P65／図 ・ P66／表 2 列目 2 行目～10 行目、3 列目 2 行目～10 行目

			<ul style="list-style-type: none"> ・ P 6 7 / 表 2 列 目 2 行 目 ~ 4 行 目、 3 列 目 2 行 目 ~ 4 行 目 及 び 図 ・ P 7 0 / 下 段 図 ・ P 7 1 / 表 2 列 目 2 行 目 ~ 5 行 目、 3 列 目 2 行 目 ~ 5 行 目 及 び 4 列 目 2 行 目 ~ 5 行 目 ・ P 7 2 / 上 段 表 2 行 目 ~ 3 行 目 及 び 下 段 表 2 行 目 ~ 1 3 行 目 ・ P 7 3 / 表 2 列 目 2 行 目 ~ 7 行 目 及 び 図 ・ P 7 4 / 表 3 行 目 ~ 8 行 目 ・ P 7 5 / 表 2 行 目 ~ 1 4 行 目 ・ P 7 6 / 表 3 行 目 ~ 1 0 行 目 ・ P 7 7 / 表 3 行 目 ~ 1 0 行 目 ・ P 7 8 / 表 2 行 目 ~ 4 行 目 ・ P 7 9 / 表 3 行 目 ~ 1 1 行 目 ・ P 8 9 / 上 段 点 線 内 6 行 目 1 5 文 字 目 ~ 7 行 目 6 文 字 目、 下 段 点 線 内 2 行 目 6 文 字 目 ~ 2 3 文 字 目、 写 真 及 び 写 真 タ イ ト ル ・ P 9 0 / 表 1 列 目 6 行 目 ・ P 9 1 / 図 及 び 1 0 行 目 1 9 文 字 目 ~ 1 1 行 目 1 8 文 字 目 ・ P 9 3 / 表 2 行 目 ~ 1 0 行 目 ・ P 9 8 ~ 9 9 / 金 額 ・ P 1 0 0 / 表 中 金 額、 数 量、 下 段 【 補 足 説 明 】 1 行 目 3 1 文 字 目 ~ 3 4 文 字 目、 3 行 目 2 2 文 字 目 ~ 3 3 文 字 目 及 び 5 行 目 3 文 字 目 ~ 6 文 字 目 ・ P 1 0 1 ~ 1 0 2 / 金 額 ・ P 1 0 3 ~ 1 0 9 / 単 価、 金 額 及 び 備 考 ・ P 1 1 0 / 金 額 ・ P 1 1 3 / 上 段 右 側 図 及 び 中 段 図 ・ P 1 1 4 / 共 通 提 案 4 写 真 下 部 文 章 2 行 目 4 0 文 字 目 ~ 4 6 文 字 目 ・ P 1 1 5 / 図 ・ P 1 2 1 / 図 及 び 表 ・ P 1 2 5 / 下 段 写 真 タ イ ト ル 1 文 字 目 ~ 7 文 字 目 ・ P 1 2 6 / 金 額 及 び 消 費 税 備 考
3	定款	(3)	<ul style="list-style-type: none"> ・ (株式会社オリエンタルコンサルタンツ) 定款本文 ・ (株式会社富士植木) 定款本文
		(4)	<ul style="list-style-type: none"> ・ (株式会社オリエンタルコンサルタンツ) 表紙 / 印影 ・ (株式会社富士植木) 表紙 / 印影
4	財産目録及び決算書報告	(3)	<ul style="list-style-type: none"> ・ (株式会社オリエンタルコンサルタンツ) / 現金預金の内訳明細書、完成業務未収入金の内訳明細書、未収金の内訳明細書、前払費用の内訳明細書、短期貸付金の内訳明細書、流動資産その他の内訳明細書、建設仮勘定の内訳明細書、無形固定資産その他の内訳明細書、投資有価証券の内訳明細書、関係会社株式の内訳明細書、従業員長期貸付金の内訳明細書、差入保証金内訳、投資その他の資産その他の内訳明細書、業務未払金の内訳明細書、業務未払金 (外注) 内訳表、業務未払金 (仕入) 内訳表、未払金の内

			訳明細書、未払金（外注）内訳表、未払金（仕入）内訳表、未払法人税等の内訳明細書、未払い消費税の内訳明細書、未成業務受入金の内訳明細書、流動負債その他の内訳明細書、リース債務の内訳明細書、その他営業外収益の内訳明細書、その他営業外費用の内訳明細書 ・(株式会社オリエンタルコンサルタンツ) 第60期決算報告書／事業報告、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表 ・(株式会社富士植木) 決算報告書／貸借対照表、損益計算書、販売費及び一般管理費、完成工事原価報告書、兼業事業原価、未成工事支出金明細書、株主資本等変動計算書、個別注記表
5	法人等の事業計画書及び収支予算書	(3)	・(株式会社オリエンタルコンサルタンツ)／中期経営計画（概要版）、資金繰り計画 ・(株式会社富士植木)／第二次中期経営計画
6	役員の名簿	(1)	・(株式会社オリエンタルコンサルタンツ)／生年月日、性別、住所（代表取締役の住所は除く） ・(株式会社富士植木)／生年月日、性別、住所（代表取締役の住所は除く）
7	指定管理者の指定申請に関する誓約書（様式6）	(4)	印影
8	各納税証明書	(3)	各納税証明書
9	町田中央公園グループ管理運営事業に関する共同事業体協定書	(3)	・町田中央公園グループ管理運営事業に関する共同事業体協定書

2018年12月7日 **部分公開決定（2018年10月12日付）の取消し**

2018年12月7日 **部分公開決定**

- ・町田市都市公園指定管理者申請書（まちだA・T・Kスポーツパートナーズ申請分）
- ・町田市都市公園指定管理者申請書（パークコミュニティ MACHIDA 共同事業体申請分）

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第2号に該当

○「印影」部分は、法人が実印として使用している印鑑の印影であり、公開し、情報が流通することによって、印鑑偽造等により不正使用される恐れがあり、印影を公開すると法人等の財産の保護に著しい支障が生じると認められるため。

- ・法人の印影
- ：町田市情報公開条例第5号第1項第1号に該当
 - 個人に関する情報であって、特定個人が識別され、又は識別され得るものであるため。
 - ・法人担当者の氏名及びメールアドレス
 - ・個人の写真
 - ・役員の名簿のうち、性別、生年月日、本籍及び代表取締役を除く住所
- ：町田市情報公開条例第5条第1項第2号に該当
 - 法人に関する情報であって、公開することにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が著しく損なわれると認められるため。
 - ・定款
 - ・財産目録及び決算書
 - ・法人等の事業計画及び収支予算書
 - ・各納税証明書

■2018年度において、「部落探訪」の関係で、東京法務局等に提出した要請書。

2018年8月24日 公開決定

- ・ウェブサイト等の削除に関する要望について

2018-64 2018年8月17日 (環境資源部資源循環課)

■一般廃棄物最終処分場の埋め立て処分終了届出書および添付資料

東京都との協議がわかるもの

2018年8月31日 取下げ

2018-65 2018年8月31日 (環境資源部3R推進課)

■ごみ集積所〇〇町〇 - 〇〇〇とその周辺の(〇〇〇自治会内とその隣接する周辺の〇〇〇町内会にある)ごみ集積所の使用状況のわかるすべての情報(利用者からの電話、聞き取り、業者からの報告、利用者数、3R推進課で発行した警告看板のことなどすべて)。

2018年9月14日 決定延期

理由:対象公文書の検索に時間を要するため。

2018年9月28日 公開決定

1. 集積所の画像5枚
2. ごみ集積所〇〇町〇 - 〇〇〇(〇〇〇〇)古紙等資源物排出状況
3. 2014年度 ルール違反件数
4. 剪定枝ルール違反報告書9件

2018年9月28日 部分公開決定

1. 町田市ごみ集積所申請書 〇〇町〇 - 〇〇〇
2. ごみ集積所(町田市〇〇町〇〇〇〇番地・〇〇〇脇)の移設及び廃止の件

理由:町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、または識別され得るものであるため。

- ・1のうち申請者(2名)の氏名、印影、住所、電話番号
- ・2のうち文書の発信者の氏名

2018-66 2018年9月6日 (学校教育部保健給食課)

■小、中学校に対して出された請願署名の取り扱いに関する注意喚起文書

2018年9月11日 公開決定

- ・学校敷地内における署名活動等への対応について(通知)

2018-67 2018年9月11日 (政策経営部企画政策課)

■平成30年4月30日、関係住民に説明会が開催された「小山ヶ丘6丁目マンション計画」において「町田市住みよいまちづくり条例・早期周知による街づくりの手引き」P6業者のまちづくり調整協議会 図書提出がされまちづくり調整協議会審議されている内容。

2018年9月25日 部分公開決定

- ・2017年度第4回まちづくり調整協議会議事要旨
- ・2017年度第4回まちづくり調整協議会に提出された案件2の計画概要書

理由:①町田市情報公開条例第5条第1項第1号

○個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるため。

:②町田市情報公開条例第5条第1項第2号

○法人その他の団体に関する情報であって、公開することにより、当該法人等の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が著しく損なわれると認められるため。

:③町田市情報公開条例第5条第1項第3号

○市の意思決定が未了の事項に関する情報であって、公開することにより公正かつ適正な意思決定に著しい支障が生じると認められるため。

【別紙】公開しない部分

	資料名	公開しない部分	根拠
(1)	2017年度第4回まちづくり調整協議会議事要旨	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者名（案件2を除く） ・事業区域（町丁名までの記載を除く、案件2を除く） ・申請敷地面積 ・予定建築物の戸数、階数、高さ、建築面積、延べ面積、構造 ・用途地域・地区（案件2を除く） ・計画説明 	③
(2)	2017年度第4回まちづくり調整協議会に提出された案件2の計画概要書	<ul style="list-style-type: none"> ・申請敷地の面積 ・計画戸数 ・予定建築物の階数、高さ、建築面積、延べ面積、構造 ・計画説明のうち、1行目前段の7文字目から15文字目まで、1行目後段から3行目まで、4行目の4文字目から6文字目、22文字目から36文字目まで及び5行目の4文字目から30文字目まで ・建築計画表のうち、面積及び割合の数値、駐車台数、駐輪台数、備考欄1行目前段の8文字目から10文字目まで及び1行目後段から2行目前段 ・土地利用計画図 ・1F平面図 ・2F平面図 ・立面図 	③
		<ul style="list-style-type: none"> ・代理人（法人）の代表者の氏名 ・図面作成者（一級建築士）の氏名及び登録番号 ・公図写に記載の調査者 	①
		<ul style="list-style-type: none"> ・事業者及び代理人（法人）の電話番号 	②

2018-68 2018年9月14日（下水道部下水道管理課）

■**図師大橋より上流（鶴見川）の側溝の雨水対策の予算を含め、いっさいがっさいの資料。**

2018年9月18日 **決定延期**

理由：所管部署が複数にまたがる可能性があり、対象公文書の検索、内容の精査及び取りまとめに時間を要するため。

2018年10月19日 **公開決定**

- ・2018年度 水路維持事業歳出予算見積書
- ・2018年度 雨水調整池維持事業歳出予算見積書

2018-69 2018年9月14日（市民部市民協働推進課）

■**〇〇〇自治会集会所に関連して、町田市町内会・自治会等集会所建設費補助要綱第13号（1）に示された交付条件のわかる情報すべて。**

2018年9月26日 **不存在決定**

理由：交付条件を記載した補助金交付決定通知書は、町田市文書管理規程上10年保存の公文書です。そのため、1988年に建てられた〇〇〇自治会集会所の補助金交付決定通知書は、保

存年限が終了し、同規程第39条に基づき廃棄済みであり、存在いたしません。

2018-70 2018年9月14日 …………… (道路部道路管理課)

■2018年9月14日付、18町道管第846号と845号の道路を占有している生垣の占有許可

2018年9月27日 不存在決定

理由：該当する道路占有許可申請を受け付けしていないため。

2018-71 2018年9月18日 …………… (都市づくり部都市政策課)

■相原小山地区地区計画変更の提案説明会の開催が、07町都第127号文書で市民に通知(2007年4月16日付)されているようなのですがこの時どのように地域住民に説明されているのか、住人はどのくらい説明会に参加しているのか、が知りたい。

① 説明資料の配布方法

② 説明会の参加住民数(小山ヶ丘地区)

③ 相原小山地区地区計画変更に関する説明会の回数、決定までの流れ

④ 説明会開催のお知らせの周知範囲と通知方法

2018年9月26日 取下げ

2018-72 2018年9月19日 …………… (議会事務局)

■2016年度の各会派の会計帳簿

2013年度～2017年度の各会派の備品管理簿

2018年10月2日 決定延期

理由：会派の異動等で、精査・検討に時間を要するため。

2018年10月31日 公開決定

・1 2016年度の各会派の会計帳簿

・2 備品管理票

(1) 自由民主党会派(購入年月日：2013年5月23日、2015年3月26日、2016年5月11日、7月9日、12月11日、2017年2月14日(プリンタ)、2月14日(紙織り機)、7月11日、12月28日)

(2) まちだ市民クラブ会派(購入年月日：2013年4月13日、5月29日、11月24日、2014年10月22日、2015年3月27日、3月31日、2016年3月30日、3月31日(No.13)、3月31日(No.14)、12月25日、2017年1月5日)

(3) 公明党会派(購入年月日：2013年4月26日、10月26日、2014年1月21日、3月3日、3月4日、3月7日、8月31日、2015年7月28日、2016年2月21日、11月21日、2017年12月21日)

2018-73 2018年9月19日 …………… (都市づくり部公園緑地課)

■クアハウス問題

10月6日の野津田公園の拡張区域建築工場の説明会で同公園内にクアハウス(野津田公園にクアハウスの提案があった場合に、前向きな検討を求める)請願をうけて、業者と行政とのやり取りが(中間)報告されるという、この件につき

① 行政は市有地で、かつ市立公園である同公園用地の一部の貸与について検討したことを示す文書。

② もし、検討していながら文書を作成していない場合、その理由。

③ 貸与の条件等を検討・決定しない場合、業者との交渉を続けていた場合、その交渉が可とする根拠を示す条例等の根拠と責任者の氏名、判断時期。

(1) 拡張エリアの土地売買について

同公園のエリア工事の設計図面として未買収の私有地を含むエリアをカバーした設計が行われ提示された。

① この、個人の私有地の購入を行政として決定する場合、どのような基準で行っているのか。(例 ○○法第○条、市条例一〇等)

② 町田市立公園の土地売買を行う際、地権者の合意が最優先されるべきだと思うが、これまで

その合意を得ずに（強制）買収した例はあるか、あればその文書。

- ③ 市の担当者は、本件に従事した設計業者に未買収地、既買収地と区分せず一括して図面を引くよう指示したのか。した場合、しなかった場合、それぞれそれを示す根拠は何か。当概業者とのやり取りを示す文書
- ④ 同上の行政決裁文書の全て。
- ⑤ 本件を都市計画審議会に付与することに関する市側の検討状況を示す文書のすべて。
- ⑥ 今未買収拡張予定日について、市側は都計審にどのような説明をするのか、検討の有無とあればその文書を。
- ⑦ 担当者が関連地権者に謝罪（計画図に了承を得ずに書き込んだ件）したというが、市側の謝罪を是とする判断の根拠とその文書を。
- ⑧ 本件⑦についての市側の最高責任者、実質決裁をした職員ランクを教えてください。
- ⑨ この「設計ミス」は、現に耕作中、営農中の市民に、生業をしづらくし、結果的にその所有権を放棄させ、市への土地譲渡へと至る、準強制収用ともいえるかもしれない。
市側は、本件の重要性についてどのような検討をしたのかを示す文書。

2018年10月3日 部分公開決定

・野津田公園拡張区域基本設計業務委託の土木設計等業務委託契約書

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第2号に該当

- 「印影」部分は、法人が実印として使用している印鑑の印影であり、公開し、情報が流通することによって印鑑偽造等により不正使用される恐れがあり、印影を公開すると法人等の財産の保護に著しい支障が生じると認められるため。

・契約書の法人の印影

2018年10月3日 不存在決定

理由：

公文書の件名	不存在の理由
<p>(1) 拡張エリアの土地売買について 同公園の拡張工事の設計図面として、未買収の私有地を含むエリアをカバーした設計が行なわれ、提示された。</p> <p>① この個人の私有地の購入を行政として決定する場合、どのような基準で行なっているのか。（例。〇〇法第〇条、市条例〇条）</p> <p>②町田市立公園の土地売買を行なう際、地権者の合意が最優先されるべきだと思うが、これまで、その合意を得ずに、（強制）買収した例はあるか。あればその文書。</p> <p>⑤本件を都市計画審議会に付与することに関する市側の検討状況を示す文書の全て。</p> <p>⑥今、未買収拡張予定地について、市側は都計審にどのような説明をするのか。検討の有無とあればその文書を。</p> <p>⑦担当者が関連地権者に謝罪（計画図に</p>	<p>①関連する法令については、町田市情報公開条例第13条第2項に基づき、図書館その他これに類する施設において市民の利用に供することを目的として保有している図書であることから、町田市情報公開条例の適用除外となるため。</p> <p>②（強制）買収した例はないため。</p> <p>⑤未買収の私有地を含むエリアについては、現在のところ、都市計画審議会に付議する予定はないため。</p> <p>⑥未買収の私有地を含むエリアについては、現在のところ、都市計画審議会に付議する予定はないため。</p> <p>⑦謝罪としてではなく事後報告を行っ</p>

<p>了承を得ずに書き込んだ件) したというが市側の謝罪を是とする判断の根拠とその文書を。</p> <p>⑧本件⑦についての市側の最高責任者、実質決裁をした職員のランクを。</p> <p>⑨この「設計ミス」は、現に耕作中、営農中の市民に生業をしづらくし、結果的にその所有権を放棄させ、市への土地譲渡へと至る“準強制収用”ともいえるかもしれない。市側は本件の重要性についてどのような検討をしたのかを示す文書。</p>	<p>たため。</p> <p>⑧謝罪としてではなく事後報告を行ったため。</p> <p>⑨所有権を放棄させ、市への土地譲渡へ至る“準強制収用”に当たる事実はないため。</p>
<p>② クアハウス問題</p> <p>10月6日の野津田公園の拡張区域建築工事の説明会で、同公園内にクアハウス(野津田公園に“クアハウス”の提案があった場合に、前向きな検討を求める) 請願をうけて、業者と行政のやり取りが(中間) 報告されるという。この件につき、</p> <p>(1) 行政は、市有地で、かつ市立公園である同公園用地の一部の貸与について検討したことを示す文書を。</p> <p>(2) もし、検討していながら文書を作成していない場合、その理由を。</p> <p>(3) 貸与の条件等を検討、決定しない場合、業者との交渉を続けていた場合、その交渉が可とする根拠を示す条例等の根拠と責任者の氏名、判断時期を。</p>	<p>(1) 事前相談の段階であり、貸与について検討を行っていないため。</p> <p>(2) 事前相談の段階であり、貸与について検討を行っていないため。</p> <p>(3) 事前相談の段階であり、貸与について検討を行っていないため。</p>

2018-74 2018年9月19日 (都市づくり部公園緑地課)

■野津田公園拡張工事の設計図面には、テニスコート(現3面)の移設(4面)がもりこまれている。

(1) テニス協会は、かつて8面を当公園に要望したのに対し、市は12面を計画し、かつ当計画によって完成するのは4面に過ぎない。

- ①現有3面を廃止するのか。
- ②差し引き1面の増設にしかならないのではないか。
- ③市は、この点をテニス協会に連絡したか。
- ④担当者名と連絡文書を示してほしい。
- ⑤このたった1面の増設と、バラ広場移転のパートナーについて、市民の納得を得る必要性について検討したか。あればその文書を。

2018年10月3日 不存在決定

理由：関連文書を作成していないため。

2018-75 2018年9月19日 (道路部道路管理課)

■2018年8月14日付18町道管第704号、個人情報記録の件名1、要望対応票16-1881、経過5の2-3行目において、道路側に越境した生垣は、側溝上部内におさまりに通行に支障ないと、市が

公正かつ適正に判断した法的根拠のわかる情報すべて。(道路占用許可、道路への越境が側溝上部内におさまれば通行に支障ないとした判例文など市のもつ法的根拠すべて)

2018年10月3日 **不存在決定**

理由：請求内容に合致する公文書の作成、取得のいずれも行っていないため。

2018-76 2018年9月19日 …………… (総務部職員課)

■2018年4月役職者一覧

2018年9月26日 **公開決定**

- ・2018年4月役職者一覧

2018-77 2018年9月20日 …………… (子ども生活部子育て推進課)

■町田市の公立保育園5園各園の平成29年度の決算書もしくは決算書に準じた書類及びそれらの添付書類。(仕分け科目は小分類まで記載したもの)

2018年10月4日 **不存在決定**

理由：公立保育園各園の決算状況が判別できる形式の文書は作成していないため。

※2018年10月7日 **審査請求**

2018-78 2018年9月25日 …………… (総務部職員課)

■生活援護課職員の知り合いの土木作業斡旋に係る処分に関する文書総て

2018年10月4日 **不存在決定**

理由：案件の公文書の作成、取得のいずれも行っていないため。

2018-79 2018年9月26日 …………… (総務部職員課)

■一般職員含めた全職員の名簿

2018年10月4日 **部分公開決定**

- ・職員名簿 2018年5月1日

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○職員の私生活に関する情報であって、プライバシーを侵害するおそれがあるため。

- ・P1、1行目の職員番号、電話番号、採用年月日

- ・P1、2行目～P155の職員番号、生年月日、住所、電話番号、採用年月日

2018-80 2018年10月4日 …………… (市民部市民協働推進課)

■町田市町内会・自治会等集会所建設費補助要綱第13号(1)に示された交付条件を定めた情報すべて(1988年以降～現在 改訂や廃止などがあれば、それも分かる情報)

2018年10月18日 **不存在決定**

理由：上記要綱に基づく補助金交付決定に係る文書のうち、2007年度以前のものについては、町田市文書管理規程第33条に規定する保存年限(10年)を経過し、廃棄済みであることから、交付条件の有無を確認できないため。また、2008年度においては交付の実績がないため。

なお、上記要綱は2008年9月1日に廃止しています。

2018-81 2018年10月5日 …………… (政策経営部企画政策課)

■2017年度第4回まちづくり調整協議会議事要旨の中で、町田市小山ヶ丘6丁目に大学(寮・セミナーハウス)案件1「小山ヶ丘6丁目のおける学生寮の建設計画について」があるがこの審議内容。

2018年10月11日 **部分公開決定**

- ・2017年度第4回まちづくり調整協議会議事要旨

- ・まちづくり調整協議会提出資料一式(2017年度第4回 案件1)

理由：①町田市情報公開条例第5条第1項第1号

○個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるため。

- : ②町田市情報公開条例第5条第1項第2号
○法人その他の団体に関する情報であって、公開することにより当該法人等の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が著しく損なわれると認められるため。
- : ③町田市情報公開条例第5条第1項第3号
○市の意思決定が未了の事項に関する情報であって、公開することにより公正かつ適正な意思決定に著しい支障が生じると認められるため。

公開しない部分

	資料名	公開しない部分	根拠
(1)	2017年度第4回まちづくり調整協議会議事要旨	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者名（案件2を除く） ・事業区域（町丁名までの記載を除く、案件2を除く） ・申請敷地面積 ・予定建築物の戸数（案件2、3）、階数、高さ、建築面積、延べ面積、構造 ・用途地域・地区（案件2を除く） ・計画説明 	③
(2)	まちづくり調整協議会提出資料一式（2017年度第4回案件1）	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者名（学校名） ・事業者の住所、氏名 ・事業区域（町丁名までの記載を除く） ・申請敷地の面積 ・計画戸数 ・予定建築物の階数、高さ、建築面積、延べ面積、構造 ・用途地域・地区 ・計画説明のうち、1行目1文字目から21文字目まで、2行目から3行目、駐車台数、駐輪台数、学校名、着工年月、竣工年月 ・建築計画表のうち、面積及び割合の数値、駐車台数、駐輪台数 ・平面図 ・断面図 ・航空写真 ・土地区画整理所在図（2枚） ・現況平面図 ・配置図兼給水排水計画図 ・立面図 	③
		・代理人（法人）の代表者の氏名	①
		・事業者及び代理人（法人）の電話番号	②

2018-82 2018年10月16日(都市づくり部公園緑地課)

■町田市都市公園指定管理者「町田中央公園ほか3公園」募集（2019年4月1日から2024年3月31日までの5年間）において応募者から提出された下記の書類

- ・様式4 町田市都市公園事業計画書（様式4-1～4-21）
- ・様式5 組織及び運営に関する事項を記載した書類

※なお、「パークコミュニティ MACHIDA 共同事業体」のものは除く

2018年10月25日 **決定延期**

理由：公文書の精査・検討に時間を要するため。

2018年12月7日 **部分公開決定**

- ・町田市都市公園事業計画書（様式4）
- ・組織及び運営に関する事項を記載した書類（様式5）
（まちだA・T・Kスポーツパートナーズ申請分）
- ・町田市都市公園事業計画（様式4）
- ・組織及び運営に関する事項を記載した書類（様式5）
（チーム町田申請分）

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○個人に関する情報であって、特定個人が識別され、又は識別され得るものであるため。

- ・法人担当者の氏名及びメールアドレス
- ・個人の写真

：町田市情報公開条例第5条第1項第2号に該当

○「印影」部分は、法人が実印として使用している印鑑の印影であり、公開し、情報が流通することによって、印鑑偽造等により不正使用される恐れがあり、印影を公開すると法人等の財産の保護に著しい支障が生じると認められるため。

- ・法人の印影

2018-83 2018年10月16日 (道路部道路管理課)

■公共用地境界図原図番号町田 58 年第 154 号「地番〇-〇の境界確定に関する書類図面一式（文書番号 58 財用境申 910）を含むすべて

原図番号忠生地区第 179 号「地番」〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇に関する書類、図面一式及び「境界確定協議書」

2018年10月30日 **部分公開決定**

- ・ 1 公共用地境界報告書（町田 58-154）
- ・ 2 公共用地境界確定申請について（忠生地区第 179 号）

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、または識別され得るものであるため。

- ・ 1、2のうち立会者・土地所有者の氏名、住所及び印影
- ・ 1、2のうち図面作成業者（法人）の担当者名

：町田市情報公開条例第5条第1項第2号に該当

○「印影」部分は、法人が実印として使用している印鑑の印影であり、公開し、情報が流通することによって、印鑑偽造等により不正使用される恐れがあり、印影を公開すると法人等の財産の保護に著しい支障が生じると認められるため。

- ・ 2のうち図面作成業者（法人）の印影

2018-84 2018年10月16日 (環境資源部環境政策課)

■1986（昭和 61 年 7 月 12 日）忠生 295 号線の線形に関する地元説明会の議事録

2018年10月30日 **決定延期**

理由：所管部署が複数にまたがる可能性があり、対象公文書の検索に時間を要するため。

2018年11月30日 **不存在決定**

理由：検索の結果、当該議事録は保有しておらず、過去における作成の有無を確認しうる記録も存在しないため。

2018-85 2018年10月16日 (道路部道路管理課)

■譲与を受けた地番〇〇町〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇譲与又は買収に関する書類、図面一式

2018年10月30日 **決定延期**

理由：所管部署が複数にまたがる可能性があり、対象公文書の検索に時間を要するため。

2018年11月16日 **不存在決定**

理由：〇〇町〇〇〇〇については、市が取得した土地ではないため。

〇〇町〇〇〇〇、〇〇〇〇については、検索の結果、該当する公文書を保有しておらず、過去における保有状況や廃棄時期等を確認しうる記録も存在しないため。

2018-86 欠番

2018-87 2018年10月19日 ……………(学校教育部指導課)

■2013年度から2017年度の町田市立小学校と町田市立中学校全校の不登校の児童数・生徒数が分かる資料。(学校別、クラス別の内訳がわかるもの)

2018年10月26日 **取下げ**

2018-88 2018年10月25日 ……………(市民部市民協働推進課)

■町田市町内会・自治会等集会所建設費補助制度で集会所を建設した町内会・自治会すべて(代表の連絡先も)。

2018年11月8日 **不存在決定**

理由：町田市町内会・自治会等集会所建設費補助制度を活用した町内会・自治会に関する公文書は町田市文書管理規程第33条に規定する保存年限(10年)を経過し、廃棄済みであるため。

なお、町田市町内会・自治会等集会所建設費補助制度を活用した町内会・自治会の一覧表は作成しておりません。

2018-89 2018年10月25日 ……………(市民部市民協働推進課)

■2018年10月18日付18町市協263号の2の不存在の理由欄に示された2008年度において、個別の交付条件でなく、市が予め定めておいた、町田市町内会・自治会等集会所建設費補助要綱第13号(1)の交付条件のわかる情報すべて

2018年11月8日 **不存在決定**

理由：上記要綱に基づく交付条件は、同要綱第9第2項の規定により個別の交付決定にあたって付されるものであり、市が予め定めた交付条件は存在しないため。

2018-90 2018年10月26日 ……………(環境資源部環境政策課)

■2015年10月14日付町環施第59号のゴミの資源化施設建設に対する上小山田町内会3地区の意見書について(再回答)に関する起案書(決裁書)

2018年11月2日 **取下げ**

2018-91 2018年10月29日 ……………(政策経営部広聴課)

■市主催の合同相談会による各種団体との協定および規約と、市の責任部分すべて(広聴課で所管するもの)

2018年11月7日 **公開決定**

・平成29年度「合同無料相談会」実施要領

2018-92 2018年10月16日 ……………(財務部市有財産活用課)

■譲与を受けた地番、〇〇町〇〇〇〇譲与又は買収に関する書類、図面一式

2018年10月30日 **決定延期**

理由：所管部署が複数にまたがる可能性があり、対象公文書の検索に時間を要するため。

2018年11月15日 **公開決定**

・市道忠生295号線道路用地の土地表示登記及び土地所有権保存登記について

2018年11月15日 **部分公開決定**

・市道忠生295号線道路用地の買収契約について

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものであるため。

- ・ 公図における土地所有者の氏名、住所
- ・ 地積測量図の作製者の測量士登録番号、氏名、印影
- ・ 案内図における居住者の氏名、住所

2018-93 2018年10月16日 ……………(環境資源部環境政策課)

■譲与を受けた地番、〇〇町〇〇〇〇譲与又は買収に関する書類、図面一式

2018年10月30日 決定延期

理由：所管部署が複数にまたがる可能性があり、対象公文書の検索に時間を要するため。

2018年11月30日 部分公開決定

- ・ 土地開発基金の運用申込について（提出）
- ・ 普通財産売払申請書について（申請）

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものであるため。

- ・ 土地所有者の氏名、住所、生年月日、印影
- ・ 図面作製者の氏名、印影、測量士登録番号

2018-94 2018年11月16日 ……………(文化スポーツ振興部スポーツ振興課)

■単年度におけるスポーツ振興に関わる事業のそれぞれの予算の記載がある資料。市が策定しているスポーツ推進計画/アクションプランに記載のあるようなスポーツに関する事業、単年度すべての事業ごとの予算資料、5か年分

2018年11月30日 取下げ

2018-95 2018年11月19日 ……………(都市づくり部公園緑地課)

■・野津田公園自然環境調査報告書 2013年度町田市
・上記以降の野津田公園環境調査・樹木調査に関するすべて

2018年11月22日 取下げ

2018-96 2018年11月21日 ……………(子ども生活部児童青少年課)

■平成30年度公募「町田市子ども創造キャンパス ひなた村」における指定候補者の事業計画書

2018年11月30日 決定延期

理由：対象公文書の量が多く、精査・検討に時間を要するため。

2019年1月15日 部分公開決定

- ・ (仮称) 町田市子ども創造キャンパスひなた村事業計画書

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものであるため。

- ・ 法人担当者の氏名

2018-97 2018年11月21日 ……………(都市づくり部公園緑地課)

■平成30年度公募「町田市都市公園（町田中央公園グループ）」における指定候補者の事業計画書

2018年11月28日 決定延期

理由：対象公文書の量が多く、精査・検討に時間を要するため。

2018年12月20日 部分公開決定

- ・ 町田市都市公園事業計画書（町田中央公園グループ指定管理者候補者）

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものであるため。

- ・ 法人担当者の氏名及びメールアドレス
- ・ 個人の写真

2018-98 2018年11月21日 ……………(文化スポーツ振興部スポーツ振興課)

■平成30年度公募「町田市立室内プール」における指定候補者の事業計画書

2018年12月1日 決定延期

理由：対象公文書の量が多く、精査・検討に時間を要するため。

2019年1月15日 部分公開決定

・町田市立室内プール事業計画書

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものであるため。

- ・法人担当者の氏名
- ・個人の写真
- ・予定理学療法士プロフィール

：町田市情報公開条例第5条第1項第2号に該当

○法人の財務に関する情報であって、公開することにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が著しく損なわれると認められるため。

- ・応募団体自体の財務状況（様式5-25）
- ・既存事業の経営基盤の状態と指定管理事業を3年間継続していく財務計画（様式5-26）

2018-99 2018年11月21日 ……………(市民部市民協働推進課)

■町田市町内会・自治会集会施設整備事業補助金制度、町田市町内会・自治会等集会所建設費補助金制度のことがわかる文書・情報すべて（要綱とその様式1～8号などの文書を含む）

2018年11月28日 公開決定

- ・町田市町内会・自治会等集会所建設費補助金交付要綱（2008年9月1日廃止）
- ・集会施設整備のためのガイドブック
- ・集会施設整備のためのガイドブック【要綱・様式集】

※なお、現行の町田市町内会・自治会集会施設整備事業建設費補助金交付要綱につきましては、町田市立図書館又は町田市ホームページにおいて「町田市要綱集」が閲覧可能ですので、町田市情報公開条例第13条第2項の規定により、本件請求及び決定の対象外となります。

2018-100 2018年11月26日 ……………(文化スポーツ振興部スポーツ振興課)

■平成30年度公募「町田市立総合体育館・成瀬クリーンセンターテニスコート・三輪みどり山球場」における指定候補者の事業計画書

2018年12月1日 決定延期

理由：対象公文書の量が多く、精査・検討に時間を要するため。

2019年1月15日 部分公開決定

・町田市立総合体育館外2施設事業計画書

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものであるため。

- ・法人担当者の氏名
- ・個人の写真

：町田市情報公開条例第5条第1項第2号に該当

○法人の財務に関する情報であって、公開することにより、当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が著しく損なわれると認められるため。

- ・応募団体自体の財務状況（様式5-24）（東急コミュニティの財務状況を除く）
- ・既存事業の経営基盤の状態と指定管理事業を5年間継続していく財務計画（様式5-25）（東急コミュニティの経営基盤を除く）

：町田市情報公開条例第5条第1項第3号に該当

○市の機関の内部における意思決定が未了の事項に関する情報であって、公開することにより公正かつ適正な意思決定に著しい支障が生じると認められるため。

- ・クリニックに参加予定のトップアスリートの写真、氏名、経歴

2018-101 2018年11月26日 …………… (都市づくり部公園緑地課)

■平成30年度公募「町田市都市公園（小野路公園グループ）」における指定候補者の事業計画書

2018年11月28日 決定延期

理由：対象公文書の量が多く、精査・検討に時間を要するため。

2018年12月20日 部分公開決定

・町田市都市公園事業計画書（小野路公園グループ指定管理者候補者）

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものであるため。

- ・法人担当者の氏名及びメールアドレス
- ・個人の写真

2018-102 2018年11月26日 …………… (都市づくり部公園緑地課)

■平成30年度公募「町田市都市公園（野津田公園）」における指定候補者の事業計画書

2018年11月28日 決定延期

理由：対象公文書の量が多く、精査・検討に時間を要するため。

2018年12月20日 部分公開決定

・町田市都市公園事業計画書（野津田公園指定管理者候補者）

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものであるため。

- ・法人担当者の氏名及びメールアドレス
- ・個人の写真

2018-103 2018年12月19日 …………… (学校教育部保健給食課)

■町田市立中学校の外注弁当の2018年9月～11月までの喫食率についてわかる文書

2018年12月27日 公開決定

・2018 中学校給食喫食率（システム導入後含む）

2018-104 2019年1月15日 …………… (学校教育部保健給食課)

■中学校全員給食（自校方式）の実現のためにかかる費用が107億とされていることがわかる資料

2019年1月22日 取下げ

2018-105 2019年1月25日 …………… (文化スポーツ振興部スポーツ振興課)

■①町田市総合体育館外2施設の2019年4月～2024年3月指定管理者募集における「スポーツでつながちだパートナーズ」による応募申請書類一式

②町田市立室内プールの2019年4月～2022年3月 指定管理者募集における「株式会社協栄・東京体育機器株式会社協同事業体」による応募申請書類一式

2019年1月31日 取下げ

2018-106 2019年2月8日 …………… (学校教育部教育総務課)

■教育委員会から小中学校へ送付した文書

「PTAの入会に関する意思確認及び個人情報提供について（依頼）」2018年12月19日付

2019年2月19日 公開決定

・PTAへの入会に関する意思確認及び個人情報提供について（依頼）

2018-107 2019年2月18日 …………… (いきいき生活部介護保険課)

■1 株式会社ツクイが運営しているツクイ・サンシャイン町田東館において起きた介護事故に関する次の文書（2018年4月1日～2019年2月18日）

(1) 施設利用者事故等報告書（添付された文書・写真などを含む）

(2) ケース記録及び添付書類

(3) 相談記録

(4) 診断書

2 本件施設に関する別紙公文書件名目録記載の文書

1 指定申請書(第1号様式)

2 居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護事業所等の指定に係る記載事項

3 臨時株主総会議事録

4 定款

5 履歴事項全部証明書

6 株式会社変更登記申請書

7 平面図及び写真

8 運営規定

9 利用者(入所者)又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要

10 決算報告、前期比較財務諸表

11 就業規則

12 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定に該当しない旨の誓約書

13 事業開始届及び添付書類

2019年3月1日 部分公開決定

・ツクイ・サンシャイン町田東館による事故報告書

① 2018年4月9日受付分

② 2018年4月16日受付分(1件目)

③ 2018年4月16日受付分(2件目)

④ 2018年5月14日受付分

⑤ 2018年5月16日受付分

⑥ 2018年6月1日受付分

⑦ 2018年6月4日受付分

⑧ 2018年6月13日受付分

⑨ 2018年6月29日受付分

⑩ 2018年7月9日受付分

⑪ 2018年7月17日受付分

⑫ 2018年7月19日受付分

⑬ 2018年7月23日受付分

⑭ 2018年8月27日受付分

⑮ 2018年9月10日受付分

⑯ 2018年10月10日受付分

⑰ 2018年11月21日受付分

⑱ 2018年12月12日受付分

⑲ 2018年12月27日受付分

⑳ 2019年1月4日受付分

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○個人に関する情報であって、特定個人が識別され、または識別され得るものであるため。

・①～⑳について

1. 事業所の概要のうち管理者名、記載者名・印影

2. 利用者(事故当事者)の氏名、保険者名、保険者番号、被保険者番号、要介護度

3. 事故の概要のうち発生日時、発生場所、概要、報告が遅延した理由

4. 事故時の対応欄の記載事項すべて

5. 事故後の対応欄の記載事項すべて

・②③について、事故の種別欄に記載の薬の種類

・④について、事故の種別欄に記載の誤飲した内容物

・⑧⑭について、事故の種別欄に記載の内容

・⑫について、通報者の氏名、受付日時

2019年3月1日 **不存在決定**

- ・ 1. 株式会社ツクイが運営しているツクイ・サンシャイン町田東館において起きた介護事故に関する次の文書
 - (1) ケース記録及び添付書類
 - (2) 相談記録
 - (3) 診断書
- ・ 2. ツクイ・サンシャイン町田東館に関する次の文書
 - (1) 指定申請書（第1号様式）
 - (2) 居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護事業所等の指定に係る記載事項
 - (3) 臨時株主総会議事録
 - (4) 定款
 - (5) 履歴事項全部証明書
 - (6) 株式会社変更登記申請書
 - (7) 平面図及び写真
 - (8) 運営規定
 - (9) 利用者（入所者）又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要
 - (10) 決算報告、前期比較財務諸表
 - (11) 就業規則
 - (12) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定に該当しない旨の誓約書
 - (13) 事業開始届及び添付書類

理由：・ 1 (1)～(3)について、施設側で管理する書類であり、市への提供もなされていないため
 ・ 2 (1)、(3)～(11)及び(13)について、特定施設入居者生活介護の届出の事務を行うのは東京都のため。
 ・ 2 (2)及び(12)について、ツクイ・サンシャイン町田東館は介護付有料老人ホームであり、障害福祉サービスの事業所の指定は受けていないため。

2018-108 2019年2月27日 …………… (環境資源部環境保全課)

■町田市真光寺いづみ浄苑にある〇〇〇〇（旧住所 町田市〇〇）、〇〇〇〇（旧住所 同上）の新しい墓所の住所を知りたい。

2019年3月7日 **不存在決定**

・ 改葬許可申請書（〇〇〇〇、〇〇〇〇に係る2016年1月4日～2019年2月27日受付分）

理由：上記の期間に受け付けた改葬許可申請書を検索しましたが、請求内容に該当する改葬許可申請書は存在いたしませんでした。

2018-109 2019年3月7日 …………… (地域福祉部生活援護課)

■生活保護実施要領・局第1-4-(1)その者の(中略)稼働能力を有する場合には十分それを活用していると認められること」の「十分それを活用している」かを判断する金額等基準。貴庁において策定したもの、東京都知事、厚生労働大臣が策定したもの。

2019年3月8日 **不存在決定**

理由：町田市では件名の文書は作成しておらず、また東京都知事及び厚生労働大臣が策定したのもも取得していないため。

2018-110 2019年3月14日 …………… (政策経営部秘書課)

■町田市HP「市長公務日誌」「市長交際費」には記載されていないようだが(添付資料①②)、市長石阪丈一氏は町田市の利害関係者である指定管理事業の発注先である株式会社ギオン(3スポーツ施設および7公園 2014. 4. 1～2019. 3. 31 緑ヶ丘グラウンド 2018. 11. 1～2023. 3. 31)の「創立50周年記念祝賀会(2016年9月23日(金)、帝国ホテル東京)」に出席した。その際指定

管理者は市長に目録を授与し、市長はそれを受け取った。目録の中身および関わる一切の文書（例：パーティーの招待状、市長行事日程表、市長公務日誌、随行職員、交通手段・費用（領収書、公用車運行日誌等）、会費及び支払いの有無、飲食の提供、金銭・物品の贈与（祝儀、引出物、その報告書等）等が判る文書）

※添付資料①…町田市公式HP

「2016年度市長公務日誌（9月分）」の写し

添付資料②…町田市公式HP

「2016年度市長交際費（9月分）」の写し

2019年3月25日 決定延期

理由：対象文書の検索及び精査・検討に時間を要するため

2019年5月13日 公開決定

- ・招待状
- ・目録
- ・理事者予定表

2019年5月13日 部分公開決定

- ・1 運ぶちから、未来をつくる
町田市への寄付について
- ・2 株式会社ギオン 創業50周年記念式典 式次第

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、または識別され得るものであるため。

- ・1のうち お問合わせ先 担当者名
- ・2のうち 目録授与 従業員氏名及びマネージャー氏名

2018-111 2019年3月14日 …………… (財務部財政課)

■町田市HP「市長公務日誌」「市長交際費」には記載されていないようだが（添付資料①②）、市長石阪丈一氏は町田市の利害関係者である指定管理事業の発注先である株式会社ギオン（3スポーツ施設および7公園 2014.4.1～2019.3.31 緑ヶ丘グランド 2018.11.1～2023.3.31）の「創立50周年記念祝賀会（2016年9月23日（金）、帝国ホテル東京）」に出席した。その際指定管理者は市長に目録を授与し、市長はそれを受け取った。目録の中身および関わる一切の文書（例：パーティーの招待状、市長行事日程表、市長公務日誌、随行職員、交通手段・費用（領収書、公用車運行日誌等）、会費及び支払いの有無、飲食の提供、金銭・物品の贈与（祝儀、引出物、その報告書等）等が判る文書）

※添付資料①…町田市公式HP

「2016年度市長公務日誌（9月分）」の写し

添付資料②…町田市公式HP

「2016年度市長交際費（9月分）」の写し

2019年3月25日 決定延期

理由：対象文書の検索及び精査・検討に時間を要するため

2019年5月13日 部分公開決定

- ・寄附申出書

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第2号に該当

○「印影」部分は、法人が実印として使用している印鑑の印影であり、公開し、情報が流通することによって、印鑑偽造等により不正使用される恐れがあり、印影を公開すると法人等の財産の保護に著しい支障が生じると認められるため。

- ・法人の印影

2018-112 2019年3月14日 …………… (財務部市有財産活用課)

■町田市HP「市長公務日誌」「市長交際費」には記載されていないようだが（添付資料①②）、市長石阪丈一氏は町田市の利害関係者である指定管理事業の発注先である株式会社ギオン（3スポ

ーツ施設および7公園 2014. 4. 1～2019. 3. 31 緑ヶ丘グラウンド 2018. 11. 1～2023. 3. 31) の「創立50周年記念祝賀会(2016年9月23日(金)、帝国ホテル東京)」に出席した。その際指定管理者は市長に目録を授与し、市長はそれを受け取った。目録の中身および関わる一切の文書(例: パーティーの招待状、市長行事日程表、市長公務日誌、随行職員、交通手段・費用(領収書、公用車運行日誌等)、会費及び支払いの有無、飲食の提供、金銭・物品の贈与(祝儀、引出物、その報告書等)等が判る文書)

※添付資料①…町田市公式HP

「2016年度市長公務日誌(9月分)」の写し

添付資料②…町田市公式HP

「2016年度市長交際費(9月分)」の写し

2019年3月25日 **決定延期**

理由: 対象文書の検索及び精査・検討に時間を要するため

2019年5月8日 **公開決定**

・理事者用運転日誌(2016年9月23日分)

2018-113 2019年3月18日 ……………(文化スポーツ振興部スポーツ振興課)

■町田市立総合体育館 指定管理者 株式会社ギオンの業務日誌

○トレーニングルームでトレーナーとして勤務していた40代男性職員(2016年12月23日、2016年12月26日～2017年1月7日)

○正規職員 総括責任者および事業総括責任者(2016年12月26日～2017年1月7日)

○現場責任者(2016年12月26日～2017年1月7日)

2019年3月25日 **不存在決定**

理由: 町田市立総合体育館の業務日誌は、市が作成しているものではなく、また市では取得もしていないため。

2018-114 2019年3月20日 ……………(文化スポーツ振興部スポーツ振興課)

■文化スポーツ振興部スポーツ振興課に求める。2016年12月26日午前9時16分頃利用者が電話で通報し、文化スポーツ振興部スポーツ振興課女性職員が受けた「2016年12月23日にトレーニングルームでトレーナーとして働く指定管理者株式会社ギオン40代男性職員が利用者には侮辱・脅し行為を行った」事件、「市長も2017年2月6日に文書にて被害詳細にわたり通報を受けている事件」「通報を受け対応した同部同課課長〇〇〇氏が調査し40代男性職員であると報告した事件」に関する文書

1. 担当課および市長から指示を受けて株式会社ギオンが侮辱・脅し行為に関して対応した記録

2. 通報を受け対応した課長〇〇〇氏が行ったと主張するヒアリング「その結果40代男性職員がやっていないと言ったからやっていない」と被害者が被害を受けたと言い続けているのに一方的に強引に幕引きした「指定管理者責任者(複数名)および体育館館長、課長〇〇〇氏が指定管理者40代男性職員に行った利用者に対する侮辱・脅し行為に関するヒアリング」の記録およびそれに関して担当課へ提出した報告書

2019年4月2日 **部分公開決定**

・指定管理者作成のヒアリング結果表

(2016年12月23日(金) 18:00～18:30 トレーニングルームで足を痛められた方の対応)

理由: 町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○個人に関する情報であって、特定個人が識別され、又は識別され得るものであるため。

・指定管理者職員の氏名

2019年4月2日 **非公開決定**

・〇〇様(通報者)との対応状況についてのメモ

理由: 町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○個人に関する情報であって、特定個人が識別され、又は識別され得るものであるため。

2018-115 2019年3月22日 ……………(文化スポーツ振興部スポーツ振興課)

■文化スポーツ振興部スポーツ振興課に求める。2016年12月26日午前9時16分頃利用者が電話で通報し、文化スポーツ振興部スポーツ振興課女性職員が受けた「2016年12月23日にトレーニングルームでトレーナーとして働く指定管理者株式会社ギオン 40代男性職員が利用者に侮辱・脅し行為を行った」事件、「市長も2017年2月6日に文書にて被害詳細にわたり通報を受けている事件」「通報を受け対応した同部同課課長〇〇〇氏が調査し 40代男性職員であると報告した事件」に関する文書

- ・通報を受けた年度(2016年12月23日～2017年3月31日が該当する年度)に株式会社ギオンが担当課に提出した事業報告書に記載されている本事件「侮辱・脅し行為」に関する通報内容、担当課および市長からの指示、処理経過が記載されたページおよびその前後のページ1枚ずつ

2019年3月29日 部分公開決定

- ・平成28年度 事業報告書内

「1. 施設管理状況報告 ④苦情・要望等対応結果」P106～P108

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○個人に関する情報であって、特定個人が識別され、又は識別され得るものであるため。

- ・担当者の氏名

2018-116 2019年3月28日 ……………(文化スポーツ振興部スポーツ振興課)

■文化スポーツ振興部スポーツ振興課への公文書公開請求(2017年4月28日受付)「2016年12月23日、町田市総合体育館トレーニングルームにて、現場でトレーナーとして勤務する40代男性職員が、ケガ人がいることを伝え助けようと歩み寄った利用者に対して、突然、一方的に侮辱・脅迫行為を行った事件に関する通報日から2月5日までの一切の文書(ヒアリング実施者(指定管理者含む)、スポーツ振興課の報告書及び決裁書含む)及び防犯カメラの映像※被害者が文化スポーツ振興課に通報。課長〇〇〇氏対応。」で部分公開された「指定管理者作成のヒアリング結果表2016年12月23日(金)18:00～18:30 トレーニングルームで足を痛められた方の対応」に当たる事故が記載されている指定管理者株式会社ギオンが担当課に提出した事業報告書にある「通報内容、処理経過が記載されたページおよびその前後のページ1枚ずつ」「表紙」「目次」および「決裁書」

2019年4月11日 決定延期

理由：対象公文書の精査・検討に時間を要するため。

2019年5月24日 部分公開決定

- ・「指定管理者作成のヒアリング結果表2016年12月23日(金)18:00～18:30 トレーニングルームで足を痛められた方の対応」に当る事故が記載されている 指定管理者株式会社ギオンが担当課に提出した事業報告書にある「通報内容、処理経過が記載されたページおよびその前後のページ1枚ずつ」「表紙」「目次」および「決裁書」

理由：町田市情報公開条例第5条第1項第1号に該当

○個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、または識別され得るものであるため。

- ・作業完了報告書の報告者名及び作業員名
- ・事故報告書中の個人名
- ・苦情・要望対応結果中の団体の従業員名
- ・利用者アンケート実施報告中の開催プログラムの講師名

2018-117 2019年3月28日 ……………(文化スポーツ振興部スポーツ振興課)

■町田市立総合体育館の指定管理者株式会社ギオンが公募時、指定期間に遵守しなければならない「町田市立総合体育館業務基準書」「基本協定(指定期間全体)」の以下の項目が記載されたページ(ただしHPで公表されている2018年7月版は除く)

1. 業務基準書：「表紙」「目次」「1ページ」「2ページ」「人員の体制について」「指定管理者が行う業務」「指定期間」「指定管理者への指定管理料の支払い等」「市と指定管理者の責任分担

表」「協定の締結」「管理運営状況評価」「留意事項（指定の取消し、報告業務、指示への対応が判るページ）」「施設の提供運営業務（災害時の対応、苦情等の取り扱い、留意事項が判るページ）」「トレーニング室運営業務（留意事項が判るページ）」「その他業務（市への報告業務等、記録の保管が判るページ）」および「決裁書」

2. 基本協定：「表紙」「目次」および「決裁書」

2019年4月11日 **決定延期**

理由：対象公文書の精査・検討に時間を要するため。

2019年5月24日 **公開決定**

町田市立総合体育館の指定管理者株式会社ギオンが公募時、指定期間に遵守しなければならない「町田市立総合体育館 業務基準書」「基本協定(指定期間全体)」の以下の事項が記載されたページ(ただしHPで公表されている2018年7月版は除く)

1. 業務基準書：「表紙」「目次」「1 ページ」「2 ページ」「人員の体制について」「指定管理者が行う業務」「指定期間」「指定管理者への指定管理料の支払い等」「市と指定管理者の責任分担表」「協定の締結」「管理運営状況評価」「留意事項(指定の取消し、報告業務、指示への対応が判るページ)」「施設の提供運営業務(災害時の対応、苦情等の取り扱い、留意事項が判るページ)」「トレーニング室運営業務(留意事項が判るページ)」「その他業務(市への報告業務等、記録の保管が判るページ)」および「決裁書」
2. 基本協定：「表紙」「目次」および「決裁書」

2018-118 2019年3月29日 (地域福祉部福祉総務課)

■ウェブサイト等の削除に関する要望について

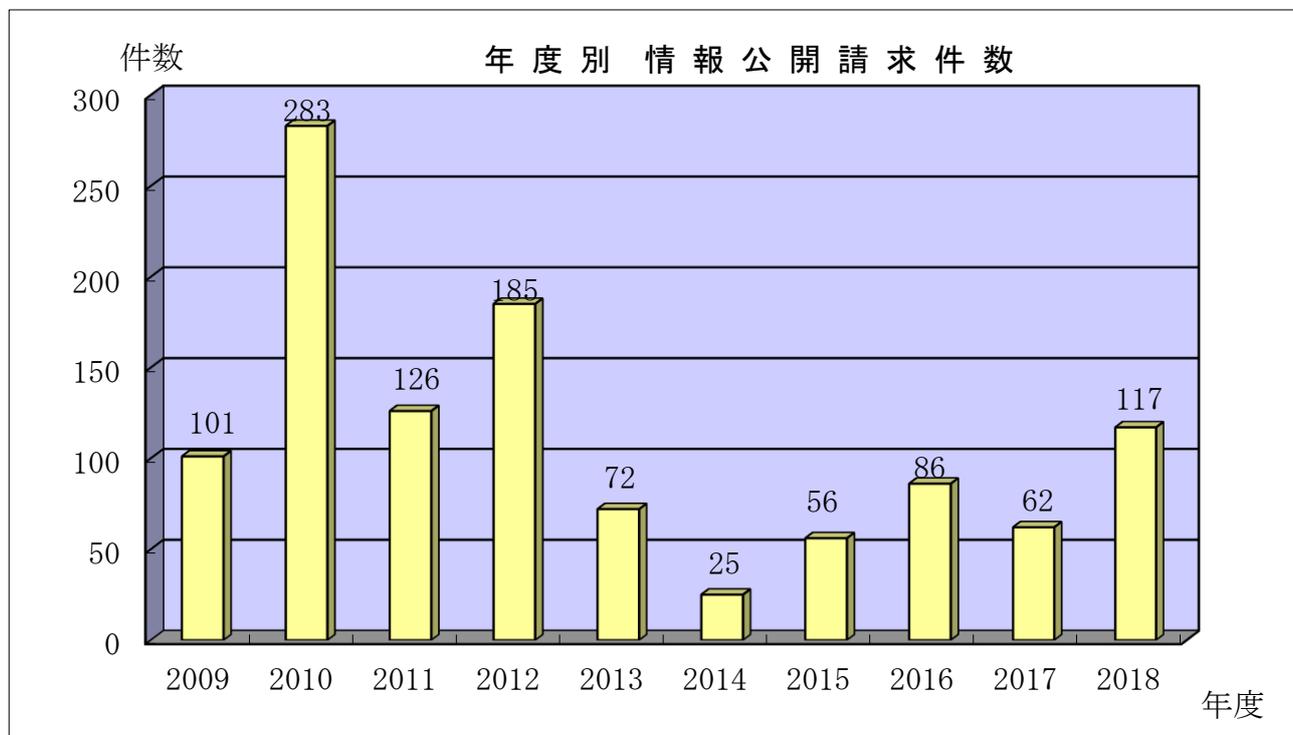
発行日：2018年12月14日付けのもの及び2019年2月27日付けのもの2通

2019年4月5日 **公開決定**

- ・2018年12月14日付け18町地福第356号
「ウェブサイト等の削除に関する要望について」
- ・2019年2月27日付け18町地福第462号
「ウェブサイト等の削除に関する要望について」

3 年度・実施機関別情報公開請求の件数（2009年度以降、括弧内は取下げ件数）

実施機関	年度 種別	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	計
		請求	95(7)	255(8)	115(12)	162(16)	70(5)	18(2)	44(2)	63	54(4)	110(8)
市長	不服申立て	22	11	2			1		5	4(1)	3	48(1)
教育委員会	請求	2	24	6(1)	17	1	6(1)	4	6	5	6(2)	77(4)
	不服申立て											0
選挙管理委員会	請求								1			1
	不服申立て											0
監査委員	請求			1	1			1	2			5
	不服申立て											0
農業委員会	請求		1	1(1)								2(1)
	不服申立て											0
固定資産評価 審査委員会	請求											0
	不服申立て											0
病院事業 管理者	請求	3	2	1	5	1(1)	1		2	3		18(1)
	不服申立て								1			1
議会	請求	1	1	2				7	12		1	24
	不服申立て							1	3			4
計	請求	101(7)	283(8)	126(14)	185(16)	72(6)	25(3)	56(2)	86	62(4)	117(10)	1113(70)
	不服申立て	22	11	2	0	0	1	1	9	4(1)	3	53(1)



第2章 個人情報開示等請求の状況

第2章 個人情報開示等請求の状況

1 2018年度の経過

2018年度の請求の特徴としては、住民票の写し等交付請求書や印鑑登録証明書交付申請書に関する記録、障がい福祉課における平成30年度放課後等デイサービスの報酬改定に伴う指標該当有無についての判定の根拠となった調査票等の開示請求が数多く行われました。

1年間の請求件数は102件でした。その内訳及び決定の状況は以下のとおりです。

(1) 2018年度実施機関別個人情報開示等請求件数

実施機関	主管部課		件数	小計
市長	政策経営部	広聴課	6	100
		法制課	5	
	総務部	職員課	2	
		財務部	財政課	
	市有財産活用課		1	
	市民税課		1	
	納税課		2	
	市民部	市民協働推進課	8	
		市民課	22	
		忠生市民センター	1	
		鶴川市民センター	1	
		なるせ駅前市民センター	1	
	地域福祉部	小山市民センター	3	
		生活援護課	1	
	いきいき生活部	障がい福祉課	15	
		高齢者福祉課	1	
	保健所	介護保険課	1	
		保健予防課	1	
	子ども生活部	子ども家庭支援センター	6	
	環境資源部	環境政策課	1	
3R推進課		9		
道路部	道路管理課	11		
教育委員会	学校教育部	指導課	1	2
	生涯学習部	生涯学習センター	1	
選挙管理委員会		0	0	
監査委員		0	0	
農業委員会		0	0	
固定資産評価審査委員会		0	0	
病院事業管理者		0	0	
議会		0	0	
合計		102	102	

※開示等とは開示、訂正、消去等及び利用等の中止をいいます。

(2) 請求者区別請求件数

請求者区分	市内に住所を有する個人	市外に住所を有する個人	合計
請求者数	58人	2人	60人
請求件数	100件	2件	102件

※1人当たりの請求件数約1.82件、1人最大請求件数34件(市内に住所を有する個人)

(3) 請求に対する決定区別件数

決定区分					合計
開示等	部分開示等	非開示等	不存在	存否応答拒否	
54件	29件	17件	18件	0件	118件

※1件の請求に対して複数の決定があるため、請求件数の合計と決定件数の合計は一致しません。

(4) 非開示(部分開示を含む)情報の事項別内訳

非開示事項								合計
1号 法令秘 情報	2号 評価等 情報	3号 第三者 情報	4号 法人 情報	5号 意思決定 過程情報	6号 行政執 行情報	7号 本人不利 益情報	8号 公益 情報	
1件	5件	21件	6件	1件	19件	0件	0件	53件

※1件の非開示(部分開示)決定に複数の事項が該当する場合があります。

非開示情報

個人情報保護制度では、実施機関の保有している自己に関する個人情報はすべて本人開示が原則となりますが、個人情報保護条例第21条第1項では、その例外として、開示しないことができる個人情報の範囲を次の8項目と定めています。

- 1号 法令秘情報 → 法令上の秘密にあたる情報
- 2号 評価等情報 → 個人の評価等に関する情報
- 3号 第三者情報 → 第三者に関する個人情報
- 4号 法人情報 → 企業等の法人に関する情報
- 5号 意思決定過程情報 → 行政上の意思が最終決定されていない情報
- 6号 行政執行情報 → 行政の事務・事業の運営に関する情報
- 7号 本人不利益情報 → 代理人が請求する場合で、本人に不利益な情報
- 8号 公益情報 → 審議会が公益上開示しないと認めた情報

2 2018年度個人情報開示等請求・決定の内容

表記内容の説明

整理番号 請求年月日 請求種別 (主管部課名)

■請求内容

決定年月日 決定内容

・対象個人情報記録の件名

理由：(部分開示等、非開示等、不存在、存否応答拒否、決定延期の理由)

※備考

2018-1 2018年4月9日 開示請求 (地域福祉部障がい福祉課)

■2018年4月4日付 18町地障第10号により通知のあった指標の該当の有無の判定根拠になった資料

2018年4月13日 開示決定

・概況調査票、障害児の調査項目(5領域11項目)【平成30年2月23日実施分】

2018-2 2018年4月10日 開示請求 (市民部市民課)

■印鑑登録証明書交付申請書(2015年4月1日～2018年4月10日)

2018年4月13日 不存在決定

理由：検索の結果、上記の期間に交付は無く、印鑑登録証明書交付申請書は存在いたしません。

2018-3 2018年4月13日 開示請求 (地域福祉部障がい福祉課)

■「平成30年度放課後等デイサービスの報酬改定に伴う指標の該当の有無について」の判定がわかる書類一式

・「判定の基準」とするもの

2018年4月16日 開示決定

・概況調査票、障害児の調査項目(5領域11項目)【平成25年7月3日実施分】

2018-4 2018年4月16日 開示請求 (地域福祉部障がい福祉課)

■「平成30年度放課後等デイサービスの報酬改定に伴う指標の該当の有無について」の判定がわかる書類一式

2018年4月18日 開示決定

・概況調査票、障害児の調査項目(5領域11項目)【平成27年7月16日実施分】

2018-5 2018年4月19日 開示請求 (地域福祉部障がい福祉課)

■平成30年度放課後等デイサービスの報酬改定に伴う指標の該当の有無についての判定の根拠となった文書

2018年4月24日 開示決定

・概況調査票、障害児の調査項目(5領域11項目)【平成29年12月22日実施分】

2018-6 2018年4月19日 開示請求 (地域福祉部障がい福祉課)

■平成30年度放課後等デイサービスの報酬改定に伴う指標の該当の有無についての判定の根拠となった文書

2018年4月24日 開示決定

・概況調査票、障害児の調査項目(5領域10項目)【平成27年3月10日実施分】

2018-7 2018年4月20日 開示請求 (地域福祉部障がい福祉課)

■「平成30年度放課後等デイサービスの報酬改定に伴う指標の該当の有無について」判定がわかる書類一式

2018年4月24日 開示決定

- ・概況調査票、障害児の調査項目（5領域11項目）【平成30年3月6日実施分】

2018-8 2018年4月20日 開示請求 ……………（地域福祉部障がい福祉課）

■平成30年度放課後等デイサービスの報酬改定に伴う指標の該当の有無について

2018年4月24日 開示決定

- ・概況調査票、障害児の調査項目（5領域10項目）【平成18年5月9日実施分】

2018-9 2018年4月24日 開示請求 ……………（市民部市民課）

■印鑑登録証明書交付申請書（2015年4月1日～2018年4月24日）

2018年4月26日 開示決定

- ・住所 町田市〇〇町〇〇〇番地、氏名〇〇〇〇の印鑑登録証明書交付申請書 2017年10月10日受付分

2018-10 2018年4月27日 開示請求 ……………（地域福祉部障がい福祉課）

■平成30年度放課後等デイサービスの報酬改定に伴う指標該当有無についての判定の根拠となった文章

2018年5月2日 開示決定

- ・概況調査票、障害児の調査項目（5領域10項目）【平成27年3月17日実施分】

2018-11 2018年4月27日 開示請求 ……………（地域福祉部障がい福祉課）

■「平成30年度放課後等デイサービスの報酬改定に伴う指標の該当の有無について」判定がわかる書類

2018年5月2日 開示決定

- ・概況調査票、障害児の調査項目（5領域10項目）【平成24年12月20日実施分】

2018-12 2018年5月8日 開示請求 ……………（環境資源部3R推進課）

■2018年3月23日付17町環推第709号の回答で示された、〇〇からの積極的な協力の内容が分かる資料すべて。

2018年5月22日 不存在決定

- 理由：「積極的な協力の内容」は町内会との話し合いにご参加いただくことを意味しているが、資料は作成していないため存在しない。

2018-13 2018年5月8日 開示請求……………（環境資源部3R推進課）

■2018年3月23日付17町環推第709号の回答で示された、〇〇からの要望を町内会、自治会の役員を通じて、ごみ集積所の届出を行った利用者の代表者に伝わったことを示す証拠すべて。

2018年5月22日 不存在決定

- 理由：〇〇様からの要望は、電話や訪問での会話で伝えており、伝わったことを確認する記録等を作成していないため、存在しない。

2018-14 2018年5月8日 開示請求 ……………（環境資源部3R推進課）

■2018年3月23日付17町環推第709号の回答で示された、〇〇からの要望を町内会、自治会の役員を通じて、ごみ集積所の届出を行った利用者の代表者にその都度伝えたことを示す証拠すべて。

2018年5月22日 不存在決定

- 理由：〇〇様からの要望は、電話や訪問での会話で伝えており、伝えたことの記録等を作成していないため、存在しない。

2018-15 2018年5月9日 開示請求 …………… (政策経営部広聴課)

■広聴課と3R推進課で交わされた〇〇に関するすべて。

2018年5月23日 開示決定

別紙のとおり

別紙

文書番号	日付	件名
15 町政聴要第 186 号	2015 年 6 月 24 日	市政要望への対応について (依頼)
15 町政聴要第 186 号	2015 年 7 月 7 日	市政要望への対応について (報告)
15 町政聴要第 186 号の 2	2015 年 7 月 16 日	ご要望について
15 町政聴要第 186-3 号	2015 年 7 月 22 日	市政要望への対応について (依頼)
15 町政聴要第 186-3 号	2015 年 7 月 30 日	市政要望への対応について (報告)
15 町政聴要第 186 号の 4	2015 年 8 月 18 日	ご要望について
15 町政聴要第 186-5 号	2015 年 8 月 21 日	市政要望への対応について (依頼)
15 町政聴要第 186-5 号	2015 年 9 月 2 日	市政要望への対応について (報告)
15 町政聴要第 186 号の 6	2015 年 9 月 9 日	ご要望について
15 町政聴要第 186-7 号	2015 年 9 月 14 日	市政要望への対応について (依頼)
15 町政聴要第 186-7 号	2015 年 9 月 30 日	市政要望への対応について (報告)
15 町政聴要第 186-7 号	2016 年 2 月 8 日	市政要望への対応について (報告)
15 町政聴要第 186-8 号	2016 年 2 月 8 日	市政要望への対応について (依頼)
15 町政聴要第 186-8 号	2016 年 2 月 22 日	市政要望への対応について (報告)
15 町政聴要第 186 号の 9	2016 年 2 月 23 日	ご要望について
15 町政聴要第 186-10 号	2016 年 2 月 26 日	市政要望への対応について (依頼)
15 町政聴要第 186-10 号	2016 年 3 月 10 日	市政要望への対応について (報告)
16 町政聴要第 161 号	2016 年 6 月 10 日	市政要望の送付について (通知)
15 町政聴要第 186-10 号	2016 年 6 月 22 日	市政要望への対応について (報告)
15 町政聴要第 186 号の 11	2016 年 7 月 6 日	ごみ集積所〇〇町〇-〇〇〇の適正管理を求め る件について
17 町政聴要第 541 号	2017 年 11 月 30 日	市政要望への対応について (依頼)
17 町政聴要第 541-2 号	2017 年 12 月 4 日	市政要望の送付について (通知)
17 町政聴要第 541 号	2017 年 12 月 14 日	市政要望への対応について (報告)
17 町政聴要第 541-3 号	2018 年 2 月 8 日	市政要望への対応について (依頼)
17 町政聴要第 541 号	2018 年 2 月 23 日	市政要望への対応について (報告)
17 町政聴要第 541-4 号	2018 年 3 月 19 日	市政要望の送付について (通知)
17 町政聴要第 740 号	2018 年 3 月 26 日	市政要望への対応について (依頼)
17 町政聴要第 541 号	2018 年 3 月 28 日	市政要望への対応について (報告)
17 町政聴要第 740 号	2018 年 4 月 2 日	市政要望への対応について (報告)

17 町政聴要第 740 号の 2	2018 年 4 月 9 日	「2017 年 12 月 4 日送信の市長への手紙の市長の回答の要」について
18 町政聴要第 20 号	2018 年 4 月 9 日	市政要望の送付について（通知）
18 町政聴要第 20-2 号	2018 年 5 月 1 日	市政要望の送付について（通知）
18 町政聴要第 20-3 号	2018 年 5 月 1 日	市政要望の送付について（通知）
18 町政聴要第 20-4 号	2018 年 5 月 2 日	市政要望の送付について（通知）

2018-16 2018 年 5 月 9 日 開示請求 ……………（環境資源部 3 R 推進課）

■2018 年 3 月 23 日付 17 町環推第 709 号の回答で示された〇〇からの要望をその都度伝えたことを確認できる資料すべて。および、何を伝えたのかその内容がわかる資料すべて。

2018 年 5 月 22 日 **不存在決定**

理由：〇〇様からの要望は、電話や訪問での会話で伝えており、伝えたことの記録等を作成していないため、存在しない。

2018-17 2018 年 5 月 15 日 開示請求 ……………（地域福祉部障がい福祉課）

■「平成 30 年度放課後等デイサービスの報酬改定に伴う指標の該当の有無について」の判定が分かる書類一式

2018 年 5 月 18 日 **開示決定**

・概況調査票、障害児の調査項目（5 領域 10 項目）【平成 27 年 4 月 23 日実施分】

2018-18 2018 年 5 月 15 日 開示請求 ……………（地域福祉部障がい福祉課）

■「平成 30 年度放課後等デイサービスの報酬改定に伴う指標の該当の有無について」の判定が分かる書類一式

2018 年 5 月 18 日 **開示決定**

・概況調査票、障害児の調査項目（5 領域 10 項目）【平成 26 年 12 月 26 日実施分】

2018-19 2018 年 5 月 18 日 開示請求 ……………（総務部職員課）

■ハラスメントに係るヒアリング対象者による内容及び経緯及び財務部の回答に依るまでの経緯の資料と総務部も含めて。

2018 年 6 月 1 日 **開示決定**

ハラスメント防止対策委員会についての下記文書

- ・2017 年度第 8 回町田市ハラスメント防止対策委員会（次第）
- ・【17 付議 01】案件に対する審議結果について（通知）

2018 年 6 月 1 日 **部分開示決定**

・ハラスメント防止対策委員会についての下記文書

- 1 【17 付議 01】ハラスメントに係る苦情・相談受付票の申出への部内対応報告票について（收受）
- 2 2017 年度第 7 回町田市ハラスメント防止対策委員会（次第及び添付資料）
- 3 2017 年度第 7 回町田市ハラスメント防止対策委員会（議事録）
- 4 2017 年度第 8 回町田市ハラスメント防止対策委員会（議事録）

理由：町田市個人情報保護条例第 21 条第 1 項第 6 号に該当

○ハラスメントに係る事実確認における発言内容であり、開示することにより、ハラスメントに係る苦情・相談対応業務の実施の目的を失わせ、又は公正かつ適正な実施を著しく困難にすると認められるため。

・1 及び 2 のうち、

- ①事実確認調査票（相手方確認聞き取りシート・第 3 者確認聞き取りシート）における、聞き取り対象者の回答部分

- ②ハラスメントに係る部内協議資料（2018年1月17日協議分）の申出内容①～③及び（参考）における（2）各対象者ヒアリング内容
 - ・2のうち、①資料1 補足資料 ○事務局による事例概要 ヒアリング内容抜粋
 - ハラスメント防止対策委員会において、付議案件を精査する内容であり、開示することにより、ハラスメント防止対策委員会業務の実施の目的を失わせ、又は公正かつ適正な実施を著しく困難にすると認められるため。
 - ・2のうち、②審議結果通知のサンプルにおける審議内容の説明部分
 - ・3及び4のうち、質疑の内容

※2018年6月4日 **審査請求**

2018-20 2018年5月18日 開示請求 ……………（財務部財政課）

■ハラスメントに係るヒアリング対象者による内容及び経緯及び財務部の回答に依るまでの経緯の資料と総務部も含めて

2018年5月31日 **開示決定**

- ・ハラスメント防止対策委員会についての下記文書
- 【17付議01】案件に対する審議結果について

2018年5月31日 **部分開示決定**

- ・ハラスメントに係る苦情・相談の申出への部内対応報告票について（提出）【2017年9月15日申出分】

理由：町田市個人情報保護条例第21条第1項第6号に該当

- ハラスメントに係る事実確認における発言内容であり、開示することにより、ハラスメントに係る苦情相談対応業務の実施の目的を失わせ、又は公正かつ適正な実施を著しく困難にすると認められるため。
- ・事実確認調査票（相手方確認聞き取りシート・第三者確認聞き取りシート）における、聞き取り対象者の回答部分
- ・ハラスメントに係る部内協議資料（2018年1月17日協議分）の申出内容①～③及び（参考）における（2）各対象者ヒアリング内容

※2018年6月4日 **審査請求**

2018-21 2018年5月22日 開示請求 ……………（子ども生活部子ども家庭支援センター）

■子ども家庭支援センターにおける相談記録

2018年6月5日 **開示決定**

相談記録票

2018年6月5日 **部分開示決定**

虐待通告受付票

指導・経過記録票

理由：①町田市個人情報保護条例第21条第1項第3号に該当

- 第三者に関する情報であって、開示することにより当該第三者の権利利益を侵害する恐れがあるため。

：②町田市個人情報保護条例第21条第1項第6号に該当

- 市の事務又は事業に関する情報であって、開示することにより当該事務又は事業の実施の目的を失わせ、又は公正かつ適正な実施を著しく困難にすると認められるため。

虐待通告受付票

番号	開示しない部分	非開示理由
1	緊急受理会議の記録のうち、関係機関に関する記載	②
2	「調査」欄の全部	②

指導・経過記録票

番号	開示しない部分	非開示理由
1	2013年9月12日 16:50の記録（関係機関との連絡記録）	②

2	2013年9月13日 13:20と16:50の記録（関係機関との連絡記録）	②
3	2013年9月18日 14:00の記録	①
4	2013年9月24日の記録（内部会議の記録）	②
5	2013年12月2日 8行目から最後までまでの記録	①
6	平成26年7月22日 1行目と2行目の記録	①
7	平成26年9月24日 3行目から9行目までの記録	①

2018-22 2018年5月22日 開示請求 ……………（子ども生活部子ども家庭支援センター）

■子ども家庭支援センターにおける相談記録

2018年6月5日 不存在決定

理由：請求者単独による相談は行われていないため。

2018-23 2018年5月22日 開示請求 ……………（子ども生活部子ども家庭支援センター）

■子ども家庭支援センターにおける相談記録

2018年6月5日 不存在決定

理由：請求者単独による相談は行われていないため。

2018-24 2018年5月31日 開示請求 ……………（環境資源部3R推進課）

■法制課と3R推進課で交わされた〇〇に関するすべて

2018年6月14日 不存在決定

理由：3R推進課が法制課に対して、個人を特定した形で〇〇様に関する相談等を行った事実がないため。

2018年7月13日 不存在決定（2018年6月14日付）の取り消し

2018年7月13日 不存在決定（再決定）

理由：3R推進課と法制課との間で、〇〇様に関する資料等を取り交わした事実がないため。

2018-25 2018年6月1日 訂正請求 ……………（環境資源部3R推進課）

■2017年12月14日付17町政聴要第541号で示された「市政要望への対応について（報告）」の「顛末等」欄の2行目

（「長年の要望者と町内会とのトラブルから、町内会からは要望者への対応を断られました。」を「長年の要望者と〇〇自治会とのトラブルから、〇〇自治会からは要望者への対応を断られました。」に訂正）

2018年6月22日 訂正決定

市政要望への対応について（報告）（2017年12月14日付17町政聴要第541号）

「顛末等」欄の2行目「長年の要望者と町内会とのトラブルから、町内会からは要望者への対応を断られました。」を「長年の要望者と〇〇自治会とのトラブルから、〇〇自治会からは要望者への対応を断られました。」に訂正

2018-26 2018年6月5日 開示請求 ……………（政策経営部広聴課）

■広聴課にある〇〇に関する情報すべて。

2018年6月15日 開示決定

別紙のとおり

別紙

文書番号	日付	件名
15 町政聴要第186号	2015年6月24日	市政要望
15 町政聴要第186号	2015年7月7日	市政要望への対応について（報告）
15 町政聴要第186号の2	2015年7月16日	ご要望について

15 町政聴要第 186-3 号	2015 年 7 月 22 日	市政要望
15 町政聴要第 186-3 号	2015 年 7 月 30 日	市政要望への対応について（報告）
15 町政聴要第 186 号の 4	2015 年 8 月 18 日	ご要望について
15 町政聴要第 186-5 号	2015 年 8 月 21 日	市政要望
15 町政聴要第 186-5 号	2015 年 9 月 2 日	市政要望への対応について（報告）
15 町政聴要第 186 号の 6	2015 年 9 月 9 日	ご要望について
15 町政聴要第 186-7 号	2015 年 9 月 14 日	市政要望
15 町政聴要第 186-7 号	2015 年 9 月 30 日	市政要望への対応について（報告）
15 町政聴要第 186-7 号	2016 年 2 月 8 日	市政要望への対応について（報告）
15 町政聴要第 186 号の 9	2016 年 2 月 23 日	ご要望について
15 町政聴要第 186-8 号	2016 年 2 月 8 日	市政要望
15 町政聴要第 186-8 号	2016 年 2 月 22 日	市政要望への対応について（報告）
15 町政聴要第 186-10 号	2016 年 2 月 26 日	市政要望
15 町政聴要第 186-10 号	2016 年 3 月 10 日	市政要望への対応について（報告）
15 町政聴要第 186-10 号	2016 年 6 月 22 日	市政要望への対応について（報告）
16 町政聴要第 161 号	2016 年 6 月 10 日	市政要望
15 町政聴要第 186 号の 11	2016 年 7 月 6 日	ごみ集積所〇〇町〇-〇〇〇の適正管理を求める件について
17 町政聴要第 541 号	2017 年 11 月 30 日	市政要望
17 町政聴要第 541-2 号	2017 年 12 月 4 日	市政要望
17 町政聴要第 541 号	2017 年 12 月 14 日	市政要望への対応について（報告）
17 町政聴要第 541-3 号	2018 年 2 月 8 日	市政要望
17 町政聴要第 541 号	2018 年 2 月 23 日	市政要望への対応について（報告）
17 町政聴要第 541-4 号	2018 年 3 月 19 日	市政要望
17 町政聴要第 541 号	2018 年 3 月 28 日	市政要望への対応について（報告）
17 町政聴要第 740 号	2018 年 3 月 26 日	市政要望
17 町政聴要第 740 号	2018 年 4 月 2 日	市政要望への対応について（報告）
17 町政聴要第 740 号の 2	2018 年 4 月 9 日	「2017 年 12 月 4 日送信の市長への手紙の市長の回答の要」について
18 町政聴要第 20 号	2018 年 4 月 9 日	市政要望
18 町政聴要第 20-2 号	2018 年 4 月 27 日	市政要望
文書番号なし	2018 年 4 月 27 日	（広聴課から本人への返信メール）
18 町政聴要第 20-3 号	2018 年 5 月 1 日	市政要望
文書番号なし	2018 年 5 月 1 日	（広聴課から本人への返信メール）
18 町政聴要第 20-4 号	2018 年 5 月 2 日	市政要望

文書番号なし	2018年5月2日	(広聴課から本人への返信メール)
18町政聴第12号	2018年5月22日	個人情報開示等決定通知書の送付について

2018-27 2018年6月5日 開示請求 …………… (財務部市民税課)

■市民税・都民税 課税・非課税証明書交付申請書 (2017年4月1日～2018年6月5日)

2018年6月11日 **不存在決定**

理由：証明書発行履歴を検索したところ、請求期間における発行履歴は存在しなかったため

2018-28 2018年6月19日 開示請求 …………… (財務部市民税課)

■課税・非課税証明書、資産税証明書交付申請書 (2017年4月1日～2018年6月19日)

2018年7月2日 **部分開示決定**

・住所 町田市〇〇町〇〇〇〇番地、氏名〇〇〇〇の課税・非課税、納税証明書交付申請書 2018年6月13日鶴川駅前連絡所受付分

理由：町田市個人情報保護条例第21条第1項第3号に該当

○第三者に関する情報で、開示することにより、当該第三者の権利利益を侵害するおそれがあるため。

・申請者(窓口に来られたあなたの)欄の氏名、電話番号、及び証明(どなたの証明ですか)欄のあなたとの関係欄

2018-29 2018年6月29日 開示請求 …………… (市民部市民課)

■現在印鑑登録している印影がわかるもの。6月29日同日付で旧印鑑登録の廃止と新規印鑑登録を行ったが、本件は廃止前の旧印鑑登録の印影について開示を求めるものである。

2018年7月11日 **開示決定**

・住所 町田市〇〇町〇〇〇〇番地、氏名〇〇〇〇の印影確認票

2018-30 2018年6月29日 開示請求 …………… (総務部法制課)

■法制課にある〇〇に関連する情報すべて。(〇〇が法制課に相談したことを含む)

2018年7月11日 **開示決定**

- ・公文書公開請求書(18町総法第32号)
- ・公文書非公開決定通知書(18町総法第32号の2)
- ・公文書公開請求書(18町総法第33号)
- ・公文書非公開決定通知書(18町総法第33号の2)

2018年7月11日 **非開示決定**

・法律相談一覧表_2018

理由：町田市個人情報保護条例第21条第1項第6号に該当

○行政法律相談は、町田市の事務又は事業の意思決定過程において専門家の知見を活用することで法的リスクを回避し、又は法的問題を解決することを目的に実施しており、行政法律相談の記録(相談日、相談元、回答日、回答元等内容以外のものを含む。)を開示することによって、行政法律相談の利用を委縮させ、今後の行政法律相談の公正かつ適正な実施を著しく困難にすると認められるため。

2018年7月11日 **不存在決定**

〇〇が法制課に相談したこと

理由：当該相談の記録を作成していないため。

2018-31 2018年7月5日 開示請求 …………… (市民部市民課)

■旧姓〇〇〇〇住民票の写し(2017年4月1日～)、戸籍証明書等交付請求書(2015年1月1日～)、印鑑登録証明書交付申請書(2016年4月1日～)

2018年7月19日 **開示決定**

- ・住所 町田市〇〇町〇〇〇〇番地、氏名〇〇〇〇の住民票の写し等・戸籍証明書等を請求した住民票の写し・戸籍証明書等交付請求書 2015年8月11日市民課受付分
- 戸籍謄本等職務上請求書 2015年8月17日市民課受付分
- 戸籍証明書等交付請求書 2015年9月30日市民課受付分
- 戸籍謄本等職務上請求書 2015年12月14日市民課受付分
- 住民票の写し・戸籍証明書等交付請求書 2016年12月6日市民課受付分
- 戸籍証明書等交付請求書 2016年12月16日市民課受付分
- 戸籍証明書等交付請求書 2016年12月21日小山市民センター受付分
- 戸籍証明書等交付請求書 2018年1月16日市民課受付分
- 戸籍証明書等交付請求書 2018年7月5日市民課受付分

2018年7月19日 **不存在決定**

理由：①検索の結果、上記の期間に交付はなく、住民票の写し等交付請求書は存在しません。

②検索の結果、上記の期間に交付はなく、印鑑登録証明書交付申請書は存在しません。

2018-32 2018年7月6日 開示請求 …………… (子ども生活部子ども家庭支援センター)

■町田市子ども家庭支援センターから受けた支援についての記録(最初から直近まで)

2018年7月20日 **部分開示決定**

子ども家庭支援センター 指導・経過記録票

理由：①町田市個人情報保護条例第21条第1項第2号に該当

○個人の評価等に関する情報であり、開示することにより客観的にみて本人の不利益になるおそれがあるため。

②町田市個人情報保護条例第21条第1項第3号に該当

○第三者に関する情報で、開示することにより、当該第三者の権利利益を侵害するおそれがあるため。

③町田市個人情報保護条例第21条第1項第6号に該当

○市の事業の運営に関する情報であって、開示することにより当該事業の実施の目的を失わせ、又は公正かつ適切な実施を著しく困難にすると認められるため。

番号	開示しない部分	非開示理由
1	2013年9月13日の記録のうち、第三者世帯等への訪問に関する記載	②
2	2013年9月13日の記録のうち、関係機関との連絡事項に関する記載	②③
3	2013年9月17日の記録のうち、保護者の評価に関する記載	①
4	2013年10月1日の記録の全部(内部会議の記録)	③
5	2013年10月3日の記録の全部(保護者に関する記載)	②
6	2013年10月4日の記録の全部(保護者に関する記載)	②
7	2013年10月8日の記録のうち、連絡先関係機関名	③
8	2013年10月8日の記録のうち、関係機関との連絡事項に関する記載	②③
9	2013年12月4日の記録のうち、連絡先関係機関名	③
10	2013年12月4日の記録のうち、関係機関との連絡事項に関する記載	②③
11	2013年12月9日の記録のうち、連絡先関係機関名	③
12	2013年12月9日の記録のうち、関係機関との連絡事項に関する記載	②③
13	2013年12月17日の記録の全部(内部会議の記録)	③
14	2014年1月22日の記録のうち、児童及び関係機関との連絡事項に関	②③

	する記載	
15	2014年1月23日の記録のうち、連絡先関係機関名	③
16	2014年1月23日の記録のうち、関係機関との連絡事項に関する記載	②③
17	2014年1月24日の記録のうち、児童に関する記載	②
18	2014年1月24日の記録のうち、関係機関との連絡に関する記載	③
19	2014年1月27日の記録のうち、児童に関する記載	②
20	2014年1月28日の記録の全部（内部会議の記録）	③
21	2014年1月30日の記録の全部（関係機関との連絡事項に関する記載）	②③
22	2014年2月13日の記録のうち、保護者に関する記載	②
23	2014年2月14日の記録の全部（関係機関との連絡事項に関する記載）	②③
24	2014年3月12日の記録の全部（関係機関との連絡事項に関する記載）	②③
25	2014年4月15日の記録の全部（関係機関との連絡事項に関する記載）	②③
26	2014年4月21日の記録の全部（関係機関との連絡事項に関する記載）	②③
27	2014年4月22日の記録のうち、児童に関する記載	②
28	2014年4月22日の記録のうち、関係機関との連絡事項に関する記載	②③
29	2014年4月28日の記録のうち、保護者に関する記載	②
30	2014年6月10日の記録の全部（関係機関との連絡事項に関する記載）	②③
31	2014年6月17日の記録の全部（関係機関との連絡事項に関する記載）	②③
32	2014年6月20日の記録のうち、児童に関する記載	②
33	2014年6月20日の記録のうち、関係機関との連絡事項に関する記載	②③
34	2014年8月1日の記録の全部（関係機関との連絡事項に関する記載）	②③
35	2014年8月4日の記録のうち、保護者に関する記載	①
36	2014年8月5日の記録の全部（関係機関との連絡事項に関する記載）	②③
37	2014年8月22日の記録（関係機関との連絡事項に関する記載）	②③
38	2014年8月25日の記録（関係機関との連絡事項に関する記載）	③
39	2014年9月1日の記録（関係機関との連絡事項に関する記載）	③
40	2014年9月2日の記録の全部（関係機関との連絡事項に関する記載）	②③
41	2014年9月3日の記録の全部（児童に関する記載）	②③
42	2014年9月16日の記録のうち、関係機関との連絡事項に関する記載	③
43	2014年9月22日の記録の全部（関係機関との連絡事項に関する記載）	③
44	2014年9月24日の記録の全部（関係機関との連絡事項に関する記載）	③
45	2014年9月29日の記録の全部（関係機関との連絡事項に関する記載）	②③
46	2014年11月18日の記録の全部（関係機関との連絡事項に関する記載）	②③
47	2015年1月9日の記録の全部（関係機関との連絡事項に関する記載）	②③

48	2015年1月12日の記録の全部(関係機関との連絡事項に関する記載)	②③
49	2015年2月17日の記録の全部(児童及び関係機関との連絡事項に関する記載)	②③
50	2015年2月24日の記録の全部(関係機関との連絡事項に関する記載)	②③
51	2015年3月11日の記録の全部(関係機関との連絡事項に関する記載)	②③
52	2015年4月6日の記録の全部(関係機関との連絡事項に関する記載)	②③
53	2015年8月4日の記録のうち、保護者及び関係機関との連絡事項に関する記載	②③
54	2015年8月7日の記録のうち、保護者に関する記載	②
55	2015年9月8日の記録のうち、保護者に関する記載	②
56	2015年11月6日の記録のうち、児童に関する記載	②
57	2015年11月20日の記録の全部(保護者に関する記載)	②
58	2015年12月14日の記録のうち、保護者及び所見に関する記載	①②
59	2015年12月24日の記録の全部(保護者に関する記載)	②
60	2015年12月29日の記録の全部(関係機関との連絡事項に関する記載)	②③
61	2016年1月4日の記録の全部(関係機関との連絡に関する記載)	②③
62	2016年1月5日の記録の全部(関係機関との連絡に関する記載)	②③
63	2016年1月6日の記録の全部(関係機関との連絡に関する記載)	②③
64	2016年11月25日の記録のうち、関係機関との連絡事項に関する記載	②③
65	2016年12月2日の記録のうち、児童(前段)及び保護者(後段)に関する記載	②
66	2017年4月14日の記録のうち、関係機関との連絡事項に関する記載	②③
67	2017年4月28日の記録の全部(児童及び関係機関との連絡事項に関する記載)	②③
68	2017年5月2日の記録のうち、児童に関する記載	②
69	2017年6月1日の記録のうち、保護者の評価に関する記載	③
70	2017年6月8日の記録のうち、関係機関との連絡事項に関する記載	②③
71	2017年6月14日の記録のうち、児童に関する記載	②
72	2017年6月22日の記録のうち、保護者の評価(前段)に関する記載	①
73	2017年6月22日の記録のうち、保護者(後段)に関する記載	②
74	2017年7月14日の記録の全部(関係機関との連絡事項に関する記載)	③
75	2017年7月21日の記録の全部(児童及び関係機関との連絡事項に関する記載)	②③
76	2017年7月28日の記録の全部(関係機関との連絡事項に関する記載)	③
77	2017年8月4日の記録のうち、保護者の評価(前段)に関する記載	①
78	2017年8月4日の記録のうち、保護者(後段)に関する記載	②
79	2017年8月18日の記録のうち、保護者に関する記載	②

80	2017年9月8日の記録の全部（関係機関との連絡事項に関する記載）	②③
81	2017年10月18日の記録のうち、関係機関との連絡事項に関する記載	②③
82	2014年11月10日の記録のうち、児童に関する記載	②
83	2017年12月11日の記録のうち、保護者に関する記載	②
84	2018年2月7日の記録のうち、所見及び保護者の評価に関する記載	①③
85	2018年4月9日の記録のうち、保護者に関する記載	②

2018-33 2018年7月10日 開示請求 ……………（市民部市民課）

■印鑑登録証明書交付申請書（2016年4月1日～2018年7月10日）

2018年7月19日 開示決定

住所 町田市〇〇町〇〇〇〇番地、氏名〇〇〇〇の印鑑登録証明書交付申請書 2018年7月10日受付分

2018-34 2018年7月13日 開示請求 ……………（環境資源部環境政策課）

■環境資源部長のもつ〇〇に関連する情報すべて。

2018年7月27日 開示決定

文書番号	日付	件名
15 町環政第 288 号	2015 年 6 月 25 日	市政要望への対応について（收受及び送付） No.186
なし	2015 年 7 月 8 日	市政要望No.186 の回答について（回答收受）
15 町環政第 379 号	2015 年 7 月 22 日	市政要望への対応について（依頼） No.186-3（照会收受）
なし	2015 年 7 月 31 日	市政要望への対応について（回答） No.186-3（3R推進課回答收受）
15 町環政第 456 号	2015 年 8 月 21 日	市政要望への対応について（收受） No.186-5
なし	2015 年 9 月 3 日	市政要望への対応について（回答收受） No.186-5
15 町環政第 524 号	2015 年 9 月 14 日	市政要望への対応について（收受） No.186-7
15 町環政第 919 号	2016 年 2 月 9 日	市政要望への対応について（收受及び送付） No.186-8
なし	2016 年 2 月 24 日	市政要望への対応について（No.186-8）報告（收受）
15 町環政第 973 号	2016 年 2 月 29 日	市政要望への対応について（收受及び送付） No.186-10
なし	2016 年 6 月 13 日	市政要望の送付について（收受及び送付） No.161
16 町環政第 276 号	2016 年 6 月 24 日	市政要望への対応について（No.186-10）回答（收受）
17 町環政第 753 号	2017 年 12 月 4 日	市政要望への対応について（依頼） No.541（收受及び送付）
17 町環政第 762 号	2017 年 12 月 5 日	市政要望の送付について（收受及び送付） No.541-2
17 町環政第 791 号	2017 年 12 月 15 日	市政要望への対応について（中間報告） No.541、541-2（收受）

17 町環政第 956 号	2018 年 2 月 9 日	市政要望への対応について（收受及び送付）No.541-3
なし	2018 年 2 月 23 日	市政要望への対応について（回答） No.541、541-2、541-3
17 町環政第 1051 号	2018 年 3 月 20 日	市政要望の送付について（通知）No.541-4
17 町環政第 1085 号	2018 年 3 月 26 日	市政要望への対応について（收受及び送付）No.740
なし	2018 年 3 月 29 日	市政要望への対応について（報告） No.541、541 の 2、541 の 3、541 の 4
18 町環政第 28 号	2018 年 4 月 10 日	市政要望の送付について（收受及び送付）No.20
18 町環政第 128 号	2018 年 5 月 1 日	市政要望の送付について（通知）No.20-2
18 町環政第 129 号	2018 年 5 月 1 日	市政要望の送付について（通知）No.20-3
18 町環政第 147 号	2018 年 5 月 7 日	市政要望の送付について（通知）No.20-4

2018-35 2018 年 7 月 13 日 開示請求 ……………（環境資源部 3 R 推進課）

■環境資源部長のもつ〇〇に関連する情報すべて。

2018 年 7 月 27 日 開示決定

別紙 1、別紙 2、別紙 3、別紙 4 のとおり

別紙 1

	起案日	件名	参考
1	2015 年 6 月 26 日	市政要望への対応について（依頼）No.186	15 町政聴要第 186 号
2	2015 年 7 月 6 日	市政要望への対応について（回答）No.186	15 町政聴要第 186 号
3	2015 年 7 月 22 日	市政要望への対応について（依頼）No.186-3	15 町政聴要第 186-3 号
4	2015 年 7 月 30 日	市政要望への回答についてNo.186-3	15 町政聴要第 186-3 号
5	2015 年 8 月 24 日	市政要望への対応について（依頼）No.186-5	15 町政聴要第 186-5 号
6	2015 年 9 月 2 日	市政要望への対応について（回答）No.186-5	15 町政聴要第 186-5 号
7	2015 年 9 月 16 日	市政要望への対応について（依頼）No.186-7	15 町政聴要第 186-7 号
8	2015 年 9 月 30 日	市政要望の報告期限の延長について（報告） No.186-7	15 町政聴要第 186-7 号
9	2016 年 2 月 8 日	市政要望への対応について（報告）No.186-7	15 町政聴要第 186-7 号
10	2016 年 2 月 9 日	市政要望への対応について（依頼）No.186-8	15 町政聴要第 186-8 号
11	2016 年 2 月 22 日	市政要望への対応について（No.186-8）	15 町政聴要第 186-8 号
12	2016 年 2 月 29 日	市政要望への対応について（依頼）No.186-10	15 町政聴要第 186-10 号
13	2016 年 3 月 10 日	市政要望への対応について（No.186-10）中間報告	15 町政聴要第 186-10 号
14	2016 年 6 月 13 日	市政要望の送付について（通知）No.161	16 町政聴要第 161 号

第2章 個人情報開示等請求の状況

15	2016年6月23日	市政要望への対応について(回答) No.186-10	15 町政聴要第 186-10 号
16	2017年12月1日	市政要望への対応について(依頼) No.541	17 町政聴要第 541 号
17	2017年12月6日	市政要望の送付について(通知) No.541-2	17 町政聴要第 541-2 号
18	2017年12月13日	市政要望への対応について(No.541)の中間報告について	17 町政聴要第 541 号
19	2018年2月9日	市政要望への対応について(依頼) No.541-3	17 町政聴要第 541-3 号
20	2018年3月1日	市政要望への対応についてNo.541, 541-2, 541-3(回答)の廃案について	17 町政聴要第 541, 541-2, 541-3 号
21	2018年3月20日	市政要望の送付について(通知) No.541-4	17 町政聴要第 541-4 号
22	2018年3月22日	市政要望への対応についてNo.541, 541-2, 541-3, 541-4(回答)	17 町政聴要第 541, 541-2, 541-3, 541-4 号
23	2018年3月27日	市政要望への対応について(依頼) No.740	17 町政聴要第 740 号
24	2018年4月2日	市政要望への対応について(報告) No.740	17 町政聴要第 740 号
25	2018年4月10日	市政要望の送付について(通知) No.20(収受)	18 町政聴要第 20 号
26	2018年5月2日	市政要望の送付について(通知) No.20-2	18 町政聴要第 20-2 号
27	2018年5月2日	市政要望の送付について(通知) No.20-3	18 町政聴要第 20-3 号
28	2018年5月7日	市政要望の送付について(通知) No.20-4	18 町政聴要第 20-4 号
29	2018年6月22日	市政要望への対応について(報告書)の訂正について	15 町政聴要第 541 号

別紙2

件数	受付日	文書番号	件名
1	2015/5/21	15 町総市公第 8 号	公文書公開請求書
2	2015/6/1	15 町総市公第 11 号	公文書公開請求書
3	2015/6/1	15 町総市公第 12 号	公文書公開請求書
4	2015/6/1	15 町総市公第 13 号	公文書公開請求書
5	2015/6/15	15 町総市公第 16 号	公文書公開請求書
6	2018/4/11	18 町総市公第 1 号	公文書公開請求書
7	2018/5/1	18 町総市公第 3 号	公文書公開請求書
8	2018/5/1	18 町総市公第 4 号	公文書公開請求書
9	2018/5/1	18 町総市公第 5 号	公文書公開請求書
10	2018/5/1	18 町総市公第 6 号	公文書公開請求書
11	2018/5/1	18 町総市公第 7 号	公文書公開請求書
12	2018/5/1	18 町総市公第 8 号	公文書公開請求書

13	2018/5/1	18 町総市公第 9 号	公文書公開請求書
14	2018/5/8	18 町総市公第 11 号	公文書公開請求書
15	2018/5/8	18 町総市個第 12 号	個人情報開示等請求書
16	2018/5/8	18 町総市個第 13 号	個人情報開示等請求書
17	2018/5/8	18 町総市個第 14 号	個人情報開示等請求書
18	2018/5/9	18 町総市個第 16 号	個人情報開示等請求書
19	2018/5/18	18 町総市公第 13 号	公文書公開請求書
20	2018/5/18	18 町総市公第 14 号	公文書公開請求書
21	2018/5/18	18 町総市公第 15 号	公文書公開請求書
22	2018/5/21	18 町総市公第 17 号	公文書公開請求書
23	2018/5/21	18 町総市公第 18 号	公文書公開請求書
24	2018/5/21	18 町総市公第 19 号	公文書公開請求書
25	2018/5/21	18 町総市公第 20 号	公文書公開請求書
26	2018/5/21	18 町総市公第 21 号	公文書公開請求書
27	2018/5/21	18 町総市公第 22 号	公文書公開請求書
28	2018/5/21	18 町総市公第 23 号	公文書公開請求書
29	2018/5/21	18 町総市公第 24 号	公文書公開請求書
30	2018/5/21	18 町総市公第 25 号	公文書公開請求書
31	2018/5/24	18 町総市公第 27 号	公文書公開請求書
32	2018/5/25	18 町総市公第 28 号	公文書公開請求書
33	2018/5/25	18 町総市公第 29 号	公文書公開請求書
34	2018/5/25	18 町総市公第 30 号	公文書公開請求書
35	2018/5/31	18 町総市公第 31 号	公文書公開請求書
36	2018/5/31	18 町総市個第 24 号	個人情報開示等請求書

37	2018/6/1	18 町総市個第 25 号	個人情報開示等請求書
38	2018/6/1	18 町総市公第 32 号	公文書公開請求書
39	2018/6/7	18 町総市公第 34 号	公文書公開請求書
40	2018/6/7	18 町総市公第 35 号	公文書公開請求書
41	2018/6/7	18 町総市公第 36 号	公文書公開請求書
42	2018/6/7	18 町総市公第 37 号	公文書公開請求書
43	2018/6/7	18 町総市公第 38 号	公文書公開請求書
44	2018/6/13	18 町総市公第 39 号	公文書公開請求書
45	2018/6/19	18 町総市公第 42 号	公文書公開請求書
46	2018/6/19	18 町総市公第 43 号	公文書公開請求書
47	2018/6/29	18 町総市公第 46 号	公文書公開請求書
48	2018/6/29	18 町総市公第 47 号	公文書公開請求書
49	2018/6/29	18 町総市公第 48 号	公文書公開請求書

別紙 3

件数	回答日	文書番号	件名
1	2015/5/29	15 町環推第 88 号	公文書部分公開決定通知書について
2	2015/6/11	15 町環推第 123 号 2	公文書公開請求書（町田市集積所管理計画書）〇〇町〇-〇〇〇に対する決定内容の通知について
3	2015/6/11	15 町環推第 126 号 2	公文書不存在決定通知書について
4	2015/6/11	15 町環推第 127 号 2・3・4	公文書公開請求書（町田市ごみ集積所変更・移動・廃止届等）に対する決定内容の通知について
5	2015/6/18	15 町環推第 145 号 2	公文書不存在決定通知書について
6	2018/4/24	18 町環推第 62 号	公文書部分公開決定通知書について
7	2018/5/15	18 町環推第 106 号	公文書不存在決定通知書について
8	2018/5/15	18 町環推第 107 号	公文書不存在決定通知書について
9	2018/5/15	18 町環推第 108 号	公文書不存在決定通知書について（第 5 号）

10	2018/5/15	18 町環推第 109 号	公文書部分公開決定通知書について (第 6 号)
11	2018/5/15	18 町環推第 110 号	公文書公開決定通知書について (第 7 号)
12	2018/5/15	18 町環推第 111 号	公文書不存在決定通知書について (第 8 号)
13	2018/5/15	18 町環推第 112 号	公文書部分公開決定通知書について (第 9 号)
14	2018/5/22	18 町環推第 129 号	公文書不存在決定通知書について (第 11 号)
15	2018/5/22	18 町環推第 130 号	個人情報不存在決定通知書について (第 12 号)
16	2018/5/22	18 町環推第 131 号	個人情報不存在決定通知書について (第 13 号)
17	2018/5/22	18 町環推第 132 号	個人情報不存在決定通知書について (第 14 号)
18	2018/5/22	18 町環推第 133 号	個人情報不存在決定通知書について (第 16 号)
19	2018/6/1	18 町環推第 148 号	公文書不存在決定通知書について (第 13 号)
20	2018/6/1	18 町環推第 149 号	公文書不存在決定通知書について (第 14 号)
21	2018/6/1	18 町環推第 150 号	公文書不存在決定通知書について (第 15 号)
22	2018/6/4	18 町環推第 158 号	公文書不存在決定通知書について (第 17 号)
23	2018/6/4	18 町環推第 159 号	公文書不存在決定通知書について (第 18 号)
24	2018/6/4	18 町環推第 160 号	公文書不存在決定通知書について (第 19 号)
25	2018/6/4	18 町環推第 161 号	公文書不存在決定通知書について (第 20 号)
26	2018/6/4	18 町環推第 162 号	公文書不存在決定通知書について (第 21 号)
27	2018/6/4	18 町環推第 163 号	公文書不存在決定通知書について (第 22 号)
28	2018/6/4	18 町環推第 164 号	公文書不存在決定通知書について (第 23 号)
29	2018/6/4	18 町環推第 165 号	公文書不存在決定通知書について (第 24 号)
30	2018/6/4	18 町環推第 166 号	公文書不存在決定通知書について (第 25 号)
31	2018/6/7	18 町環推第 175 号	公文書不存在決定通知書について (第 27 号)
32	2018/6/8	18 町環推第 179 号	公文書不存在決定通知書について (第 28 号)
33	2018/6/8	18 町環推第 180 号	公文書不存在決定通知書について (第 29 号)

34	2018/6/8	18 町環推第 181 号	公文書不存在決定通知書について (第 30 号)
35	2018/6/14	18 町環推第 194 号	公文書不存在決定通知書について (第 31 号)
36	2018/6/14	18 町環推第 195 号	個人情報不存在決定通知書について (第 24 号)
37	2018/7/13	18 町環推第 266 号	個人情報不存在処分の取り消しについて(通知) (18 町環推第 195 号の取り消し)
38	2018/7/13	18 町環推第 267 号	個人情報不存在決定通知書について (第 24 号)
39	2018/6/22	18 町環推第 222 号	個人情報開示等決定通知書について (第 25 号)
40	2018/6/14	18 町環推第 196 号	公文書不存在決定通知書について (第 32 号)
41	2018/6/21	18 町環推第 211 号	公文書不存在決定通知書について (第 34 号)
42	2018/6/21	18 町環推第 212 号	公文書不存在決定通知書について (第 35 号)
43	2018/6/21	18 町環推第 213 号	公文書不存在決定通知書について (第 36 号)
44	2018/6/21	18 町環推第 214 号	公文書不存在決定通知書について (第 37 号)
45	2018/6/21	18 町環推第 215 号	公文書不存在決定通知書について (第 38 号)
46	2018/6/27	18 町環推第 227 号	公文書不存在決定通知書について (第 39 号)
47	2018/7/3	18 町環推第 240 号	公文書不存在決定通知書について (第 42 号)
48	2018/7/3	18 町環推第 241 号	公文書不存在決定通知書について (第 43 号)
49	2018/7/13	18 町環推第 263 号	公文書不存在決定通知書について (第 46 号)
50	2018/7/13	19 町環推第 264 号	公文書不存在決定通知書について (第 47 号)
51	2018/7/13	20 町環推第 265 号	公文書不存在決定通知書について (第 48 号)

別紙 4

件数	日付	文書番号	件名
1	2018/5/14	事務連絡	審査請求の送付及び弁明書の提出について
2	2018/6/22	18 町環推第 219 号	弁明書の提出について
3	2018/6/27	事務連絡	反論書の送付及び再弁明書の提出について (依頼)

2018-36 2018年7月18日 開示請求 (総務部法制課)

■2017年12月14日付17町政聴要第541号の「市政要望への対応について（報告）」の「顛末等」4行目に示された、3R推進課と交わした相談のうち〇〇に関する情報（法制課保有のもの）

2018年7月30日 非開示決定

・法律相談一覧表_2018

理由：町田市個人情報保護条例第21条第1項第6号に該当

○行政法律相談は、町田市の事務又は事業の意思決定過程において専門家の知見を活用することで法的リスクを回避し、又は法的問題を解決することを目的に実施しており、行政法律相談の記録（相談日、相談元、回答日、回答元等内容以外のものを含む。）を開示することによって、行政法律相談の利用を委縮させ、今後の行政法律相談の公正かつ適正な実施を著しく困難にすると認められるため。

2018-37 2018年7月18日 開示請求 ……………（総務部法制課）

■法制課と広聴課で交わされた〇〇に関連する情報すべて（法制課保有のもの）

2018年7月30日 不存在決定

理由：〇〇様に関する情報について、法制課と広聴課との間で口頭によるやり取りを行ったが、該当する個人情報記録の作成・取得のいずれも行っていないため。

2018-38 2018年7月18日 開示請求 ……………（総務部法制課）

■総務部法制課と環境資源部で交わされた、ごみ集積所と〇〇に関連する情報すべて（氏名、個人を識別する市長への手紙の要望者なども含む、法制課保有のもの）

2018年7月30日 非開示決定

・法律相談一覧表_2018

理由：町田市個人情報保護条例第21条第1項第6号に該当

○行政法律相談は、町田市の事務又は事業の意思決定過程において専門家の知見を活用することで法的リスクを回避し、又は法的問題を解決することを目的に実施しており、行政法律相談の記録（相談日、相談元、回答日、回答元等内容以外のものを含む。）を開示することによって、行政法律相談の利用を委縮させ、今後の行政法律相談の公正かつ適正な実施を著しく困難にすると認められるため。

2018-39 2018年7月18日 開示請求 ……………（総務部法制課）

■法制課と3R推進課で交わされた〇〇に関連する情報すべて（法制課保有のもの）

2018年7月30日 非開示決定

・法律相談一覧表_2018

理由：町田市個人情報保護条例第21条第1項第6号に該当

○行政法律相談は、町田市の事務又は事業の意思決定過程において専門家の知見を活用することで法的リスクを回避し、又は法的問題を解決することを目的に実施しており、行政法律相談の記録（相談日、相談元、回答日、回答元等内容以外のものを含む。）を開示することによって、行政法律相談の利用を委縮させ、今後の行政法律相談の公正かつ適正な実施を著しく困難にすると認められるため。

2018-40 2018年7月18日 開示請求 ……………（環境資源部3R推進課）

■2017年12月14日付17町政聴要第541号の「市政要望への対応について（報告）」の「顛末等」4行目に示された、法制課と交わした相談のうち〇〇に関する情報（3R推進課保有のもの）

2018年8月1日 不存在決定

理由：法制課への相談は口頭で行っており、該当する個人情報記録の作成及び取得のいずれも行っていないため。

2018-41 2018年7月18日 開示請求 ……………（市民部市民課）

■住民票の写し（2017年4月1日～）・戸籍証明書等交付申請書（2015年1月1日～）、印鑑登録証明書交付申請書（2016年4月1日～）

2018年7月27日 不存在決定

- 理由：①検索の結果、上記期間に住民票の写し等を交付した事実はありません。よって住民票の写し等交付請求書は存在しません。
 : ②検索の結果、上記期間に印鑑登録証明書を交付した事実はありません。よって印鑑登録証明書交付申請書は存在しません。
 : ③町田市に本籍がないため戸籍証明書等の発行ができません。よって、戸籍証明書等交付請求書は存在しません。

2018-42 2018年7月27日 開示請求 …………… (市民部市民課)

■印鑑登録証明書交付申請書（2018年6月1日～2018年7月27日）

2018年8月7日 開示決定

- ・町田市〇〇町〇〇〇番地、氏名〇〇〇〇の印鑑登録証明書交付申請書 2018年7月4日小山市民センター受付分

2018-43 2018年7月30日 開示請求 …………… (保健所保健予防課)

■私自身が電話で相談した記録

2018年8月10日 部分開示決定

相談記録票

理由：町田市個人情報保護条例第21条第1項第2号に該当

○個人の評価等に関する情報であって、本人等に開示をしないことが明らかに正当であると認められるため。

- ・2017年5月2日のアセスメント欄
- ・2018年3月7日の分析・判断欄
- ・2018年4月6日の分析・判断欄

: 町田市個人情報保護条例第21条第1項第6号に該当

○市の事務又は事業の運営に関する情報であって、開示をすることにより当該事務又は事業の実施の目的を失わせ、又は公正かつ適正な実施を著しく困難にすると認められるため。

- ・2017年5月2日のアセスメント欄
- ・2018年3月7日の分析・判断欄
- ・2018年4月6日の分析・判断欄

2018-44 2018年7月30日 開示請求 …………… (いきいき生活部高齢者福祉課)

■高齢者支援センターに相談した記録（もの忘れ相談の記録も含む）

2018年8月8日 部分開示決定

- ・1. 介護予防支援経過記録（サービス担当者会議の要点を含む）
- ・2. 認知症高齢者等に関する総合生活相談事業 相談票（医師）

NO	非開示の部分		請求の一部について応じない理由
	件名	内容	
1	介護予防支援経過記録（サービス担当者会議の要点含む）	①2ページ右側の8行目～15行目	①町田市個人情報保護条例第21条第1項第3号に該当 第三者に関する情報であって、開示をすることにより当該第三者の権利利益を侵害するおそれがあるため。

		② 2 ページ右側の 20 行目～23 行目	②町田市個人情報保護条例第 21 条第 1 項第 3 号に該当 第三者に関する情報であって、開示をすることにより当該第三者の権利利益を侵害するおそれがあるため。
		③ 3 ページ左側の 1 行目～15 行目	③町田市個人情報保護条例第 21 条第 1 項第 3 号に該当 第三者に関する情報であって、開示をすることにより当該第三者の権利利益を侵害するおそれがあるため。
		④ 3 ページ左側の 16 行目～20 行目	④町田市個人情報保護条例第 21 条第 1 項第 6 号に該当 市の事務又は事業の運営に関する情報であって、開示をすることにより当該事務又は事業の実施の目的を失わせ、又は公正かつ適正な実施を著しく困難にすると認められるため。
		⑤ 3 ページ左側の 21 行目～23 行目、3 ページ右側の 1 行目～23 行目	⑤町田市個人情報保護条例第 21 条第 1 項第 3 号に該当 第三者に関する情報であって、開示をすることにより当該第三者の権利利益を侵害するおそれがあるため。
2	認知症高齢者等に関する総合生活相談事業相談票（医師）	①医師記入欄	①町田市個人情報保護条例第 21 条第 1 項第 3 号に該当 第三者に関する情報であって、開示をすることにより当該第三者の権利利益を侵害するおそれがあるため。

2018-45 2018年7月31日 開示請求 ……………（市民部市民協働推進課）

■市民協働推進課にある〇〇に関連する情報すべて。

2018年8月10日 部分開示決定

- 1 2016年度要望相談等受付簿
- 2 2017年度要望相談等受付簿

理由：町田市個人情報保護条例第 21 条第 1 項第 3 号に該当

○第三者に関する情報であって、開示をすることにより当該第三者の権利利益を侵害するおそれがあるため。

・請求者以外の町内会・自治会会員の氏名、性別、電話番号、備考欄記載事項（在宅状況）

：町田市個人情報保護条例第 21 条第 1 項第 6 号に該当

○町内会・自治会の方々から聞き取った内容及び聞き取り後の対応状況の記録であり、これを開示することによって、町内会・自治会の方々方が市に相談することを委縮させ、今後の相談業務の公正かつ適正な実施を著しく困難にすると認められるため。

- ・1のうち、項番 153-1 の記録における「他機関への連絡」欄の一部
- ・1のうち、項番 153-2 の記録における「対応内容」欄の一部

- ・ 1及び2のうち、請求者以外の町内会・自治会会員との連絡の記録における「相談内容」欄及び「対応内容」欄
- ・ 2のうち、項番 21-13 の記録における「他機関への連絡」欄
- ・ 2のうち、項番 21-14 の記録における「相談内容」欄の一部

※2018年8月23日 **審査請求**

2018-46 2018年7月31日 開示請求 …………… (道路部道路管理課)

■道路管理課にある〇〇に関連する情報すべて。

2018年8月14日 **開示決定**

- ・ 要望対応票 17-1656

2018年8月14日 **部分開示決定**

- ・ 1 要望対応票 16-1881
- ・ 2 要望対応票 17-7997

理由：町田市個人情報保護条例第21条第1項第3号に該当

○第三者に関する情報であって、開示をすることにより当該第三者の権利利益を侵害するおそれがあるため

- ・ 1のうち、経過2・経過3・経過7における相手方(〇〇〇自治会役員)の氏名、役職、住所(添付の住宅地図を含む)、電話番号
- ・ 2のうち、表紙・経過2・経過3における相手方(〇〇〇自治会役員)の氏名、電話番号

：町田市個人情報保護条例第21条第1項第6号に該当

○市の事務又は事業の運営に関する情報であって、開示をすることにより当該事務又は事業の実施の目的を失わせ、又は公正かつ適正な実施を著しく困難にすると認められるため

- ・ 1のうち、経過3・経過7における相手方との会話内容
- ・ 2のうち、表紙・経過3における相手方との会話内容

※2018年8月23日 **審査請求**

2018-47 2018年8月1日 開示請求 …………… (環境資源部3R推進課)

■3R推進課元所属△△に〇〇が提供または△△が収集した〇〇に関連する情報すべて。(〇〇の市に提供したごみ集積所〇〇町〇-〇〇〇の使用状況を撮影したデジタル画像を含む)

2018年8月15日 **開示決定**

- ・ 〇〇様より写真提供(17枚)

2018-48 2018年8月2日 開示請求 …………… (市民部市民課)

■住民票の写し・戸籍証明書等交付請求書(2017年4月1日～2018年8月2日)

2018年8月10日 **不存在決定**

理由：検索の結果、上記期間に住民票の写し・戸籍証明書等を交付した事実はありません。よって住民票の写し・戸籍証明書等交付請求書は存在いたしません。

2018-49 2018年8月6日 開示請求 …………… (道路部道路管理課)

■道路管理課 要望対応表 18-2121(管理番号)

個人宅の公道上に違法に設置されている防犯カメラを黙認している理由。

2018年8月20日 **部分開示決定**

- ・ 要望対応票 18-2121

理由：町田市個人情報保護条例第21条第1項第3号に該当

○第三者に関する情報であって、開示をすることにより当該第三者の権利利益を侵害するおそれがあるため。

- ・表紙・経過2・経過3・経過4のうち、相手方（要望対象住居の居住者）の氏名、住所（添付の住宅地図、写真を含む）、相手方との会話内容

※2018年8月27日 **審査請求**

2018-50 2018年8月16日 開示請求 ……………（市民部なるせ駅前市民センター）

■**転出届（含 委任状）〇〇〇〇、△△△△2名 2017年12月頃**

2018年8月28日 **開示決定**

□□□□外2名の住民異動届（◎◎◎◎、□□□□の委任状を含む）

2018-51 2018年8月21日 開示請求 ……………（市民部市民課）

■**印鑑登録原本（副本）**

2018年8月23日 **開示決定**

住所 町田市〇〇町〇〇〇〇番地、氏名〇〇〇〇 印鑑登録原票（副本）

2018-52 2018年8月22日 開示請求 ……………（市民部市民課）

■**住民票の写し・戸籍証明書等交付請求書（2018年1月から今日まで）**

2018年8月30日 **開示決定**

・住所 町田市〇〇町〇〇〇〇番地、氏名〇〇〇〇の住民票の写し交付請求書 2018年2月6日 受付分

2018年8月30日 **部分開示決定**

・住所 町田市〇〇町〇〇〇〇番地、氏名〇〇〇〇の住民票の写し交付請求書 2018年7月6日 木曾山崎連絡所受付分

理由：町田市個人情報保護条例第21条第1項第3号に該当

○第三者に関する情報で、開示することにより、当該第三者の権利利益を侵害する恐れがあるため。

・申請者（窓口に来た方）欄の住所・氏名・生年月日・電話番号・請求者のご関係、使う方（請求者）の住所・氏名・請求者の資格、使いみち、金銭借用証書の貸主の氏名

2018年8月30日 **不存在決定**

理由：検索の結果、上記期間に戸籍証明書等を交付した事実はありません。よって、戸籍証明書等交付請求書は存在いたしません。

2018-53 2018年8月27日 訂正請求 ……………（市民部市民協働推進課）

■**2018年8月10日付18町市協第72号の2、個人情報記録の件名2、2017年度要望相談受付簿項21枝9相談内容欄1-3行目。『△△さんから提案のあった「自治会の皆さんと直接お話しする場のセッティング」をお願いしたい。』を『〇〇さんの要望する「ごみ集積所の利用者の方々の話合いの場のセッティング」を調整しましょう。』に訂正**

2018年9月11日 **訂正決定**

・2017年度要望相談等受付簿

項21枝9相談内容の1～3行目『△△さんから提案のあった「自治会の皆さんと直接お話しする場のセッティング」をお願いしたい。』を『〇〇さんの要望する「ごみ集積所の利用者の方々の話合いの場のセッティング」を調整しましょう。』に訂正

2018-54 2018年8月27日 訂正請求 ……………（市民部市民協働推進課）

■**2018年8月10日付18町市協第72号の2、個人情報記録の件名2、2017年度要望相談受付簿項21枝9相談内容欄5行目。「〇〇町内会の会長・副会長」を「〇〇町内会の会長だけでなく、副会長などの会長以外の〇〇町内会の役員には必ず声をかけてもらいたい。」に訂正**

2018年9月11日 **訂正決定**

・2017年度要望相談等受付簿

項 21 枝 9 相談内容の 5 行目「〇〇町内会の会長・副会長」を「〇〇町内会の会長だけでなく、副会長などの会長以外の〇〇町内会の役員には必ず声をかけてもらいたい。」に訂正

2018-55 2018年8月27日 訂正請求 …………… (市民部市民協働推進課)

■2018年8月10日付18町市協第72号の2、個人情報記録の件名2、2017年度要望相談受付簿項21枝14相談内容欄12行目。「〇〇氏は俺はでないと言ってきた」を「〇〇氏は〇〇町内会の会長以外の副会長などの役員や〇〇町内会のゴミの集積場の利用者が出席するかどうかわからない話し合いの場にはでないと言った。」に訂正

2018年9月11日 訂正決定

・2017年度要望相談等受付簿

項 21 枝 14 相談内容の 12 行目「俺はでないと言ってきた」を「〇〇町内会の会長以外の副会長などの役員や〇〇町内会のゴミの集積場の利用者が出席するかどうかわからない話し合いの場にはでないと言った。」に訂正

2018-56 2018年8月27日 訂正請求 …………… (道路部道路管理課)

■2018年8月14日付18町道管第704号、個人情報記録の件名1、要望対応票16-1881、経過6の4-5行目。「道路の通行・側溝の機能上におおむね支障がないので、強い指導は考えていない」を「道路の通行・側溝の機能上におおむね支障がないとしたが、(2018年8月日付個人情報開示等請求書にて、道路の建築限界につき指摘を受け、道路法第30条、道路構造令第12条に照らし通行に支障があることは明らかであり、道路法43条に違反している。)にもかかわらず、強い指導は考えていない」に訂正。

2018年9月14日 非訂正決定

・要望対応票16-1881

理由：請求内容に係る記載は、道路等の状況に関する市の判断を記録した部分であり、請求者について言及したものではないため。

※2018年10月11日 審査請求

2018-57 2018年8月27日 訂正請求 …………… (道路部道路管理課)

■2018年8月14日付18町道管第704号、個人情報記録の件名1、要望対応票16-1881、経過5の2-3行目。「側溝上部内におさまり通行に支障ないため様子を見る事とした。」を「側溝上部内におさまり通行に支障ないとしたが(2018年8月日付個人情報開示等請求書にて、道路の建築限界につき指摘を受け、道路法第30条、道路構造令第12条に照らし通行に支障がある事は明らかであり、道路法43条に違反している。)にもかかわらず、様子を見ることとした。」に訂正。

2018年9月14日 非訂正決定

・要望対応票16-1881

理由：請求内容に係る記載は、道路等の状況に関する市の判断を記録した部分であり、請求者について言及したものではないため。

※2018年10月11日 審査請求

2018-58 2018年8月27日 訂正請求 …………… (道路部道路管理課)

■2018年8月14日付18町道管第704号、個人情報記録の件名1、要望対応票16-1881、経過6の1-2行目。「自治会の行為(せり出し等)がしつこい、との事。」を「自治会の行為(ちり取りの道路側への越境保管等)がしつこい、との事。」に訂正。

2018年9月14日 訂正決定

・要望対応票16-1881

経過6の1・2行目「自治会の行為(せり出し等)がしつこい、との事。」を「自治会の行為(ちり取りの道路側への越境保管等)がしつこい、との事。」に訂正。

2018-59 2018年8月29日 開示請求 (地域福祉部生活援護課)

■生活保護の情報全て開示(2011年4月以降)

2018年9月3日 決定延期

理由: 対象文書の精査・検討に時間を要するため。

2018年10月26日 部分開示決定

・生活保護台帳

NO	件名	非開示の部分	請求の一部について応じない理由
1	保護決定起案	8. 調査担当員の所見 6行目後段から 7行目	町田市個人情報保護条例第21条第1項第2号に該当 個人の評価等に関する情報であり、開示をすることにより客観的にみて本人の不利益になる恐れがあるため。
2	援助方針 (援助方針適用日:平成 28年4月1日)	現状・問題点の6 点目	町田市個人情報保護条例第21条第1項第2号に該当 個人の評価等に関する情報であり、開示をすることにより客観的にみて本人の不利益になる恐れがあるため。
3	援助方針 (援助方針適用日:平成 29年4月1日)	現状・問題点の4 点目	町田市個人情報保護条例第21条第1項第2号に該当 個人の評価等に関する情報であり、開示をすることにより客観的にみて本人の不利益になる恐れがあるため。
4	援助方針 (援助方針適用日:平成 30年4月1日)	現状・問題点の4 点目	町田市個人情報保護条例第21条第1項第2号に該当 個人の評価等に関する情報であり、開示をすることにより客観的にみて本人の不利益になる恐れがあるため。
5	ケース記録票	日付 2011/10/ 3「主から電話」 から数えて、18行 目後段から 19行 目	町田市個人情報保護条例第21条第1項第2号に該当 個人の評価等に関する情報であり、開示をすることにより客観的にみて本人の不利益になる恐れがあるため。

6	ケース記録票	日付 H27. 5. 27 内容の① 5 行目 後段② 7 行目後 段③14 行目後段	町田市個人情報保護条例第21条第1項第 2号に該当 個人の評価等に関する情報であり、開 示をすることにより客観的にみて本人の 不利益になる恐れがあるため。
7	ケース記録票	日付 H28. 12. 7 内容の 3 行目後 段	町田市個人情報保護条例第21条第1項第 2号に該当 個人の評価等に関する情報であり、開 示をすることにより客観的にみて本人の 不利益になる恐れがあるため。
8	生活保護法第29条に基づ く 預貯金等の有無について (回答)	①法人の印影 ②第三者の個人 情報	①町田市個人情報保護条例第21条第1項 第4号に該当 法人が事業で使用している印鑑の印影 であり、当該事業に関する情報であって、 開示をすることにより、偽造等による不 正使用の恐れがあることから、当該法人 の競争又は事業運営上の地位その他社会 的な地位が著しく損なわれると認められ るため。 ②町田市個人情報保護条例第21条第1項 第3号に該当 第三者に関する情報であって、開示す ることにより当該第三者の権利利益を侵 害する恐れがあるため。
9	文書照会に対する回答書	法人の印影	町田市個人情報保護条例第21条第1項第 4号に該当 法人が事業で使用している印鑑の印影 であり、当該事業に関する情報であって、 開示をすることにより、偽造等による不 正使用の恐れがあることから、当該法人 の競争又は事業運営上の地位その他社会 的な地位が著しく損なわれると認められ るため。
10	預貯金等の調査について (回答)	法人の印影	町田市個人情報保護条例第21条第1項第 4号に該当 法人が事業で使用している印鑑の印影 であり、当該事業に関する情報であって、 開示をすることにより、偽造等による不 正使用の恐れがあることから、当該法人 の競争又は事業運営上の地位その他社会 的な地位が著しく損なわれると認められ るため。

11	回答書	法人の印影	町田市個人情報保護条例第21条第1項第4号に該当 法人が事業で使用している印鑑の印影であり、当該事業に関する情報であって、開示をすることにより、偽造等による不正使用の恐れがあることから、当該法人の競争又は事業運営上の地位その他社会的な地位が著しく損なわれると認められるため。
12	要否意見書 (給付(見積書含む))	2014. 3. 18 受理 法人の印影	町田市個人情報保護条例第21条第1項第4号に該当 法人が事業で使用している印鑑の印影であり、当該事業に関する情報であって、開示をすることにより、偽造等による不正使用の恐れがあることから、当該法人の競争又は事業運営上の地位その他社会的な地位が著しく損なわれると認められるため。

2018-60 2018年8月30日 開示請求 …………… (地域福祉部障がい福祉課)

■相談記録、病院でのカンファレンスの内容や取り決め、課長(上司の指示、指導)、娘、本人
に対しての対応、状況記入、親子の病状に対しての状況(入院)

2018年9月7日 開示決定

忠生地域障がい者支援センター

・〇〇〇〇氏・〇〇〇〇氏「ケース記録」(2016年6月24日以降のもの)

2018-61 2018年9月12日 開示請求 …………… (市民部市民課)

■住民票の写し等交付請求書(2018年1月1日~2018年9月11日まで)

2018年9月25日 開示決定

・住所 町田市〇〇町〇〇〇〇番地、氏名〇〇〇〇の

①住民票の写し等交付請求書 2018年1月10日鶴川市民センター受付分

②住民票の写し等交付請求書 2018年2月8日鶴川市民センター受付分

③住民票の写し等交付請求書 2018年7月5日市民課受付分

2018-62 2018年9月12日 開示請求 …………… (市民部市民課)

■住民票の写し等交付請求書(2018年1月1日~2018年9月11日まで)

2018年9月25日 開示決定

・住所 町田市〇〇町〇〇〇〇番地、氏名〇〇〇〇の

①住民票の写し等交付請求書 2018年1月10日鶴川市民センター受付分

②住民票の写し等交付請求書 2018年2月8日鶴川市民センター受付分

③住民票の写し等交付請求書 2018年7月5日市民課受付分

2018-63 2018年9月14日 開示請求 …………… (市民部市民協働推進課)

■市民協働推進課にある〇〇に関連する情報すべて(〇〇〇自治会集会所についての〇〇の問い合わせ、市長への手紙や情報公開請求、個人情報開示等請求に関してもすべて含む)

2018年9月26日 開示決定

・市政要望への対応について(依頼) No. 104

・市政要望への対応_第104号(報告)

・市政要望の送付について(通知) No. 104-2(2015年6月11日起案)

- ・ 市政要望の送付について（通知）No. 104-2（2015年6月15日起案）
- ・ 市政要望への対応__第104-2号（報告）
- ・ 市政要望への対応について（依頼）No. 104-4
- ・ 市政要望への対応__第104-4号（報告）
- ・ 市政要望への対応について（依頼）No. 186-3
- ・ 個人情報開示等請求書の收受について（2018年7月31日起案）
- ・ 個人情報部分開示等決定通知書について（2018年7月31日受付分）
- ・ 個人情報開示等請求書の收受について（18町市協第203号）
- ・ 個人情報開示等決定通知書について（18町市協第203号の2）
- ・ 個人情報開示等請求書の收受について（18町市協第204号）
- ・ 個人情報開示等決定通知書について（18町市協第204号の2）
- ・ 個人情報開示等請求書の收受について（18町市協第205号）
- ・ 個人情報開示等決定通知書について（18町市協第205号の2）
- ・ 2016年度要望相談等受付簿
- ・ 2017年度要望相談等受付簿

2018-64 2018年9月19日 訂正請求 ……………（道路部部道路管理課）

■2018年8月14日付18町道管第704号、個人情報記録の件名1、要望対応票16-1881、要望内容「公園の東側に目隠しで植えられたカイヅカイブキは、敷地内の枝を打ち払い、道路に越境させて、長年法令に違反して管理されている。その上、他に保管余地があるにもかかわらず越境した生垣の中にちり取りを放り込んで保管しており、法令違反は悪質。敷地内に溝をほって、公園西側から道路に雨水とともに浸食した土砂が流出するようにすることで、むやみに道路を汚して法令違反をしている。」に訂正

2018年10月10日 非訂正決定

理由：市の記録に誤りがあると確認する他の客観的記録が存在しないため。

※2018年10月18日 審査請求

2018-65 2018年9月19日 訂正請求 ……………（道路部部道路管理課）

■2018年8月14日付18町道管第704号、個人情報記録の件名1、要望対応票16-1881、経過1、6行目

「構造だった。雨が降ればむやみに道路を汚すことになるため埋めた。雨で土砂が浸食しないように南側公園のように芝を張るなどするのが望ましいが、田んぼの畔のように雑草の根を残して刈るだけでもいいのではないかと提案した。」に訂正

2018年10月10日 非訂正決定

理由：市の記録に誤りがあると確認する他の客観的記録が存在しないため。

※2018年10月18日 審査請求

2018-66 2018年9月19日 訂正請求 ……………（道路部部道路管理課）

■2018年8月14日付18町道管第704号、個人情報記録の件名1、要望対応票16-1881、経過2、1行目

「・・・数度来庁し、法令違反に対して指導してほしい。」に訂正

2018年10月10日 非訂正決定

理由：市の記録に誤りがあると確認する他の客観的記録が存在しないため。

※2018年10月18日 審査請求

2018-67 2018年9月19日 訂正請求 ……………（道路部部道路管理課）

■2018年8月14日付18町道管第704号、個人情報記録の件名1、要望対応票16-1881、経過4、1行目

「・・・来庁。管理課として〇〇〇自治会の法令違反と認識しているのかについて確認を求めた。」
に訂正

2018年10月10日 非訂正決定

理由：市の記録に誤りがあると確認しうる他の客観的記録が存在しないため。

※2018年10月18日 審査請求

2018-68 2018年9月19日 訂正請求 …………… (道路部部道路管理課)

■2018年8月14日付18町道管第704号、個人情報記録の件名1、要望対応票16-1881、経過6、2行目

「・・・しつこい、法令違反行為を繰り返しており極めて悪質である。また6月の〇〇担当課長の発言について、〇〇〇自治会の管理行為を法令違反と認めているのかどうかの回答を求めた。」
に訂正

2018年10月10日 非訂正決定

理由：市の記録に誤りがあると確認しうる他の客観的記録が存在しないため。

※2018年10月18日 審査請求

2018-69 2018年9月19日 訂正請求 …………… (道路部部道路管理課)

■2018年8月14日付18町道管第704号、個人情報記録の件名1、要望対応票17-7997、経過2、3行目

「・・・電話(〇〇)。市にむやみに道路を汚したり道路に越境させた生垣の中にちり取りを保管する等、〇〇〇自治会の法令違反を繰り返し指摘し指導を要望しても強く指導しないために、〇〇〇自治会は対応しないというより、むしろ土を掘り返し水路を拡大していっそう土砂の侵食と流出をしやすくして、雨が降れば、今回のように以前にも増してむやみに道路を汚すことの繰り返しになっているのだから、また法令上道路は市の管理下にあるのだから、可能なら市で清掃してほしい。」に訂正

2018年10月10日 非訂正決定

理由：市の記録に誤りがあると確認しうる他の客観的記録が存在しないため。

※2018年10月18日 審査請求

2018-70 2018年9月28日 開示請求 …………… (地域福祉部障がい福祉課)

■2017年6月からの〇〇ケアセンターの明細情報、実績記録表

2018年10月11日 開示決定

- ・明細書(介護給付費等)
- ・国保連下り重度訪問介護サービス提供実績記録表(平成29年6月以降提供分)

2018-71 2018年10月1日 開示請求 …………… (いきいき生活部介護保険課)

■過去2年間以内に施設、看護サービス等から、母の骨折に関する報告がされている報告書等の書面

2018年10月9日 部分開示決定

- ・事故報告書(報告年月日2018年6月14日)

理由：町田市個人情報保護条例第21条第1項第3号に該当

- 第三者に関する情報で、開示することにより、当該第三者の権利利益を侵害するおそれがあるため。
- ・記載者名、印欄の氏名・印影

2018-72 2018年10月4日 訂正請求 …………… (市民部市民協働推進課)

■2018年8月10日付18町市協第72号の2、個人情報記録の件名2、2017年度要望相談受付簿項21枝9対応内容欄14行目

「了承」を、「断る。話し合いの場で自ら要望者であることを名乗る。」に訂正

2018年10月18日 **非訂正決定**

理由：市の記録に誤りがあると確認しうる他の客観的記録が存在しないため。

※2018年10月25日 **審査請求**

2018-73 2018年10月23日 開示請求 …………… (子ども生活部子ども家庭支援センター)

■今までの相談記録

2018年11月6日 **決定延期**

理由：開示資料の精査に時間を要するため。

2018年11月16日 **部分開示決定**

- 1 虐待通告受付票 (2015年8月27日) に基づく、子ども家庭支援センター指導・経過記録
- 2 虐待通告受付票 (2016年7月26日) に基づく、子ども家庭支援センター指導・経過記録
- 3 虐待通告受付票 (2017年12月18日) に基づく、子ども家庭支援センター指導・経過記録

理由：①町田市個人情報保護条例第21条第1項第3号に該当

○第三者に関する情報で、開示することにより、当該第三者の権利利益を侵害するおそれがあると認められるため。

：②町田市個人情報保護条例第21条第1項第6号に該当

○市の事業の運営に関する情報であって、開示することにより当該事業の実施の目的を失わせ、又は公正かつ適切な実施を著しく困難にすると認められるため。

1：虐待通告受付票 (2015年8月27日) に基づく、子ども家庭支援センター指導・経過記録

番号	開示しない部分	非開示理由
1	2015年8月27日の指導・経過記録票のうち、関係機関との連絡事項に関する記載	①②
2	2015年8月28日の指導・経過記録票のうち、関係機関との連絡事項に関する記載	②
3	2015年10月8日の指導・経過記録票のうち、関係機関との連絡事項に関する記載	①②
4	2015年10月16日の指導・経過記録票のうち、保護者に関する記載	①
5	2015年10月21日の指導・経過記録票のうち、児童、保護者及び関係機関との連絡事項に関する記載	①②
6	2015年10月29日の指導・経過記録票のうち、保護者との連絡事項に関する記載	①
7	2016年2月22日の指導・経過記録票のうち、内部会議に関する記載	②
8	2016年6月6日の指導・経過記録票のうち、保護者との連絡事項に関する記載	①②
9	2016年6月13日の指導・経過記録票のうち、内部会議に関する記載	②
10	2016年6月30日の指導・経過記録票のうち、内部会議に関する記載	①②
11	2016年7月19日の指導・経過記録票のうち、内部会議に関する記載	①②

2：虐待通告受付票 (2016年7月26日) に基づく、子ども家庭支援センター指導・経過記録

番号	開示しない部分	非開示理由
1	2016年7月27日の指導・経過記録票のうち、保護者との連絡事項に関する記載	①

	する記載	
2	2016年7月27日の指導・経過記録票のうち、関係機関との連絡事項に関する記載	①②
3	2016年7月28日の指導・経過記録票のうち、児童に関する記載	①②
4	2016年8月1日の指導・経過記録票のうち、関係機関との連絡事項に関する記載	①②
5	2016年9月5日の指導・経過記録票のうち、保護者に関する記載	①
6	2016年11月7日の指導・経過記録票のうち、保護者に関する記載	①
7	2016年11月16日の指導・経過記録票のうち、児童、保護者に関する記載	①
8	2016年11月28日の指導・経過記録票のうち、保護者に関する記載	①
9	2016年11月29日の指導・経過記録票のうち、保護者に関する記載	①
10	2016年12月2日の指導・経過記録票のうち、保護者に関する記載	①
12	2017年3月1日の指導・経過記録票のうち、保護者との連絡事項に関する記載	①
13	2017年3月14日の指導・経過記録票のうち、保護者との連絡事項に関する記載	①
14	2017年3月16日の指導・経過記録票のうち、関係機関との連絡事項に関する記載	②
15	2017年4月3日の指導・経過記録票のうち、保護者に関する記載	②
16	2017年4月10日の指導・経過記録票のうち、児童及び保護者に関する記載	①
17	2017年4月24日の指導・経過記録票のうち、児童及び関係機関との連絡事項に関する記載	①②
18	2017年6月20日の指導・経過記録票のうち、関係機関との連絡事項に関する記載	②
19	2017年7月13日の指導・経過記録票のうち、保護者との連絡事項に関する記載	①
20	2017年9月22日の指導・経過記録票のうち、児童、保護者及び関係機関との連絡事項に関する記載	①②

3：虐待通告受付票（2017年12月18日）に基づく、子ども家庭支援センター指導・経過記録		
番号	開示しない部分	非開示理由
1	2017年12月18日の虐待通告受付票のうち、関係機関との連絡事項に関する記載	②
2	2017年12月19日の指導・経過記録票のうち、関係機関との連絡事項に関する記載	②
3	2018年2月7日の指導・経過記録票のうち、関係機関との連絡事項に関する記載	②
4	2018年3月16日の指導・経過記録票のうち、保護者との連絡事項に関する記載	①

	する記載	
5	2018年3月20日の指導・経過記録票のうち、関係機関との連絡事項に関する記載	②
6	2018年3月30日の指導・経過記録票のうち、保護者との連絡事項に関する記載	①
7	2018年4月12日の指導・経過記録票のうち、関係機関との連絡事項に関する記載	②
8	2018年5月18日の指導・経過記録票のうち、関係機関との連絡事項に関する記載	①②
9	2018年7月5日の指導・経過記録票のうち、関係機関との連絡事項に関する記載	①②
10	2018年7月9日の指導・経過記録票のうち、保護者に関する記載	①
11	2018年7月13日の指導・経過記録票のうち、関係機関との連絡事項に関する記載	②
12	2018年7月20日の指導・経過記録票のうち、関係機関との連絡事項に関する記載	①②
13	2018年7月25日の指導・経過記録票のうち、保護者との連絡事項に関する記載	①②
14	2018年8月9日の指導・経過記録票のうち、保護者に関する記載	①②
15	2018年9月4日の指導・経過記録票のうち、関係機関との連絡事項に関する記載	①②
16	2018年9月14日の指導・経過記録票のうち、保護者に関する記載	①
17	2018年9月19日の指導・経過記録票のうち、関係機関との連絡事項に関する記載	②
18	2018年10月3日の指導・経過記録票のうち、関係機関との連絡事項に関する記載	①②
19	2018年10月4日の指導・経過記録票のうち、関係機関との連絡事項に関する記載	①②

2018-74 2018年10月26日 開示請求 …………… (政策経営部広聴課)

■広聴課の協力した宅建協会合同相談会 2017年10月1日ぽっぽ町田記載記録・内容(出窓の雨漏りでの相談)

2018年11月7日 **部分開示決定**

・2017年10月1日開催 合同無料相談会の相談票

理由：町田市個人情報保護条例第21条第1項第3号に該当

○第三者に関する情報であって、開示することにより当該第三者のプライバシーを侵害する恐れがあるため。

・相談員氏名

：町田市個人情報保護条例第21条第1項第6号に該当

○開示をすることにより、「合同無料相談会」の実施の目的を失わせ、又は、公正かつ適切な実施を著しく困難にすると認められるため。

・相談員氏名

2018-75 2018年11月5日 開示請求 …………… (市民部市民課)

■住民票の写し・戸籍証明書等交付請求書(2017年8月5日～2018年11月5日まで)

2018年11月15日 **開示決定**

- ・住所 町田市〇〇町〇〇〇〇番地、氏名〇〇〇〇の
 - ①2017年9月21日付捜査関係事項照会書 2017年9月22日市民課受付分
 - ②2017年10月24日付捜査関係事項照会書 2017年10月26日市民課受付分
 - ③2018年8月8日付捜査関係事項照会書 2018年8月10日市民課受付分

2018年11月15日 **部分開示決定**

- ・住所 町田市〇〇町〇〇〇〇番地、氏名〇〇〇〇の
 - ①2017年8月2日付住民票等の請求書 2017年8月14日市民課受付分
 - ②2017年9月2日付住民票申請書 2017年9月19日市民課受付分
 - ③2017年11月24日付住民票等の請求書 2017年11月30日市民課受付分
 - ④2018年2月8日付住民票等の請求書 2018年2月15日市民課受付分

理由：町田市個人情報保護条例第21条第1項第3号に該当

○第三者に関する情報で、開示することにより、当該第三者の権利利益を侵害するおそれがあるため。

- ・①の文書のうち、担当者の氏名、担当者の本人確認書類
- ・②の文書のうち、担当者の氏名、担当者の本人確認書類、担当者個人の印影、他の申請対象者の氏名
- ・③の文書のうち、担当者の氏名、担当者の本人確認書類
- ・④の文書のうち、担当者の氏名、担当者の本人確認書類

：町田市個人情報保護条例第21条第1項第4号に該当

○印影部分を開示し、情報が流通することによって、印鑑偽造等により不正使用される恐れがあり、法人等の財産の保護に著しい支障が生じると認められるため。

- ・①の文書のうち、法人の印影
- ・③の文書のうち、法人の印影
- ・④の文書のうち、法人の印影

2018-76 (1) 2018年11月8日 訂正請求 …………… (政策経営部広聴課)

■2018年11月7日付18町政聴第42号『タイトル「合同相談会」は「アーバンネットと町田市との合同相談会」』『4行目「解決に向けた専門的～あくまでも助言」、について、「相談員が町田市の責任において適正なアドバイスをして責任を明確にして解決に導くものとする』』に訂正。

2018年11月27日 **非訂正決定**

- 理由：1 表題については、メールフォームによる問い合わせの際に請求者が記載した件名をそのまま引用したものであるため。
- 2 本文の内容は市の事業についての説明であり、請求者について言及したものではないため。

※2018年12月4日 **審査請求**

2018-76 (2) 2018年11月8日 利用等中止請求 …………… (政策経営部広聴課)

■2018年11月7日付18町政聴第42号

2018年11月27日 **非利用等中止決定**

理由：請求に係る個人情報記録は、町田市個人情報保護条例の規定に反した目的外利用又は外部提供のいずれも行っておらず、また行う予定もないため。

2018-77 2018年11月14日 開示請求 …………… (市民部市民課)

■印鑑登録証明書交付申請書 (2016年1月1日～2018年11月14日)

2018年11月21日 **開示決定**

- ・町田市〇〇町〇〇〇〇番地、氏名〇〇〇〇の
 - ①印鑑登録証明書交付申請書 2016年6月30日受付分

- ②印鑑登録証明書交付申請書 2017年1月30日受付分
- ③印鑑登録証明書交付申請書 2017年7月4日受付分
- ④印鑑登録証明書交付申請書 2018年11月12日受付分
- ⑤印鑑登録証明書交付申請書 2018年11月14日受付分

2018-78 2018年11月16日 開示請求 …………… (市民部市民課)

■婚姻届けの取り下げについて

2018年11月26日 部分開示決定

・「婚姻届けの取下げについて」起案書

理由：町田市個人情報保護条例第21条第1項第3号に該当

○第三者に関する情報であって、開示することにより当該第三者の権利利益を侵害する恐れがあるため

- ・取下書のうち、取下者の印影（拇印）及び電話番号
- ・取下者の本人確認書類の写し
- ・受領書のうち、受領者の印影（拇印）

2018-79 2018年11月27日 訂正請求 …………… (政策経営部広聴課)

■2018年11月22日付18町政聴第44号「共催の件」について

5行目行政書士は以降「訴訟については相談していない。宅建協会が相談を受けたので宅建協会に連絡をしなさいとのアドバイス主張であった共催でもあるので市が責任をもって対応解決する。」に訂正

2018年12月17日 非訂正決定

理由：請求内容に係る記載は、請求者の相談に対する行政書士の助言の概要であるが、当該助言の内容に関する市の記録に誤りがあると確認しうる他の客観的記録が存在しないため。

※2018年12月20日 審査請求

2018-80 2018年12月5日 開示請求 …………… (学校教育部指導課)

■私が〇〇中学校に通っていた時にいじめにあったことについて学校から教育委員会へされた報告内容がわかる文書

2018年12月18日 決定延期

理由：対象公文書の精査・検討に時間を要するため。

2018年12月26日 開示決定

- ・2018年4月2日 3年生徒の転校について（具申）
- ・2018年11月9日 〇〇中学校長から提出を受けた資料

2018年12月26日 部分開示決定

- ・〇〇中学校新3年生〇〇〇〇さんの指定校変更案件

理由：町田市個人情報保護条例第21条第1項第2号に該当

○個人の評価に関する情報であり、開示をすることにより客観的にみて本人の不利益になる恐れがあるため。

- ・31行目、前段

2018-81 2018年12月12日 開示請求 …………… (地域福祉部障がい福祉課)

■障害支援区分認定調査における概況調査票及び医師意見書（最新のもの）

2018年12月12日 開示決定

- ・障害支援区分認定調査における概況調査表及び医師意見書（最新のもの）

2018-82 2018年12月17日 開示請求 …………… (市民部市民課)

■住民票の写し等交付請求書（2018年10月1日～2018年11月30日まで）

2018年12月21日 **開示決定**

- ・住所 町田市〇〇町〇〇〇〇番地、氏名〇〇〇〇の
住民票の写し交付請求書 2018年11月5日市民課受付分
住民票の写し交付請求書、印鑑登録証明書交付申請書 2018年11月22日市民課受付分

2018-83 2019年1月4日 開示請求 …………… (市民部市民課)

■印鑑登録証明書交付申請書(2015年4月1日～2019年1月4日)

2019年1月17日 **不存在決定**

理由：検索の結果、上記の期間に交付は無く、印鑑登録証明書交付申請書は存在いたしません。

2018-84 2019年1月4日 開示請求 …………… (財務部納税課)

■2018年7月11日に実施した不動産(土地・建物)鑑定を含む滞納処分費用の内訳が分かる文書

2019年1月18日 **部分開示決定**

- ・滞納処分費の決定について

理由：町田市個人情報保護条例第21条第1項第6号に該当

○不動産鑑定の実施者を開示することによって、鑑定内容を巡る問い合わせや抗議等を当該実施者に対し直接行うことが可能となり、委託先の確保に支障をきたすことが予見されることから、市の滞納整理事務の公正かつ適正な実施を著しく困難にすると認められるため。

- ・不動産鑑定実施法人の住所及び名称

：町田市個人情報保護条例第21条第1項第4号に該当

○印影部分は、法人が実印として使用している印鑑の印影であり、開示し、情報が流通することによって、印鑑偽造等により不正使用される恐れがあり、印影を開示すると法人等の財産の保護に著しい支障が生じると認められるため。

- ・法人の印影

2018-85 2019年1月4日 開示請求 …………… (財務部納税課)

■2018年7月11日実施した不動産(土地・建物)鑑定の鑑定資料

2019年1月18日 **決定延期**

理由：開示をすることによる市及び東京都の公売事務への影響の有無について、精査を行うべき項目が多く、時間を要するため。

2019年3月5日 **部分開示決定**

- ・不動産鑑定評価書(町田市〇〇町〇〇〇〇番地に所在する土地・建物に関するもの)

理由：①町田市個人情報保護条例第21条第1項第6号に該当

○不動産鑑定の実施者を開示することによって、鑑定内容を巡る問い合わせや抗議等を当該実施者に対し直接行うことが可能となり、委託先の確保に支障をきたすことが予見されることから、市の滞納整理事務の公正かつ適正な実施を著しく困難にすると認められるため。

：②町田市個人情報保護条例第21条第1項第4号に該当

○印影部分は、法人が実印として使用している印鑑の印影であり、開示し、情報が流通することによって、印鑑偽造等により不正使用される恐れがあり、印影を開示すると法人等の財産の保護に著しい支障が生じると認められるため。

：③町田市個人情報保護条例第21条第1項第5号に該当

○町田市では、東京都と合同で不動産公売をしており、不動産公売における適正価格の意思決定が未了であるため、不動産鑑定評価額及びこれを類推させる情報を開示することにより公正かつ適切な意思決定に著しい支障が生じると認められるため。

番号	ページ	開示しない部分	非開示の理由
1	表紙、1	不動産鑑定実施法人の住所、電話番号、FAX番号及び名称	①
2	1、裏表紙	不動産鑑定実施法人の印影	②
3	1、15、16	不動産鑑定評価額	③
4	9～10	「建物の状況」欄の増加要因、減価要因	③
5	10	「敷地・環境との関係」欄の3行目後段から6行目まで	③
6	11	土地の標準価格の試算価格、査定額	③
7	12	土地の標準価格、格差修正率、比準価格及びこれらに基づく土地価格	③
8	13	建物の想定建築単価及びこれに基づく再調達原価 建物の耐用年数に基づく現価率（計算式を含む）	③
9	14	建物の観察減価に基づく現価率、耐用年数に基づく現価率、価格構成比 建物の積算価格の査定額（計算式を含む）	③
10	15	土地価格、建物価格、市場性等減価率	③
11	17	共有不動産の持ち分のみを売却した場合の減額率（減価率）	③
12	別表① 別表②	（注1）時点修正率	③
13	別表③	「(2) 総収益算出内訳」欄のうち、月額支払賃料、保証金等、権利金等、年額支払賃料、空室等による損失相当額、権利金等の運用益及び償却額、総収益 「(4) 総費用算出内訳」欄のうち、項目名を除くすべて 「(5) 基本利率等」欄のうち、項目名を除くすべて 「(6) 建物等に帰属する純収益」欄のうち、項目名を除くすべて 「(7) 土地に帰属する純収益」欄のうち、項目名を除くすべて 「(8) 土地の収益価格」欄のすべて	③

※2019年4月12日 審査請求

2018-86 2019年1月10日 開示請求 ……………（市民部市民協働推進課）

■2017年8月10日の3R、市民協働推進、道路管理課との話し合いの録音記録

2019年1月23日 不存在決定

理由：「2017年度要望相談等受付簿」の項21枝17に記録後、録音データを削除したため。

2018-87 2019年1月16日 開示請求 ……………（市民部小山市民センター）

■住民票の写し等交付請求書（2017年4月1日～2019年1月16日まで）

2019年1月28日 開示決定

- ・住所 町田市〇〇町〇〇〇〇番地、氏名〇〇〇〇の
住民票の写し等交付請求書 2018年2月1日受付分

住民票の写し等交付請求書 2018年3月13日受付分

2018-88 2019年1月16日 開示請求 …………… (市民部小山市民センター)

■住民票の写し等交付請求書 (2017年4月1日～2019年1月16日まで)

2019年1月28日 **開示決定**

- ・住所 町田市〇〇町〇〇〇〇番地、氏名〇〇〇〇の
住民票の写し等交付請求書 2018年6月6日受付分

2019年1月29日 **部分開示決定**

- ・住所 町田市〇〇町〇〇〇〇番地、氏名〇〇〇〇の
住民票の写し等交付請求書 2018年2月1日受付分
住民票の写し等交付請求書 2018年3月13日受付分

理由：町田市個人情報保護条例第21条第1項第3号に該当

- 第三者に関する情報で、開示することにより、当該第三者の権利利益を侵害するおそれがあるためと認められるため。
- ・申請者（窓口に来た方）欄の住所・氏名・生年月日・電話番号・請求者とのご関係・使う方（請求者）の住所・氏名・請求者の資格・使いみち

2018-89 2019年1月21日 開示請求 …………… (市民部市民課)

■住民票の写し等交付請求書、戸籍証明書等交付請求書 (2018年11月5日～2019年1月21日)

2019年1月31日 **開示決定**

- ・住所 町田市〇〇町〇〇〇〇番地、氏名〇〇〇〇の
・2018年11月13日付放置違反金関係事項照会書 2018年11月16日受付分
・戸籍証明書等交付請求書 2019年1月21日受付分

2019年1月31日 **部分開示決定**

- ・住所 町田市〇〇町〇〇〇〇番地、氏名〇〇〇〇の住民票の写し等交付請求書 2018年11月16日受付分

理由：町田市個人情報保護条例第21条第1項第3号に該当

- 第三者に関する情報で、開示することにより、当該第三者の権利利益を侵害するおそれがあるため。
- ・申請者（窓口に来た方）欄の住所・氏名・生年月日・電話番号・請求者とのご関係
- ・「①住民票の写し等」欄の必要な方の氏名（生年月日）、使う方（請求者）の住所・氏名・使いみち
- ・添付書類

2018-90 2019年1月21日 開示請求 …………… (財務部市有財産活用課)

■町田市〇〇町〇〇〇〇番地の土地・建物に関する不動産鑑定代金の算出根拠の分かる文書

2019年2月4日 **部分開示決定**

- ・不動産の鑑定評価の委託について（回答）

理由：町田市個人情報保護条例第21条第1項第6号に該当

- 不動産鑑定の実施者を開示することによって、鑑定内容を巡る問い合わせや抗議等を当該実施者に対し直接行うことが可能となり、委託先の確保に支障をきたすことが予見されることから、市の鑑定委託事務の公正かつ適正な実施を著しく困難にすると認められるため。
- ・不動産鑑定実施法人の住所、電話番号、FAX番号及び名称

2018-91 2019年1月23日 開示請求 …………… (地域福祉部障がい福祉課)

■障害支援区分の書類すべて、調査員による認定調査の記録

2019年2月4日 **開示決定**

- ・概況調査表①、概況調査表②、認定調査表（特記事項）（2014年4月21日、2017年3月7日申請分）

2018-92 2019年2月12日 開示請求 ……………（市民部市民課）

■戸籍証明書等交付請求書（2018年1月1日～2019年2月12日まで）

2019年2月25日 部分開示決定

- ・本籍地 町田市〇〇町〇〇〇〇番地、氏名〇〇〇〇の戸籍謄本・抄本等交付請求書 2019年1月28日受付分

理由：町田市個人情報保護条例第21条第1項第3号に該当

○第三者に関する情報で、開示することにより、当該第三者の権利利益を侵害するおそれがあるため。

- ・戸籍謄本・抄本等交付請求書について、請求者の住所、氏名、フリガナ、生年月日、電話番号、印影および使いみちと提出先欄の個人名
- ・委任状について、代理人（請求者）の住所、氏名、委任事項、委任者の住所、氏名および印影
- ・利害関係を証する事情について、委任者の氏名および事情の詳細
- ・請求者の本人確認書類
- ・疎明資料として提出された戸籍証明書の写しについて、証明事項全て
- ・死亡届の写しについて、記載事項全て
- ・葬儀代請求書について、死亡者氏名、会社の名称、住所、電話番号、担当者名、銀行口座名および請求の内訳
- ・葬儀持参品説明書類について、死亡者氏および説明内容の詳細
- ・葬儀代領収書について、死亡者氏、会社の名称、住所および電話番号

2018-93 2019年2月14日 開示請求 ……………（市民部市民協働推進課）

■男女平等推進センター、消費生活センター、各部内セミナー受講記録（二次利用及び外部への委託があれば、その旨も）

2019年2月28日 開示決定

- ・男女平等推進センター分
 - ・2017年12月7日「家族である“いのち”の話～今どき思春期のレンアイ事情～」
 - ・2017年12月9日「地域子ども達を見守りたい！女性の貧困から子ども達の貧困を考える」
 - ・2018年2月3日開催「依存症ってなあに？」
 - ・2018年2月3日開催「「タブレット」をシニアライフに活かそう」
 - ・2018年2月4日開催「あなたらしく生きるための大人の絵本セラピー」
 - ・2018年2月4日開催「Shakespeare～冬物語～「家族の崩壊と再生」」
 - ・2018年11月10日開催「男女平等推進センター登録団体企画「虎居まさ衛さんをお迎えして トランスジェンダーありのままに生きる」」
 - ・2019年2月3日開催「本当に女性の輝ける社会になる？～働き方改革関連法を学ぶ～」
 - ・2019年2月3日開催「世界で広がる「#MeToo」を日本でも広げるために」
- ・消費生活センター分
 - ・2017年12月4日開催「基礎から学ぶ家計簿のつけ方～続けてわかる我が家の食費～」
 - ・2018年2月24日開催「マイクロプラスチックは巡る～家庭から海へ、そして食卓へ～」
 - ・2018年6月10日開催「財布なしで買い物できる時代～キャッシュレス時代に潜む危ない話」
 - ・2018年12月6日開催「世界の食と農を見つめてみよう～シルクロードの食と農～」
 - ・2019年2月14日開催「麴（こうじ）の働きとその活用～旨みを醸し出す不思議な料理力～」

2018-94 2019年2月14日 開示請求 …………… (生涯学習部生涯学習センター)

■生涯学習センター、各部内セミナー受講記録(二次利用及び外部への委託があれば、その旨も)

2019年2月27日 開示決定

- ・2017年度
 - ・昭和薬科大学共催講座「患者中心の医療に向けて」受付名簿
 - ・ひきこもるこころを理解する 公開講座 センター受付
- ・2018年度
 - ・環境学公開講座「流域で豪雨・水土砂災害を考える」まちだ市民大学HATS
 - ・2018前期 まちだ市民国際学 激変する世界 アメリカの覇権弱体後を読み解く
 - ・まちチャレ ひきこもる心を理解する講座—それぞれの生き方—
 - ・エネルギーと私たちの暮らし 2018年度和光大学・生涯学習センター共催講座
 - ・「もっと知りたい!子どもの発達障がいのこと」連続講座 受付名簿
 - ・本気でつくる町田の縄文土器と野焼き体験 参加者出欠表

2018-95 2019年3月4日 開示請求 …………… (市民部市民課)

■住民票の写し等交付請求書(2018年11月1日~2019年2月28日まで)

2019年3月11日 開示決定

- ・住所 町田市〇〇町〇〇〇〇番地、氏名〇〇〇〇の
住民票の写し等交付請求書 2018年12月21日受付分
住民票の写し等交付請求書 2018年12月26日受付分
住民票の写し等交付請求書 2019年1月28日受付分

2018-96 2019年3月8日 開示請求 …………… (市民部市民課)

■住民票の写し等交付請求書(2018年1月1日~2019年3月8日まで)

2019年3月22日 開示決定

- ・住所 町田市〇〇町〇〇〇〇番地、前住所 町田市△△町△△△△番地、氏名〇〇〇〇の
 - ①住民票の写し等交付請求書 2018年4月16日受付分
 - ②2018年4月18日付「住民票の写し等職務上請求書」 2018年4月20日受付分
 - ③住民票の写し等交付請求書及び住民票の写し等の交付請求書 2018年5月25日受付分
 - ④2018年6月19日付「住民票の写し(住民票記載事項証明書)の請求について」 2018年6月21日受付分
 - ⑤住民票の写し等交付請求書 2018年6月22日鶴川市民センター受付分
 - ⑥2018年10月19日付「住民票の写し等の交付請求書」 2018年10月25日受付分
 - ⑦2018年11月28日付「住民票の写し〔住民票記載事項証明書〕の請求について」 2018年11月30日受付分

2019年3月22日 部分開示決定

- ・住所 町田市〇〇町〇〇〇〇番地、前住所 町田市△△町△△△△番地、氏名〇〇〇〇の
 - ①「住民票申請書」 2018年3月12日受付分
 - ②2018年4月20日付「住民票の写し等職務上請求書」 2018年4月23日受付分
 - ③住民票の写し・戸籍証明書等交付請求書及び「住民登録状況について(照会)」 2018年6月27日受付分
 - ④2018年7月6日付「住民票の請求について(依頼)」 2018年7月9日受付分
 - ⑤住民票の写し・戸籍証明書等交付請求書及び「住民登録状況について(照会)」 2018年8月29日受付分
 - ⑥2018年11月5日付「住民票の写し等交付申請書」 2018年11月7日受付分
 - ⑦「住民票申請書」 2018年11月12日受付分
 - ⑧2019年2月19日付「住民票の写し等交付申請書」 2018年2月22日受付分

理由: 町田市個人情報保護条例第21条第1項第3号に該当

○第三者に関する情報で、開示することにより、当該第三者の権利利益を侵害するおそれがあるため。

- ・①の文書のうち、担当者の氏名、本人確認書類
- ・②の文書のうち、依頼者の氏名又は名称
- ・③の文書のうち、課長印の印影、「住所不明リスト（町田市）」の他の請求の対象とする者の氏名及び住所
- ・④の文書のうち、「住民登録調査票」の水道所在地・フリガナ氏名
- ・⑤の文書のうち、課長印の印影、「住所不明リスト（町田市）」の他の請求の対象とする者の氏名及び住所
- ・⑥の文書のうち、責任者の氏名・本人確認書類
- ・⑦の文書のうち、担当者の氏名・本人確認書類
- ・⑧の文書のうち、責任者の氏名・本人確認書類、決裁者の氏名

：町田市個人情報保護条例第21条第1項第4号に該当

○印影部分を開示し、情報が流通することによって、印鑑偽造等により不正使用される恐れがあり、法人等の財産の保護に著しい支障が生じると認められるため。

- ・①の文書のうち、法人印の印影
- ・⑦の文書のうち、法人印の印影

2018-97 2019年3月8日 開示請求 ……………（市民部市民課）

■住民票の写し等交付請求書（2018年1月1日～2019年3月8日まで）

2019年3月22日 **開示決定**

- ・住所 町田市〇〇町〇〇〇〇番地、前住所 町田市△△町△△△△番地、氏名〇〇〇〇の
- ①2018年2月1日付「住民票の写し等職務上請求書」 2018年2月2日受付分
- ②住民票の写し等交付請求書 2018年4月16日受付分
- ③2018年4月17日付「住民票の写し等職務上請求書」 2018年4月18日受付分
- ④住民票の写し等交付請求書及び「住民票の写し等の交付請求書」 2018年5月25日受付分
- ⑤2018年10月19日付「住民票の写し等の交付請求書」 2018年10月25日受付分

2019年3月22日 **部分開示決定**

- ・住所 町田市〇〇町〇〇〇〇番地、前住所 町田市△△町△△△△番地、氏名〇〇〇〇の
- ①住民票の写し等交付請求書 2018年1月15日町田駅前連絡所受付分
- ②2018年1月17日付「住民票の写し等職務上請求書」 2018年1月19日受付分
- ③2018年1月18日付「住民票の写し等の申請書」 2018年1月19日受付分
- ④2018年1月22日付「住民票の写し等の申請書」 2018年1月23日受付分
- ⑤住民票の写し等交付請求書 2018年2月9日町田駅前連絡所受付分
- ⑥2018年2月26日付「住民票交付申請書」 2018年2月27日受付分
- ⑦住民票の写し等交付請求書 2018年3月5日受付分
- ⑧2018年3月12日付け「住民票交付願」 2018年3月22日受付分
- ⑨2018年4月3日付「住民票写し交付申請書」 2018年4月5日受付分
- ⑩住民票の写し等交付請求書 2018年4月6日受付分
- ⑪住民票の写し等交付請求書 2018年4月12日町田駅前連絡所受付分
- ⑫住民票の写し等交付請求書 2018年6月22日町田駅前連絡所受付分
- ⑬住民票の写し・戸籍証明書等交付請求書及び「住民登録状況について（照会）」 2018年6月27日受付分
- ⑭2018年7月6日付「住民票交付申請書」 2018年7月9日受付分
- ⑮「住民票（除票）の写し交付申請書」 2018年7月31日受付分
- ⑯住民票の写し・戸籍証明書等交付請求書及び「住民登録状況について（照会）」 2018年8月29日受付分
- ⑰2018年10月5日付「住民票写し交付申請書」 2018年10月10日受付分

⑮2018年10月25日付「住民票交付申請書」 2018年10月26日受付分

⑯2018年11月8日付「住民票写し等の交付請求書」 2018年11月8日受付分

理由：町田市個人情報保護条例第21条第1項第3号に該当

○第三者に関する情報で、開示することにより、当該第三者の権利利益を侵害するおそれがあるため。

- ・①の文書のうち、「申請者（窓口に来た方）」欄の住所・氏名・生年月日・電話番号、請求者とのご関係
- ・②の文書のうち、欄外メモ、「伝言メモ」の担当者の氏名
- ・③の文書のうち、担当者氏名・本人確認書類
- ・④の文書のうち、担当者氏名・本人確認書類
- ・⑤の文書のうち、「申請者（窓口に来た方）」欄の住所・氏名・生年月日・電話番号・請求者とのご関係
- ・⑥の文書のうち、申請の任に当たる者の氏名・住所・ID CARD（社員証）の写し・住民基本台帳カードの写し・担当者の氏名
- ・⑦の文書のうち、「申請者（窓口に来た方）」欄の住所・氏名・生年月日・電話番号・請求者とのご関係
- ・⑧の文書のうち、担当者の氏名・身分証明書・従業員証
- ・⑨の文書のうち、担当者の氏名・本人確認書類
- ・⑩の文書のうち、「申請者（窓口に来た方）」欄の住所・氏名・生年月日・電話番号・請求者とのご関係
- ・⑪の文書のうち、「申請者（窓口に来た方）」欄の住所・氏名・生年月日・電話番号・請求者とのご関係
- ・⑫の文書のうち、「申請者（窓口に来た方）」欄の住所・氏名・生年月日・電話番号・請求者とのご関係、「建物賃貸借契約書」、「履歴事項全部証明書」の原本に相違ない署名の氏名・原本確認済みの印影
- ・⑬の文書のうち、課長印の印影、「住所不明リスト（町田市）」の他の請求の対象とする者の氏名及び住所
- ・⑭の文書のうち、申請の任に当たる者の氏名・住所・ID CARD（社員証）の写し・住民基本台帳カードの写し・担当者の氏名
- ・⑮の文書のうち、徴収職員印の印影・本人確認書類
- ・⑯の文書のうち、課長印の印影、「住所不明リスト（町田市）」の他の請求の対象とする者の氏名及び住所
- ・⑰の文書のうち、担当者の氏名・本人確認書類
- ・⑱の文書のうち、申請の任に当たる者の氏名・住所・ID CARD（社員証）の写し・住民基本台帳カードの写し
- ・⑲の文書のうち、「要住所解明者一覧」の氏名・住所

：町田市個人情報保護条例第21条第1項第4号に該当

○印影部分を開示し、情報が流通することによって、印鑑偽造等により不正使用される恐れがあり、法人等の財産の保護に著しい支障が生じると認められるため。

- ・⑥の文書のうち、法人印の印影
- ・⑧の文書のうち、法人印の印影
- ・⑭の文書のうち、法人印の印影
- ・⑱の文書のうち、法人印の印影

2018-98 2019年3月8日 開示請求 ……………（市民部市民課）

■2018年1月17日付個人情報部分開示決定の意思決定文書

2019年3月15日 **部分開示決定**

・個人情報部分開示等決定通知書について（17町市第1106号の2）

添付書類は次のとおり

- ①個人情報部分開示等決定通知書
- ②2017年12月25日付 住民票の写し等交付申請書の写し（起案用原本の写し）
- ③疎明資料1 「金銭借用証書」（起案用原本の写し）
- ④疎明資料2 「印鑑登録証明書」（起案用原本の写し）
- ⑤疎明資料3 「本人確認書類」（起案用原本の写し）
- ⑥添付資料 「伝言メモ」（起案用原本の写し）
- ⑦2017年12月25日付け 住民票の写し等交付申請書の写し（開示用マスキング処理した写し）
- ⑧疎明資料1 「金銭借用証書」（開示用写し）
- ⑨疎明資料2 「印鑑登録証明書」（開示用写し）
- ⑩疎明資料3 「本人確認書類」（開示用マスキング処理した写し）
- ⑪添付資料 「伝言メモ」（開示用写し）
- ⑫住民票発行ログ
- ⑬相談リスト
- ⑭2018年1月9日付 個人情報開示等請求書

理由：町田市個人情報保護条例第21条第1項第3号に該当

○第三者に関する情報で、開示することにより、当該第三者の権利利益を侵害するおそれがあるため。

- ・②の申請者の住所、電話番号、印影
- ・⑤の本人確認書類

2018-99 2019年3月22日 開示請求 ……………（子ども生活部子ども家庭支援センター）

■2009年8月18日から2017年3月31日まで子ども家庭支援センターへの相談記録

2019年4月5日 **決定延期**

理由：対象公文書の量が多く精査、検討に時間を要するため。

2019年5月21日 **部分開示決定**

- ・相談記録票
- ・虐待通告受付票
- ・指導・経過記録票
- ・電話受付票
- ・経過記録票
- ・関係者会議

理由：（1）町田市個人情報保護条例第21条第1項第1号に該当

○虐待防止法第8条において「当該通報者又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報者又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。」と規定されている。当該部分を明らかにすることで、その情報を手掛かりに通報者を特定してしまう恐れがあるため。

：（2）町田市個人情報保護条例第21条第1項第3号に該当

○第三者に関する情報であって、開示することにより当該第三者の権利利益を侵害する恐れがあるため。

：（3）町田市個人情報保護条例第21条第1項第6号に該当

○市又は国等の事務又は事業の運営に関する情報であって、開示をすることにより当該事務又は事業の実施の目的を失わせ、又は公正かつ適正な実施を著しく困難にすると認められるため。

: (4) 町田市個人情報保護条例第21条第1項第2号に該当

○個人の評価等に関する情報であり、開示することにより客観的にみて本人の不利益になる恐れがあるため。

番号	開示しない部分		理由
1.	相談記録票	相談者の欄	(1)
2.		相談者の欄・相談主旨の1～2行目	(1)
3.		相談主旨の6行目	(2)
4.	虐待通告受付票	通報者の欄	(1)
5.		相談内容の欄	(1)
6.		緊急受理会議の内容	(2) (3)
7.		欄外の連絡先	(2)
8.	指導・経過記録票	「09, 8, 18」(年月日欄)の3行目の通報者	(1)
9.		「09, 8, 18」(記録票欄)の通報内容	(1)
10.		「09, 8, 19」(記録票欄)の2行目後半～4行目	(2)
11.		「09, 8, 19」(記録票欄)の5行目～6行目	(3)
12.		「09, 8, 19」(年月日欄)の通話相手	(2)
13.		「09, 8, 19」(記録票欄)の1行目～3行目の記載	(2)
14.		「09, 8, 19」(年月日欄)の面接相手	(2)
15.		「09, 8, 19 15時～15時45分」(記録票欄)の相談内容全部	(2)
16.		「09, 8, 19 保健所より入電」(記録票欄)の3行目～5行目の記載	(2)
17.		「09, 8, 19 虐待受理会議を開く」(記録票欄)の2行目～3行目	(3)
18.		「09, 8, 19」17時20分(年月日欄)通話相手	(2)
19.		「09, 8, 19」17時20分(記録票欄)の記載	(2)
20.		「09, 8, 25 保健所へ架電」(記録票欄)3行目～24行目	(2)
21.		「09, 8, 25」支援センター内で検討の(記録票欄)の検討内容	(3)
22.		「09, 8, 25」(年月日欄)の通話相手	(2)
23.		「09, 8, 25」(記録票欄)の通話内容	(2)
24.		「09, 8, 7」保健所へ架電(記録票欄)の2行目から3行目の記載	(2)
25.		「09, 9, 17」南第一ネット会議にて(記録票欄)全て	(3)
26.		「09, 10, 21」保健所へ架電(記録票欄)の2行目から8行目の記載	(2)
27.		「09, 10, 21」9時30分(年月日欄)の通話相手	(2)
28.	「09, 10, 21」13時40分(年月日欄)の通話相	(2)	

		手	
29.		「09, 10, 21」13時40分（記録票欄）の通話内容	(2)
30.		「09, 10, 21」鶴間小学校へ架電（記録票欄）2行目後半～3行目	(2)
31.		「09, 10, 22」（記録票欄）の1行目～2行目、8行目以下全て	(2)
32.		「09, 10, 27」（記録票欄）の記載	(3)
33.	虐待通告受付票	被虐待児の住所欄の連絡先	(2)
34.		通報者の欄及び相談内容	(1)
35.		緊急受理会議の内容	(2) (3)
36.		緊急受理会議の後段の記載	(2)
37.	指導・経過記録票	「10, 2, 9」16:15（年月日欄）の通報者	(1)
38.		「10, 2, 9」16:15（記録票欄）の通報内容	(1)
39.		「10, 2, 9」17:10 鶴間小へ架電（記録票欄）の4行目、8行目後半から10行目	(3)
40.		「10, 2, 9」17:10 鶴間小へ架電（記録票欄）の11行目以下全て	(4)
41.		「10, 2, 9」保健所へ架電（記録票欄）の2行目以下の記載全て	(2)
42.		「10, 2, 9」主任児童委員へ架電（記録票欄）の5行目～8行目、9行目後半から10行目の記載	(2)
43.		「10, 2, 9」（年月日欄）の通話相手	(2)
44.		「10, 2, 9」（記録票欄）の通話内容	(2)
45.		「10, 2, 14」（記録票欄）の2行目～5行目	(3)
46.		「09, 3, 19」（年月日欄）の通話相手	(2)
47.		「09, 3, 19」（記録票欄）の記載全て	(2)
48.	虐待通告受付票	被虐待児の住所欄の連絡先	(2)
49.		通報者	(1)
50.		相談内容の欄	(1)
51.		緊急受理会議の内容	(2) (3)
52.	指導・経過記録票	「10. 4. 26」11:00（記録票欄）の通報者名および通報内容	(1)
53.		「10. 4. 26」14:00（記録票欄）7行目～31行目の記載	(3)
54.		「10. 4. 26」14:00（記録票欄）33行目	(3)
55.		「10. 4. 26」14:00（記録票欄）41行目～42行目の記載	(2)
56.		「10. 4. 26」14:00（記録票欄）49行目	(4)
57.		「10. 4. 29」（記録票欄）3行目～5行目の記載	(2)
58.		「2010. 5. 14」11:40（記録票欄）2行目～6行目の記載	(3)

59.		「2010. 5. 14」12:40 (記録票欄) 3行目～5行目の記載	(3)
60.		「2010. 5. 17」(記録票欄) 2行目～3行目の記載	(2)
61.		「2010. 5. 18」(記録票欄) 2行目～全ての記載	(2)
62.		「2010. 10. 25」16:40 (記録票欄) の10行目	(2)
63.		「2010. 10. 26」(記録票欄) の内容	(3)
64.	電話受付票	「2012年2月7日(火)」相談者氏名・性別・住所・電話・続柄欄の記載及び相談内容、指導回答	(1)
65.	指導・経過記録票	「2012. 2. 7」(記録票欄) の4行目～5行目	(4)
66.		「2012. 2. 7」(記録票欄) の22行目～23行目	(2)
67.		「2012. 2. 7」(記録票欄) の30行目	(4)
68.		「2012. 2. 7」(記録票欄) の32行目～33行目	(2)
69.		「2012. 2. 15」(記録票欄) 2行目以下全ての記載	(2)
70.		「2012. 2. 16」(記録票欄) 2行目通報者名	(1)
71.		「2012. 2. 20」(記録票欄) 2行目以下全て	(1)
72.		「2012. 2. 20」(記録票欄) の11行目 面接相手	(2)
73.		「2012. 2. 23」(記録票欄) 2行目～全ての記載	(2)
74.		「2012. 4. 10」(記録票欄) 2行目の通報者及び3行目～5行目の通報内容	(1)
75.		「2012. 4. 10」(記録票欄) 11行目～12行目	(4)
76.		「2012. 4. 10」(記録票欄) 13行目～16行目	(2)
77.		「2012. 4. 11」(記録票欄) 2行目及び4行目以下全て	(2)
78.		「2012. 4. 25」(記録票欄) の6行目以下全て	(3)
79.	電話受付票	相談内容の6行目～7行目	(3)
80.	指導・経過記録票	「2012. 5. 29」(記録票欄) 2行目～3行目および5行目16文字目～6行目の記載	(2)
81.		「2012. 5. 31」12:10 (記録票欄) 2行目～全ての記載	(2)
82.		「2012. 6. 1」(記録票欄) 2行目～5行目、15行目、18行目～22行目、26行目～27行目	(2)
83.		「2012. 6. 1」(記録票欄) の24行目～26行目	(3)
84.		「2012. 6. 4」11:00 (記録票欄) 2行目～3行目、4行目～5行目	(3)
85.		「2012. 6. 4」11:00 (記録票欄) 22行目以下全て	(2)
86.		「2012. 6. 5」c c会議 (記録票欄) 2行目～5行目の記載	(3)
87.		「2012. 6. 5」10:00 (記録票欄) 2行目～全ての記載	(2)
88.		「2012. 6. 13」(記録票欄) 2行目～16行目	(3)

89.	指導・経過記録	「2012. 6. 28」(記録票欄) 2行目～7行目の記載	(2)
90.		「2012. 8. 3」(記録票欄) 2行目～全ての記載	(2)
91.		「2012. 9. 11」(記録票欄) 2行目	(2)
92.		「2012. 9. 11」(記録票欄) 3行目	(4)
93.		「2012. 9. 14」(記録票欄) 2行目～5行目	(2)
94.		「2012. 9. 18」(記録票欄) 2行目以下全て	(3)
95.		「2012. 9. 19」(記録票欄) 2行目～全ての記載	(2)
96.		「2012. 10. 2」12:45(記録票欄) 5行目～全ての記載	(2)
97.		「2012. 10. 2」13:00(記録票欄) 2行目～全ての記載	(2)
98.		「2012. 10. 23」(記録票欄) 2行目～全ての記載	(2)
99.		「2012. 10. 30」11:28～11:31(記録票欄) 5行目	(2)
100.		「2012. 11. 20」(記録票欄) 3行目～4行目、5行目	(2)
101.		「2012. 11. 21」13:10(記録票欄) 2行目～6行目の記載	(3)
102.		「2012. 11. 21」13:30(記録票欄) の2行目～3行目	(2)
103.	「2012. 11. 21」13:30(記録票欄) の4行目～5行目	(3)	
104.	「2012. 12. 5」(記録票欄) 9行目～全ての記載	(3)	
105.	指導・経過記録票	「2012. 12. 26」(記録票欄) 2行目以下全て	(2)
106.		「2013. 1. 15」(記録票欄) 2行目以下全て	(2)
107.		「2013. 1. 17」13:40(記録票欄) 2行目以下全て	(2)
108.		「2013. 1. 17」17:20(記録票欄) 2行目以下全て	(2)
109.		「2013. 3. 14」(記録票欄) 2行目～7行目	(2)
110.		「2013. 3. 14」(記録票欄) 8行目以下全て	(3)
111.		「2013. 5. 8」(記録票欄) 2行目～5行目の記載	(2)
112.		「2013. 5. 17」15:45(記録票欄) 2行目～4行目の記載	(2)
113.		「2013. 5. 17」16:00(記録票欄) 2行目以下全て	(2)
114.		「2013. 5. 20」(記録票欄) の3行目～8行目	(3)
115.		「2013. 5. 24」(記録票欄) 2行目以下全て	(2)
116.		「2013/6/7」(記録票欄) 2行目の記載	(3)
117.		「2013/6/7」(記録票欄) 4行目以下全て	(2)
118.		「2013. 6. 11」10:25(記録票欄) の2行目以下全て	(3)

119.		「2013. 6. 11」10:35(記録票欄)の受付対応者名	(2)
120.		「2013. 6. 11」10:40(記録票欄)の2行目以下全て	(3)
121.		「2013/6/12」(年月日欄)の通話相手、(記録票欄)通話内容	(3)
122.		「2013/6/13」(記録票欄)2行目後段~5行目の記載	(2) (3)
123.		「2013/6/14」(記録票欄)9行目~全ての記載	(3)
124.		「2013/6/17」13:50(年月日欄)の通話相手、(記録票欄)の通話相手及び通話内容	(2) (3)
125.		「2013/6/17」16:00(記録票欄)2行目~3行目の記載	(2)
126.		「2013. 8. 30」(記録票欄)の2行目~3行目	(3)
127.		「2013. 9. 27」(記録票欄)3行目の記載	(2)
128.		「2013/10/18」(記録票欄)の3行目以下全て	(3)
129.	経過記録表	「平成26年4月23日(水)」(調査・相談内容欄)2行目~全ての記載	(3)
130.		「平成26年5月16日(金)」(調査・相談内容欄)2行目以下全て	(3)
131.		「平成26年5月16日(金)〇〇」(調査・相談内容欄)3行目以下全て	(3)
132.		「平成26年6月13日(金)」(調査・相談内容欄)3行目以下全て	(3)
133.		「平成27年2月13日(金)」(調査・相談内容欄)2行目以下全て	(3)
134.		「平成27年2月13日(金)10:35」(調査・相談内容欄)3行目以下全て	(3)
135.		「平成27年2月17日(火)14:00」(調査・相談内容欄)5行目~6行目 駒木の病院医、訪問看護の参加者名	(2)
136.		「平成27年3月17日(火)14:00」(調査・相談内容欄)9行目~全ての記載	(2) (3)
137.		「平成27年3月18日(水)14:00」(調査・相談内容欄)4行目~全ての記載	(3)
138.		「平成27年4月10日(金)16:30」(調査・相談内容欄)5行目以下全て	(3)
139.		「平成27年4月17日(金)16:00」(調査・相談内容欄)7行目9文字目の氏名	(2)
140.		「平成27年5月13日(水)」11:50(調査・相談内容欄)5行目以下全て	(2) (3)
141.		「平成27年5月13日(水)」14:00(調査・相談内容欄)7行目、8行目の氏名	(2)
142.		「平成27年5月18日(月)」(調査・相談内容欄)	(2)

		5行目～7行目の記載	
143.		「平成27年5月19日(火)」(調査・相談内容欄)の14行目～18行目	(3)
144.		「平成27年6月3日(水)」(調査・相談内容欄)の7行目	(4)
145.	関係者会議	【開催理由・目的】の駒木野病院、訪問看護の参加者名	(2)
146.	指導・経過記録票	「2015/5/22」(記録票欄)の八王子駒木野病院、訪問看護の出席者名	(2)
147.		「2015/5/22」(記録票欄)10行目～全ての記載	(3)
148.	経過記録票	「平成27年6月18日(木)」(調査・相談内容欄)の5行目以下全て	(3)
149.		「平成27年6月26日(金)」(調査・相談内容欄)の5行目以下全て	(3)
150.		「平成27年7月3日(金)」(調査・相談内容欄)5行目～6行目 駒木の病院医、訪問看護の参加者名	(2)
151.		「平成27年7月3日(金)」(調査・相談内容欄)11行目～全ての記載	(3)
152.		「平成27年8月28日(金)」(調査・相談内容欄)の4行目以下全て	(3)
153.		「平成27年9月7日(月)」(調査・相談内容欄)の12行目～13行目	(2)
154.		「平成28年2月16日(火)」(調査・相談内容欄)の10行目	(4)
155.		「平成28年2月26日(金)」(調査・相談内容欄)の6行目～7行目	(3)
156.		「平成28年2月29日(月)」(調査・相談内容欄)の6行目以下全て	(3)
157.		「平成28年3月25日(金)」(調査・相談内容欄)の20行目以下全て	(6)

2019年5月21日 **非開示決定**

- ・情報の共有と今後の対応について
- ・「平成24年6月13日 第11回援助方針会議」資料
- ・関係者会議資料

理由：町田市個人情報保護条例第21条第1項第6号に該当

○市又は国等の事務又は事業の運営に関する情報であつて、開示をすることにより当該事務又は事業の実施の目的を失わせ、又は公正かつ適正な実施を著しく困難にすると認められるため。

2018-100 2019年3月27日 開示請求 (総務部職員課)

■私のハラスメント防止対策委員会における審議関係資料

2019年4月10日 **部分開示決定**

- 1 町田市ハラスメント防止対策委員会 (2018年6月28日)
 - ・次第及び添付資料
 - ・議事要旨 (2018年6月28日)

- 2 町田市ハラスメント防止対策委員会（2018年7月20日）
 ・次第及び添付資料
 ・議事要旨（2018年7月20日）
- 3 （18付議01）案件に対する審議結果について
 理由：町田市個人情報保護条例第21条第1項第6号に該当

文書名	開示しない部分	公文書の一部を開示しない理由
1 町田市ハラスメント防止対策委員会（2018年6月28日） ・別紙3	事実確認概要【対象者】○ ○保健給食課長 1 質問①～⑦における回答部分 2 その他部分	町田市個人情報保護条例第21条第1項第6号 請求人からの申出を受けて関係職員から聞き取った内容については、これを開示することにより、ハラスメントに係る苦情・相談対応業務の実施の目的を失わせ、又は公正かつ適正な業務実施を著しく困難にすると考えられるため、非開示とした。
	事実確認概要【対象者】○ ○○○ 1 質問①～②における回答部分 2 その他部分	
	事実確認概要【対象者】○ ○△△小学校長 質問における回答部分	
	事実確認概要【対象者】○ ○○○ 質問における回答部分	
	事実確認概要【対象者】○ ○○○ 質問における回答部分	
	事実確認概要【対象者】○ ○○○ 質問における回答部分	
	事実確認概要【対象者】保 健給食課○○担当係長 質問における回答部分	
	事実確認概要【対象者】○ ○○○ 質問における回答部分	
	面談概要【出席者】○○○ ○、△△小学校○○校長 内容部分	
1 町田市ハラスメント防止対策委員会（6月28日） ・議事要旨	【報告・協議事項】	町田市個人情報保護条例第21条第1項第6号

<p>2 町田市ハラスメント防止対策委員会（7月20日） ・議事要旨</p>	<p>【協議事項】</p>	<p>ハラスメント防止対策委員会において、付議案件を精査する内容である。委員会の審議内容を開示することは、町田市ハラスメント防止体制の目的を失わせ、又は公正かつ適正な業務実施を著しく困難にするため、非開示とした。</p>
<p>2 町田市ハラスメント防止対策委員会（7月20日） ・資料1</p>	<p>サンプル①～④ 「記」の下の行から、「問合せ先」の上の行まで。</p>	<p>町田市個人情報保護条例第21条第1項第6号 ハラスメント防止対策委員会において、付議案件を受けて想定される仮の書式である。素案として審議内容を下敷きにした表現を含むため、上記と同じく、町田市ハラスメント防止体制の目的を失わせ、又は公正かつ適正な業務実施を著しく困難にするため、非開示とした。</p>

2018-101 2019年3月28日 開示請求 ……………（市民部忠生市民センター）

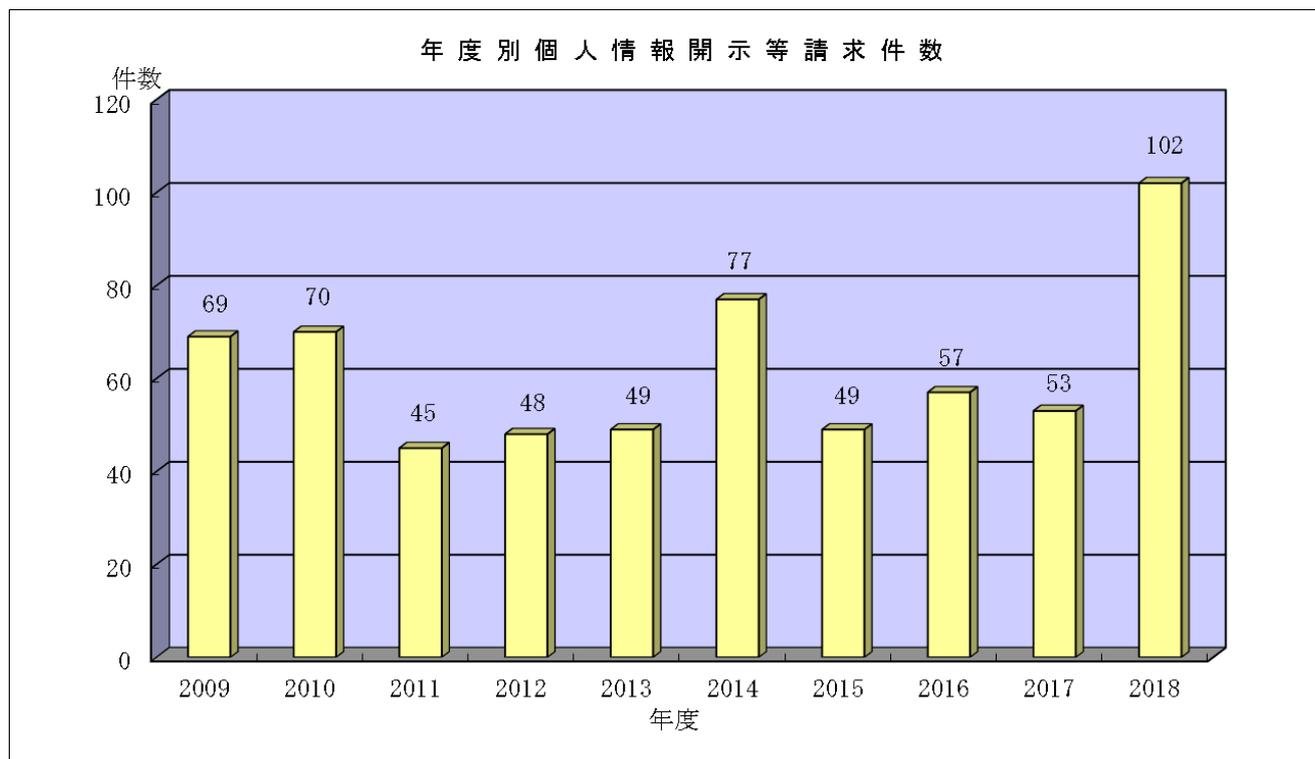
■住民票の写し等交付請求書（2018年11月1日～2019年3月28日まで）

2019年4月10日 開示決定

- ・住所 町田市〇〇町〇〇〇〇番地、氏名〇〇〇〇の住民票の写し等交付請求書 2018年12月25日受付分

3 年度・実施機関別個人情報開示等請求の件数（2009年度以降、括弧内は取下げ件数）

実施機関	年度 種別	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	計
		市長	請求	68(2)	67(1)	45(1)	44(1)	47	61(1)	43(1)	52	46(1)
	不服申立て	30	8		3		1(1)	4	3	2	16	67(1)
教育委員会	請求	1	2		3(1)	2	16(2)	6	5	7	2	44(3)
	不服申立て							1				1
選挙管理委員会	請求											0
	不服申立て											0
監査委員	請求				1							1
	不服申立て											0
農業委員会	請求											0
	不服申立て											0
固定資産評価 審査委員会	請求											0
	不服申立て											0
病院事業 管理者	請求		1									1
	不服申立て											0
議会	請求											0
	不服申立て											0
計	請求	69(2)	70(1)	45(1)	48(2)	49	77(3)	49(1)	57	53(1)	102	619(11)
	不服申立て	30	8	0	3	0	1(1)	5	3	2	16	68(1)



第3章 行政不服審査会の状況

第3章 行政不服審査会の状況

1 行政不服審査会

2016年4月1日から施行された行政不服審査法の全部改正に伴い、前身の情報公開・個人情報保護審査会を改組して設置した機関であり、「情報公開制度」と「個人情報保護制度」を含め、市が行う行政処分全般における審査請求について、実施機関からの諮問に応じて審査し、答申します。

審査会の委員は任期2年の5名で構成され、2018年度は、下記のメンバーで運営いたしました。

行政不服審査会委員名簿

(2019年3月31日現在)

	氏名	職業	備考(※)
会長	野村 武司	東京経済大学現代法学部教授	1998年10月～
職務代理	田村 達久	早稲田大学法学学術院教授	2009年 4月～
委員	橋高 真佐美	弁護士	2011年10月～
委員	三木 由希子	特定非営利活動法人 情報公開クリアリングハウス理事長	2016年 7月～
委員	畠 基晃	元国会職員	2016年 7月～

※前身の町田市情報公開・個人情報保護審査会から在籍している委員については、旧審査会における着任年月を記載しています。

2 2018年度 行政不服審査会の開催状況

2018年度は、下記のように11回開催されました。なお、審査会の事件番号は、実施機関から諮問された順に年度ごとに付番しています。

- 第1回審査会 2018年4月13日開催
2018年度第4号事件 内部討議
2017年度第6号事件 処分担当課に対する事情聴取、内部討議
- 第2回審査会 2018年6月8日開催
2017年度第6号事件 内部討議
2018年度第4号事件 内部討議
- 第3回審査会 2018年7月13日開催
2017年度第6号事件 内部討議
- 第4回審査会 2018年8月24日開催
2017年度第6号事件 内部討議
- 第5回審査会 2018年9月28日開催
2017年度第6号事件 内部討議
2018年度第5号事件 処分担当課に対する事情聴取
- 第6回審査会 2018年10月30日開催
2017年度第6号事件 内部討議
2018年度第5号事件 内部討議
- 第7回審査会 2018年11月27日開催
2017年度第1号、第2号、第6号事件 内部討議
2018年度第5号事件 内部討議
- 第8回審査会 2018年12月21日開催
2017年度第1号、第2号事件 処分担当課に対する事情聴取、内部討議
- 第9回審査会 2019年1月25日開催

- 2017年度第1号、第2号事件 内部討議
- 2018年度第11号事件 内部討議
- 第10回審査会 2019年2月26日開催
- 2017年度第1号、第2号事件 内部討議
- 2018年度第11号事件 処分担当課に対する事情聴取
- 第11回審査会 2019年3月20日開催
- 2017年度第1号、第2号事件 内部討議

3 不服申立て（審査請求）の状況

2018年度は、下記のとおり19件の審査請求がありました。

種 別	件 数
公文書公開請求	3件
個人情報開示等請求	16件
合 計	19件

4 答申の状況

2018年度は、2件の答申が出されています（2017年度第6号事件、2018年度第5号事件）。

答申は、118ページ～135ページに掲載しています。

答 申 区 分			合 計
認容	一部認容	原処分維持	
0件	1件	1件	2件

5 2018年度審査会事件一覧

2017年度第1号事件（個人情報開示請求）

開示請求年月日	2016. 10. 11	決定内容	非開示
審査請求年月日	2016. 12. 27	諮問年月日	2017. 5. 2

「障害者虐待防止法に基づく通報書」ほか1件について個人情報開示請求が行われ、実施機関（処分担当課：地域福祉部障がい福祉課）は「非開示決定」を行いました。請求人から審査請求があり、審査会にて審査中です。

2017年度第2号事件（個人情報開示請求）

開示請求年月日	2016. 9. 15	決定内容	部分開示
審査請求年月日	2016. 12. 27	諮問年月日	2017. 5. 2

「知的障害者（児）サービス台帳」ほか2件について個人情報開示請求が行われ、実施機関（処分担当課：地域福祉部障がい福祉課）は「部分開示決定」を行いました。請求人から審査請求があり、審査会にて審査中です。

2017年度第3号事件（公文書公開請求）

公開請求年月日	2016. 10. 28	決定内容	不存在
審査請求年月日	2017. 1. 29	諮問年月日	2017. 5. 2

「神奈川県立津久井やまゆり園で2016年7月26日頃に起きた障害者殺戮事件に関する情報一切」について公文書公開請求が行われ、実施機関（処分担当課：議会事務局）は「不
存在決定」を行いました。請求人から審査請求があり、審査会にて審査中です。

2017年度第6号事件（個人情報開示請求）

開示請求年月日	2017. 1. 5	決定内容	部分開示
審査請求年月日	2017. 2. 7	諮問年月日	2017. 5. 31
答申年月日	2018. 12. 19	答申内容	一部認容

「生活保護廃止台帳」について個人情報開示請求が行われ、実施機関（処分担当課：地域福祉部生活援護課）は「部分開示決定」を行いました。請求人から審査請求があり、審査会にて審査中です。

2017年度第8号事件（公文書公開請求）

公開請求年月日	2016. 10. 28	決定内容	公開、部分公開、非公開
審査請求年月日	2017. 1. 29	諮問年月日	2018. 1. 19

「やまゆり園事件に関する報道関係取材報告書（2016年7月26日付）」ほか32件について公文書公開請求が行われ、実施機関（処分担当課：政策経営部広報課、地域福祉部障がい福祉課、子ども生活部子ども総務課、子ども生活部保育・幼稚園課、市民病院事務部総務課）は「公開決定」、「部分公開決定」及び「非公開決定」を行いました。請求人から審査請求があり、審査会にて審査中です。

2018年度第1号事件（個人情報開示請求）

開示請求年月日	2017. 8. 29	決定内容	不存在
審査請求年月日	2017. 9. 11	諮問年月日	2018. 4. 4

「就労支援に係るご要望への対応について 2016年12月8日書面に対して職員課の対応した件」について個人情報開示請求が行われ、実施機関（処分担当課：総務部職員課）は「不
存在決定」を行いました。請求人から審査請求があり、審査会にて審査中です。

2018年度第2号事件（個人情報訂正請求）

訂正請求年月日	2017. 10. 6	決定内容	非訂正
審査請求年月日	2017. 10. 24	諮問年月日	2018. 4. 4

『「障がいがあることを理由に窓口対応を拒否したのではなく、」を「障がいがあることを理由に窓口対応を拒否した合理配慮がなかった。そのための」に改める』という個人情報訂正請求が行われ、実施機関（処分担当課：政策経営部広聴課）は「非訂正決定」を行いました。請求人から審査請求があり、審査会にて審査中です。

2018年度第3号事件（公文書公開請求）

公開請求年月日	2017. 4. 28	決定内容	非公開、不存在
---------	-------------	------	---------

審査請求年月日	2017. 8. 16	諮問年月日	2018. 4. 5
---------	-------------	-------	------------

「16町政聴要第660号の2に関わる一切の書類（ヒアリング実施者（指定管理者含む）の報告書、決裁書含む）」について公文書公開請求が行われ、実施機関（処分担当課：文化スポーツ振興部スポーツ振興課）は「非公開決定、不存在決定」を行いました。請求人から審査請求があり、審査会にて審査中です。

2018年度第4号事件（一般行政処分）

審査請求年月日	2017. 11. 13	諮問年月日	2018. 4. 11
---------	--------------	-------	-------------

実施機関（処分担当課：財務部納税課）は審査請求人に対し、2017年10月13日付で、公売通知処分を行いました。請求人から処分の取り消しを求める審査請求があり、審査会にて審査中です。

2018年度第5号事件（一般行政処分）

審査請求年月日	2018. 3. 7	諮問年月日	2018. 8. 22
答申年月日	2018. 12. 27	答申内容	原処分維持
裁決年月日	2019. 2. 21	裁決内容	答申のとおり

実施機関（処分担当課：子ども生活部保育・幼稚園課）は審査請求人に対し、2018年2月9日付で、保育の利用保留処分を行いました。請求人から処分の取り消しを求める審査請求があり、審査会にて審査の結果、2018年12月27日に答申がありました。

2018年度第6号事件（公文書公開請求）

公開請求年月日	2018. 4. 11	決定内容	部分公開
審査請求年月日	2018. 4. 26	諮問年月日	2018. 8. 23

「ごみ集積所〇〇町〇-〇〇〇の開設届」について公文書公開請求が行われ、実施機関（処分担当課：環境資源部3R推進課）は「部分公開決定」を行いました。請求人から審査請求があり、審査会にて審査中です。

2018年度第7号事件（個人情報開示請求）

開示請求年月日	2018. 5. 18	決定内容	部分開示
審査請求年月日	2018. 6. 4	諮問年月日	2018. 10. 4

「ハラスメントに係るヒアリング対象者による内容及び経緯及び財務部の回答に依るまでの経緯の資料と総務部も含めて。」について個人情報開示請求が行われ、実施機関（処分担当課：総務部職員課）は「部分開示決定」を行いました。請求人から審査請求があり、審査会にて審査中です。

2018年度第8号事件（個人情報開示請求）

開示請求年月日	2018. 5. 18	決定内容	部分開示
審査請求年月日	2018. 6. 4	諮問年月日	2018. 10. 4

「ハラスメントに係るヒアリング対象者による内容及び経緯及び財務部の回答に依るまでの経緯の資料と総務部も含めて。」について個人情報開示請求が行われ、実施機関（処分担当課：財務部財政課）は「部分開示決定」を行いましたが、請求人から審査請求があり、審査会にて審査中です。

2018年度第9号事件（個人情報開示請求）

開示請求年月日	2018. 8. 6	決定内容	部分開示
審査請求年月日	2018. 8. 27	諮問年月日	2018. 12. 4

「道路管理課 要望対応表 18-2121（管理番号）個人宅の公道上に違法に設置されている防犯カメラを黙認している理由。」について個人情報開示請求が行われ、実施機関（処分担当課：道路部道路管理課）は「部分開示決定」を行いましたが、請求人から審査請求があり、審査会にて審査中です。

2018年度第10号事件（個人情報開示請求）①

開示請求年月日	2018. 7. 31	決定内容	部分開示
審査請求年月日	2018. 8. 23	諮問年月日	2018. 12. 20

「市民協働推進課にある〇〇に関連する情報すべて。」について個人情報開示請求が行われ、実施機関（処分担当課：市民部市民協働推進課）は「部分開示決定」を行いましたが、請求人から審査請求があり、審査会にて審査中です。

2018年度第10号事件（個人情報開示請求）②

開示請求年月日	2018. 7. 31	決定内容	部分開示
審査請求年月日	2018. 8. 23	諮問年月日	2018. 12. 20

「道路管理課にある〇〇に関連する情報すべて。」について個人情報開示請求が行われ、実施機関（処分担当課：道路部道路管理課）は「部分開示決定」を行いましたが、請求人から審査請求があり、審査会にて審査中です。

2018年度第10号事件（公文書公開請求）③

公開請求年月日	2018. 6. 19	決定内容	非公開
審査請求年月日	2018. 8. 23	諮問年月日	2018. 12. 20

「2017年12月14日付17町政聴要第541号の「市政要望への対応について（報告）」の「顛末等」4行目に示された、3R推進課と交わした相談などのすべての情報。」について公文書公開請求が行われ、実施機関（処分担当課：総務部法制課）は「非公開決定」を行いましたが、請求人から審査請求があり、審査会にて審査中です。

2018年度第11号事件（一般行政処分）

審査請求年月日	2018. 7. 20	諮問年月日	2018. 12. 28
---------	-------------	-------	--------------

実施機関（処分担当課：財務部資産税課）は審査請求人に対し、2018年5月1日付で、非住宅用地としての固定資産税・都市計画税課税処分を行いました。請求人から住宅用地としての固定資産税・都市計画税課税処分を求める審査請求があり、審査会にて審査中です。

2018年度第12号事件（公文書公開請求）

公開請求年月日	2018. 9. 20	決定内容	不存在
審査請求年月日	2018. 10. 9	諮問年月日	2019. 1. 23

「町田市の公立保育園5園各園の平成29年度の決算書もしくは決算書に準じた書類及びそれらの添付書類。（仕分け科目は小分類まで記載したもの）」について公文書公開請求が行われ、実施機関（処分担当課：子ども生活部子育て推進課）は「不存在決定」を行いました。請求人から審査請求があり、審査会にて審査中です。

2018年度第13号事件（個人情報訂正請求）①

訂正請求年月日	2018. 8. 27	決定内容	非訂正
審査請求年月日	2018. 10. 11	諮問年月日	2019. 2. 26

『2018年8月14日付18町道管第704号、個人情報記録の件名1、要望対応票16-1881、経過6の4-5行目。

「道路の通行・側溝の機能上におおむね支障がないので、強い指導は考えていない」を「道路の通行・側溝の機能上におおむね支障がないとしたが、（2018年8月日付個人情報開示等請求書にて、道路の建築限界につき指摘を受け、道路法第30条、道路構造令第12条に照らし通行に支障があることは明らかであり、道路法43条に違反している。）にもかかわらず、強い指導は考えていない」に訂正。』という個人情報訂正請求が行われ、実施機関（処分担当課：道路部道路管理課）は「非訂正決定」を行いました。請求人から審査請求があり、審査会にて審査中です。

2018年度第13号事件（個人情報訂正請求）②

訂正請求年月日	2018. 8. 27	決定内容	非訂正
審査請求年月日	2018. 10. 11	諮問年月日	2019. 2. 26

『2018年8月14日付18町道管第704号、個人情報記録の件名1、要望対応票16-1881、経過5の2-3行目。

「側溝上部内におさまりに通行に支障ないため様子を見る事とした。」を「側溝上部内におさまりに通行に支障ないとしたが（2018年8月日付個人情報開示等請求書にて、道路の建築限界につき指摘を受け、道路法第30条、道路構造令第12条に照らし通行に支障があることは明らかであり、道路法43条に違反している。）にもかかわらず、様子を見ることとした。」に訂正。』という個人情報訂正請求が行われ、実施機関（処分担当課：道路部道路管理課）は「非訂正決定」を行いました。請求人から審査請求があり、審査会にて審査中です。

2018年度第14号事件（個人情報訂正請求）①

訂正請求年月日	2018. 9. 19	決定内容	非訂正
審査請求年月日	2018. 10. 18	諮問年月日	2019. 2. 26

『2018年8月14日付18町道管第704号、個人情報記録の件名1、要望対応票16-1881、要望内容

「公園の東側に目隠しで植えられたカイツカイブキは、敷地内の枝を打ち払い、道路に越境させて、長年法令に違反して管理されている。その上、他に保管余地があるにもかかわらず越境した生垣の中にちり取りを放り込んで保管しており、法令違反は悪質。敷地内に溝をほって、公園西側から道路に雨水とともに浸食した土砂が流出するようにすることで、むやみに道路を汚して法令違反をしている。と通報。」に訂正』という個人情報訂正請求が行われ、実施機関（処分担当課：道路部道路管理課）は「非訂正決定」を行いました。請求人から審査請求があり、審査会にて審査中です。

2018年度第14号事件（個人情報訂正請求）②

訂正請求年月日	2018. 9. 19	決定内容	非訂正
審査請求年月日	2018. 10. 18	諮問年月日	2019. 2. 26

『2018年8月14日付18町道管第704号、個人情報記録の件名1、要望対応票16-1881、経過1、6行目

「構造だった。雨が降ればむやみに道路を汚すことになるため埋めた。雨で土砂が浸食しないように南側公園のように芝を張るなどするのが望ましいが、田んぼの畔のように雑草の根を残して刈るだけでもいいのではないかと提案した。」に訂正』という個人情報訂正請求が行われ、実施機関（処分担当課：道路部道路管理課）は「非訂正決定」を行いました。請求人から審査請求があり、審査会にて審査中です。

2018年度第14号事件（個人情報訂正請求）③

訂正請求年月日	2018. 9. 19	決定内容	非訂正
審査請求年月日	2018. 10. 18	諮問年月日	2019. 2. 26

『2018年8月14日付18町道管第704号、個人情報記録の件名1、要望対応票16-1881、経過2、1行目

「・・・数度来庁し、法令違反に対して指導してほしい。」に訂正』という個人情報訂正請求が行われ、実施機関（処分担当課：道路部道路管理課）は「非訂正決定」を行いました。請求人から審査請求があり、審査会にて審査中です。

2018年度第14号事件（個人情報訂正請求）④

訂正請求年月日	2018. 9. 19	決定内容	非訂正
審査請求年月日	2018. 10. 18	諮問年月日	2019. 2. 26

『2018年8月14日付18町道管第704号、個人情報記録の件名1、要望対応票16-1881、経過4、1行目

「・・・来庁。管理課として〇〇自治会の法令違反と認識しているのかについて確認を求めた。」に訂正』という個人情報訂正請求が行われ、実施機関（処分担当課：道路部道路管理課）は「非訂正決定」を行いました。請求人から審査請求があり、審査会にて審査中です。

2018年度第14号事件（個人情報訂正請求）⑤

訂正請求年月日	2018. 9. 19	決定内容	非訂正
審査請求年月日	2018. 10. 18	諮問年月日	2019. 2. 26

『2018年8月14日付18町道管第704号、個人情報記録の件名1、要望対応票16-1881、経過6、2行目

「・・・しつこい、法令違反行為を繰り返しており極めて悪質である。また6月の〇〇担当課長の発言について、〇〇自治会の管理行為を法令違反と認めているのかどうかの回答を求めた。」に訂正』という個人情報訂正請求が行われ、実施機関（処分担当課：道路部道路管理課）は「非訂正決定」を行いました。請求人から審査請求があり、審査会にて審査中です。

2018年度第14号事件（個人情報訂正請求）⑥

訂正請求年月日	2018. 9. 19	決定内容	非訂正
審査請求年月日	2018. 10. 18	諮問年月日	2019. 2. 26

『2018年8月14日付18町道管第704号、個人情報記録の件名1、要望対応票17-7997、経過2、3行目

「・・・電話（〇〇）。市にむやみに道路を汚したり道路に越境させた生垣の中にちり取りを保管する等、〇〇〇自治会の法令違反を繰り返し指摘し指導を要望しても強く指導しないために、〇〇〇自治会是对応しないというより、むしろ土を掘り返し水路を拡大していっそう土砂の侵食と流出をやすくして、雨が降れば、今回のように以前にも増してむやみに道路を汚すことの繰り返しになっているのだから、また法令上道路は市の管理下にあるのだから、可能なら市で清掃してほしい。」に訂正』という個人情報訂正請求が行われ、実施機関（処分担当課：道路部道路管理課）は「非訂正決定」を行いました。請求人から審査請求があり、審査会にて審査中です。

2018年度第15号事件（個人情報訂正請求）

訂正請求年月日	2018. 10. 4	決定内容	非訂正
審査請求年月日	2018. 10. 25	諮問年月日	2019. 2. 26

『2018年8月10日付18町市協第72号の2、個人情報記録の件名2、2017年度要望相談受付簿項21枝9対応内容欄14行目

「了承」を、「断る。話し合いの場で自ら要望者であることを名乗る。」に訂正』という個人情報訂正請求が行われ、実施機関（処分担当課：市民部市民協働推進課）は「非訂正決定」を行いました。請求人から審査請求があり、審査会にて審査中です。

2018年度第16号事件（個人情報訂正請求）

訂正請求年月日	2018. 11. 8	決定内容	非訂正
審査請求年月日	2018. 12. 4	諮問年月日	2019. 3. 13

【2018年11月7日付18町政聴第42号『タイトル「合同相談会」は「アーバンネットと町田市との合同相談会』』『4行目「解決に向けた専門的～あくまでも助言」、について、「相談員が町田市の責任において適正なアドバイスをして責任を明確にして解決に導くものとする』』に訂正。】という個人情報訂正請求が行われ、実施機関（処分担当課：政策経営部広聴課）は「非訂正決定」を行いました。請求人から審査請求があり、審査会にて審査中です。

2018年度第17号事件（個人情報訂正請求）

訂正請求年月日	2018. 11. 27	決定内容	非訂正
審査請求年月日	2018. 12. 20	諮問年月日	2019. 3. 13

『2018年11月22日付18町政聴第44号「共催の件」について
5行目行政書士は以降「訴訟については相談していない。宅建協会が相談を受けたので宅建協会に連絡をなさよとのアドバイス主張であった共催でもあるので市が責任をもって対応解決する。」に訂正』という個人情報訂正請求が行われ、実施機関（処分担当課：政策経営部広聴課）は「非訂正決定」を行いましたが、請求人から審査請求があり、審査会にて審査中です。

町田市行政不服審査会
2017年度第6号事件
(審査請求人 ○○○○)

2018年12月19日

答 申

町田市長 石阪 丈一 様

町田市行政不服審査会
会 長 野 村 武 司

2017年5月31日付け17町総法第27号(2017年度第6号事件)でなされた諮問について、以下のとおり答申いたします。

第1 審査会の結論

審査請求人○○○○が2017年1月5日付けで処分庁町田市長に対して行った個人情報開示請求に対して、処分庁が2017年1月31日付け16町地生第454号で行った個人情報部分開示決定処分のうち、第5、3 結論において開示すべきであるとした部分は開示すべきであるが、その余を非開示とした処分庁の判断は、妥当である。

第2 審査請求の趣旨

審査請求人は、処分庁が2017年1月31日付け16町地生第454号をもって行った個人情報部分開示決定処分(以下「本件処分」という。)を取り消すとの裁決を求めた。

第3 本件事案の経緯

- 1 審査請求人は、町田市個人情報保護条例(以下「本件条例」という。)第20条の規定により、2017年1月5日付け「個人情報開示等請求書」で、処分庁に対し、「生活保護台帳・生活保護に関する記録全て 平成24・3・23～平成25・6・10」を対象とする個人情報開示請求を行った。
- 2 処分庁は、審査請求人に対して、2017年1月31日付け16町地生第454号「個人情報部分開示等決定通知書」により本件処分を行った。処分の内容としては、審査請求人に係る「生活保護廃止台帳」を開示請求の対象と特定し、そのうち、次の12項目を非開示の部分として、それぞれの請求の一部について応じない理由とともに決定した。

No.	件名	非開示の部分	請求の一部について応じない理由
1	保護決定起案3ページ目	下から4行目	町田市個人情報保護条例第21条第1項第2号に該当 個人の評価等に関する情報であり、開示をすることにより客観的にみて本人の不利益になる恐れがあるため。
2	保護決定起案4ページ目	調査担当員の所見	町田市個人情報保護条例第21条第1項第2号に該当 個人の評価等に関する情報であり、開示をすることにより客観的にみて本人の不利益になる恐れがあるため。 町田市個人情報保護条例第21条第1項第6号に該

			当 市の事務に関する情報であって、開示することにより、公正かつ適正な実施を著しく困難にすると認められるため。
3	援助方針	世帯概要、現状・問題点、援助方針	町田市個人情報保護条例第21条第1項第2号に該当 個人の評価等に関する情報であり、開示をすることにより客観的にみて本人の不利益になる恐れがあるため。 町田市個人情報保護条例第21条第1項第6号に該当 当 市の事務に関する情報であって、開示することにより、公正かつ適正な実施を著しく困難にすると認められるため。
4	保護決定調書	労働力類型、訪問類型	町田市個人情報保護条例第21条第1項第2号に該当 当 個人の評価等に関する情報であり、開示をすることにより客観的にみて本人の不利益になる恐れがあるため。
5	保護決定算定表(仮計算)	2行目	町田市個人情報保護条例第21条第1項第2号に該当 当 個人の評価等に関する情報であり、開示をすることにより客観的にみて本人の不利益になる恐れがあるため。
6	生活保護受給世帯についてのお知らせ	民生委員の住所	町田市個人情報保護条例第21条第1項第3号に該当 当 第三者に関する情報であって、開示することにより当該第三者のプライバシーを侵害する恐れがあるため。
7	生活保護受給世帯についてのお知らせ	連絡事項(開始経過、処遇上の注意など)	町田市個人情報保護条例第21条第1項第2号に該当 当 個人の評価等に関する情報であり、開示をすることにより客観的にみて本人の不利益になる恐れがあるため。 町田市個人情報保護条例第21条第1項第6号に該当 当 市の事務に関する情報であって、開示することにより、公正かつ適正な実施を著しく困難にすると認められるため。
8	金融機関からの回答資料	第三者の個人情報	町田市個人情報保護条例第21条第1項第3号に該当 当 第三者に関する情報であって、開示することにより当該第三者のプライバシーを侵害する恐れがあるため。
9	金融機関からの回答資料	法人の印影	町田市個人情報保護条例第21条第1項第4号に該当 当 法人が事業で使用している印鑑の印影であり、当該事業に関する情報であって、開示をすることにより、偽造等による不正使用の恐れがあることから、

			当該法人の競争又は事業運営上の地位その他社会的な地位が著しく損なわれると認められるため。
10	金融機関からの回答資料	契約内容、口座内容等の回答資料	町田市個人情報保護条例第21条第1項第6号に該当 市の事務に関する情報であって、開示することにより、公正かつ適正な実施を著しく困難にすると認められるため。
11	扶養届書	全て	町田市個人情報保護条例第21条第1項第3号に該当 第三者に関する情報であって、開示することにより当該第三者のプライバシーを侵害する恐れがあるため。
12	戸籍資料	本人が記載されていない戸籍資料	町田市個人情報保護条例第21条第1項第3号に該当 第三者に関する情報であって、開示することにより当該第三者のプライバシーを侵害する恐れがあるため。

- 3 審査請求人は、審査庁町田市長に対して、本件処分を不服として2017年2月7日付け「審査請求書」により本件審査請求を行った。
- 4 処分庁は、2017年3月22日付け16町地生第523号「弁明書」により弁明した。
- 5 これに対し、審査請求人は、審査庁に対して、2017年4月24日付け「反論書」を提出した。
- 6 審査庁は、本件条例第30条第2項の規定に基づき、2017年5月31日付け17町総法第27号「審査請求について（諮問）」により、本件審査請求について当審査会に諮問した。
- 7 当審査会は、次のとおり調査審議を行った。
2017年6月26日 審議
2017年7月31日 処分庁に対する事情聴取
- 8 処分庁は、2017年7月31日の事情聴取において、当審査会に対して次のとおり報告した。
2017年1月5日付け個人情報開示等請求書の「個人情報記録の件名又は内容」欄には、「生活保護台帳・生活保護に関する記録全て 平成24・3・23～平成25・6・10」と記載されており、処分庁は、その期間中の記録を対象とみなし、請求者本人の「生活保護廃止台帳」（請求者本人の生活保護がすでに終了しているため「廃止」扱いとなる。）を対象文書とした。
しかし、その期間が生活保護の受給期間を示すものであり、かつ、請求者本人に生活保護費の超過受給分が発生していたことから、生活保護の受給期間終了後にも超過受給分の返戻通知等の「生活保護に関する記録」が存在していた。
- 9 上記8の報告を受け、当審査会は、2018年8月8日付け17町総市査第6号の3「個人情報開示制度における対象文書の特定が不適切な事例について」において、処分庁に対して、
① 生活保護の受給期間に限らず、本案件の対象文書を早急に特定し、再度、追加の決定を行うこと
② 制度に関して処分庁の職員へ周知徹底を図ることを要望した。
- 10 上記9の要望を受けた処分庁は、2017年9月13日付け17町地生第209号「個人情報開示等決定通知書」及び同日付け17町地生第210号「個人情報部分開示等決定通知書」により追加決定を行った。
- 11 その後、当審査会は、次のとおり審議を行った。

2018年2月22日 審議
 2018年3月22日 審議
 2018年4月13日 処分庁に対する事情聴取
 2018年6月8日 審議
 2018年7月13日 審議
 2018年8月24日 審議
 2018年9月28日 審議
 2018年10月30日 審議
 2018年11月27日 審議

第4 審査請求人と処分庁の主張

1 審査請求人の主張

審査請求人は、生活保護受給期間中、当時の担当ケースワーカーの指示により、すべての収支を報告していた。それにもかかわらず、処分庁から不正受給があったと通知された。処分庁に説明を求めたところ、当時のケースワーカーとは面会できなかった。

そこで、本件個人情報開示請求に至ったが、審査請求人の知りたいことは隠されていた。

2 処分庁の主張

(1) 「保護決定起案」の一部と「援助方針」を非開示とした理由

「保護決定起案」には、生活保護申請後に調査担当員が調査や面談で把握した要保護者の生活歴、調査担当員の所見及び処遇方針が記述されており、「援助方針」には、世帯概要、現状・問題点、援助方針の欄を設けて世帯に関する各種情報、担当員の所見、援助方針を記述している。

「保護決定起案」と「援助方針」は書面での開示を前提に作成されていない。もし、開示を前提とした場合、本人の意向等を考慮して適切な内容の記載が阻害されることや、自立支援活動にあたっての評価判断が委縮することが考えられる。また、本人の意に沿わない内容が含まれており、それを開示した場合、本人との信頼関係に支障をきたすことや、今後の自立支援活動が困難となることも考えられる。よって、本件条例第21条第1項第2号及び第6号により非開示とした。

(2) 「保護決定調書」・「保護決定算定表」の一部を非開示とした理由

「保護決定調書」と「保護決定算定表」には、労働の有無や種別を定めた労働力類型と、世帯の状況に応じて年間の訪問回数を定めた訪問類型が記述されている。いずれも、処分庁内部で使用する世帯の評価に関する情報である。

これらの情報は本人開示を前提としておらず、本人の意に沿わない内容であることも想定されることから、開示することにより、本人との信頼関係に支障をきたすことが懸念される。労働力類型と訪問類型は個人の評価に関する情報であることから、本件条例第21条第1項第2号により非開示とした。

(3) 「生活保護受給世帯についてのお知らせ」の一部を非開示とした理由

「生活保護受給世帯についてのお知らせ」には、宛先として民生委員の住所と氏名が記載されている。民生委員の氏名は公表しているが、住所は公表しておらず、第三者に関する情報として、本件条例第21条第1項第3号により非開示とした。

また、このお知らせには、民生委員への連絡事項として、世帯の概要や処遇上の注意点等が記載されているが、本人の意に沿わない内容であることも想定されることから、開示することにより、本人との信頼関係や民生委員の訪問活動に支障をきたすことが懸念される。よって、本件条例第21条第1項第2号及び第6号により非開示とした。

(4) 「金融機関からの回答資料」の一部を非開示とした理由

生活保護法第29条に基づき、金融機関へ要保護者の預金等調査を依頼した際の回答資料には、要保護者世帯の情報のほか、金融機関の法人としての情報や第三者の個人情報が含まれている。

まず、要保護世帯の情報であるが、金融機関は、要保護者に関する生命保険契約内容や銀

行口座情報を要保護者に開示しない前提で提供しており、それらを開示した場合、金融機関との信頼関係が崩れることが懸念される。よって、本件条例第21条第1項第6号により非開示とした。

次に、金融機関の法人としての情報であるが、回答資料には法人の印影があり、これを本件条例第21条第1項第4号により非開示とした。

さらに、回答資料には第三者の氏名等が含まれており、これを本件条例第21条第1項第3号により非開示とした。

(5) 「扶養届書」を非開示とした理由

生活保護法第4条第2項では、民法に定める扶養義務者による扶養を生活保護に優先させることとされているため、扶養義務者にその意思や資産・収入の状況を確認している。

その手続に使用する扶養届書には、扶養義務者の個人情報に記載されていることから、これを本件条例第21条第1項第3号により非開示とした。

(6) 「戸籍資料」の一部を非開示とした理由

要保護者の扶養義務者を調査するため、処分庁は、生活保護法第29条に基づき戸籍資料を確認するが、戸籍資料にある第三者の個人情報について、これを本件条例第21条第1項第3号により非開示とした。

第5 審査会の判断

1 本件対象文書について

「第3 本件事案の経緯」で述べたように、処分庁は、審査請求申立後の2017年9月13日付け17町地生第209号「個人情報開示等決定通知書」及び同日付け17町地生第210号「個人情報部分開示等決定通知書」で、請求にかかる文書として新たに当初特定していなかった文書を特定し、追加決定を行っている。

当審査会としては、追加決定について、新たな決定として取り扱うことも可能であったが、審査請求人の利益も考慮し、追加決定が当初の決定に含まれ、当該決定における非開示部分について不服申立てがなされたものとして当該処分の非開示部分に関してもあわせて判断することとする。

2 非開示情報該当性

生活保護廃止台帳には、複数の種類の書類が含まれることから、非開示情報を含む対象文書について、類型ごとに本件条例第21条第1項各号に定める非開示情報該当性を検討する。

(1) 保護決定起案

ア 保護決定起案は、生活保護申請後、調査担当員が調査や面談で把握した情報を記述し、保護の決定を求めるための伺い文書である。氏名、住所、資産や収入の状況、申請理由のほか、世帯員経歴、調査担当員の所見、処遇方針、訪問類型等の欄により構成されており、世帯員経歴では世帯員全員の出生から現在までの経歴、病歴、資格等が、調査担当員の所見では生活保護申請に至る要因や状況に関する調査担当員の理解や考えが、処遇方針では今後の対応方針が、訪問類型では年間訪問回数の基準が記号で、それぞれ記載されている。

イ 処分庁は、保護決定起案のうち、①「世帯員経歴」の欄の記載の一部、②「調査担当員の所見（保護受給要因・自立阻害要因の分析等及び地域・家庭環境・負債の状況等）」の欄の記載すべて、③「処遇方針」の欄の記載すべて、④「訪問類型」の記号について、非開示とした。

非開示の理由として、①から③については、書面での開示を前提に作成されていないこと、開示を前提とした場合には本人の意向等を考慮して適切な内容の記載が阻害されることや自立支援活動にあたっての調査担当員の評価判断が委縮することが考えられること、本人の意に沿わない内容が含まれており、それを開示した場合には本人との信頼関係に支障をきたすことや今後の自立支援活動が困難となることも考えられることから本件条例第21条第1項第2号及び第6号に当たるとする。

また、④の訪問類型については、本人開示を前提としていないこと、本人の意に沿わな

い内容であることも想定され、開示することにより本人との信頼関係に支障をきたすことが懸念されること、個人の評価に関する情報であることから同項第2号に当たるとしている。

ウ まず、①の「世帯員経歴」の欄であるが、本欄は、本来、世帯に属する個人の経歴に関してその事実を記載する欄である。また、生活保護は世帯単位で保護決定の可否が検討されることから、原則として、世帯員に関する認識であったとしても、請求者本人についての情報に当たるといえる。本件は、母子2人の世帯であることから、実際には、そのほとんどが本人の経歴に関する事実の記載であるが、一部、他の世帯員の記述とこれに対する調査員の認識が含まれていることから、処分庁は、当該認識部分について、「個人の評価等に関する情報であり、開示することにより客観的に見て本人の不利益になる恐れがある」として条例第21条第1項第2号の「個人の評価」には当たるとして理由に非開示とした。非開示とされた本件の記載について具体的に検討すると、世帯員に関する一般的な情報が記載されているにとどまり、本人が知悉している内容であることでもあり、その内容が「評価」に当たるとまではいえない。したがって、非開示部分は条例第21条第1項第2号の「個人の評価」には該当しないから、①の「世帯経歴欄」は全て開示すべきである。

②の「調査担当員の所見（略）」の欄は、欄そのものの性格として個人の評価や判定、指導等に関する情報を記載するものである。本欄では、処分庁が生活保護決定を行うにあたり、調査を行った調査員が保護決定をすべきであるとの判断に至った理由、背景事情等について、上長等も書面から判断をできるように、調査担当員の専門性にに基づきその所見を忌憚なく、記載することが求められる。これを本人に開示するということになると、本人との関係の悪化を避けるために、調査担当員が要保護者の状況やその分析についての率直な記載を控えることになり、生活保護行政に支障が生じる可能性がある。したがって、処分庁が②の欄全部について、本件条例第21条第1項第2号及び第6号により非開示とした判断は妥当である。

また、③の「処遇方針」（現在使用されている書式では「援助方針」と変更されている）の欄には、受給者に関し、処分庁が定める処遇方針が記載されることから、個人の評価や判定、指導等に関する情報に当たる。「処遇方針」の内容は、生活保護決定後には、生活保護受給者がこれをケースワーカーと共有し、理解すべきものであると考えられるものである。しかし、これを、いつ、どのように伝えるかはケースワーク上の問題であり、その手順を誤ると、それが仮に本人が受け入れられる内容であったとしても、援助等に支障が出る可能性は十分ありうる。したがって、処分庁が本件条例第21条第1項第2号及び第6号により非開示とした判断は妥当である。

④の「訪問類型」の記号は、訪問基準に従い導き出された、担当員による生活保護世帯への年間訪問頻度を表したものである。訪問基準では、全世帯共通の判断要素と高齢者世帯、母子世帯等の世帯類型別の判断要素により、援助の困難性、緊急性に応じて2ヶ月に1回以上訪問する「A」から1年に1回以上訪問する「D」までの4段階の「訪問類型」に区分することとなる。当審査会の事情聴取において処分庁からは「訪問類型の記号を開示することに問題はないが、その記号の意味を問われて訪問基準を説明すると、「室内が不衛生」等の判断要素を例示した表現から、本人との信頼関係に支障をきたす」との説明があった。しかし、訪問基準からは、記号の根拠となる判断要素が分かるとしても、それらは例示にすぎず、訪問基準に記載されていない要素も含めて総合的に判断されるものであるから、単に類型からその判断内容を確定できるものではない。よって、本件条例第21条第1項第2号に規定する個人の判定に関する情報ではあるが、本人等に開示しないことが明らかに正当であるとはいえず、④の訪問類型を示す記号は開示すべきである。

(2) 援助方針

「援助方針」は、援助を行う担当員がどのような援助を行い、自助努力を求めていくかを処分庁内部で検討した内容をまとめた起案文書であり、当審査会の事情聴取における処分庁の説明では、対象世帯ごとに毎年4月に作成しているとのことであった。「援助方針」には、

世帯概要、現状・問題点、援助方針、世帯類型、訪問類型の5項目の欄があり、世帯概要では世帯員全員の現況が、現状・問題点では自立を阻害する要因が、援助方針では自立を支援する方策が、世帯類型では厚生労働省が定めている高齢者世帯、母子世帯といった世帯の種別が、訪問類型では保護決定起案と同様に年間訪問回数の基準が記号で、それぞれ記載されている。

処分庁は、援助方針のうち、①「世帯概要」の欄の記載すべて、②「現状・問題点」の欄の記載すべて、③「援助方針」の欄の記載すべて、④「訪問類型」の記号について、①から③においては、保護決定起案の世帯員経歴、調査担当員の所見、処遇方針の欄の記載を非開示にした理由と同様の理由から本件条例第21条第1項第2号及び第6号により、非開示とした。また、④においては、保護決定起案における同一の欄に対する判断と同じく、非開示とした。

このうち、①「世帯概要」については、本人を含む当該世帯に関する事実を記載する欄であり、欄の記載すべてを非開示とすることは認められない。実際に、事実の記載が大半である。保護決定起案の世帯員経歴の欄と同様に、一部に世帯員に関する評価についての情報が含まれており、請求者個人の評価に関する情報に当たるものの、本件の記載内容については、請求者に開示をしても具体的な支障が生じるとは考えられず、本件条例第21条第1項第2号及び第6号には該当しない。

②「現状・問題点」については、保護決定起案の調査担当員の所見の欄と同様に、欄そのものの性格として個人の評価・判定等に関する情報を記載するものであり、開示を前提とすると、担当員が適切に現状や問題点を記載することが困難になると考えられ、本人等に開示をしないことが明らかに正当であると認められることから、処分庁が全体を本件条例第21条第1項第2号及び第6号により非開示とした判断を是認できる。

③「援助方針」の欄については、個人の評価や判定、指導等に関する情報を記載されることが予定されている。処遇方針と同様に、援助方針の内容は生活保護受給者が理解すべきのものであると考えられるものの、これを、いつ、どのように伝えるかはケースワーク上の問題であり、その手順を誤ると、それが仮に本人が受け入れられる内容であったとしても、援助等に支障が出る可能性は十分ありうる。したがって、③の欄について、処分庁が本件条例第21条第1項第2号及び同6号により非開示とした判断は妥当である。

なお、④の訪問類型については、(1)で述べたとおり、開示すべきである。

(3) 保護決定調書

「保護決定調書」は、生活保護費の支給金額を決定するための起案文書であり、支給金額を変更する場合、臨時的に支給する場合等に作成される。複数の書式があり、ケース番号、世帯主氏名、住所といった共通項目のほか、書式ごとの項目として扶助の種類（生活扶助、教育扶助等）や扶助額算定の内訳、決定の理由、労働力類型、訪問類型等の欄がある。

処分庁は、「保護決定調書」のうち、①「労働力類型」の種別及び②「訪問類型」の記号について、①と②ともに、(1)に記した訪問類型の記号を非開示とした理由と同様、本件条例第21条第1項第2号により、非開示とした。

当審査会の事情聴取において、①の労働力類型については、厚生労働省が生活保護の被保護者調査の要綱で定めた常勤、日雇等の種別であり、「保護決定調書には統計目的で記載しているに過ぎない」と処分庁からの説明があった。常勤、日雇等の種別は、本人の就労形態の事実に基づく機械的な分類であり、評価とはいえない。したがって、本件条例第21条第1項第2号に規定する個人の評価に関する情報にあたらぬから、①の労働力類型は、開示すべきである。

②の訪問類型については、(1)で述べたとおり、開示すべきである。

(4) 保護決定算定表

「保護決定算定表」は、対象世帯の収入と厚生労働省が定める生活保護基準を比較するための資料である。保護決定調書と同様に、ケース番号、世帯主氏名、住所といった一般的な項目のほか、扶助額決定、加算等の欄があり、世帯類型、訪問類型、労働力類型については

項目の名称はなく、種別、記号だけがまとめて記された欄もある。

処分庁は、訪問類型の記号、労働力類型の種別を非開示としたが、(1)から(3)で述べたとおり、いずれも条例第21条1項2号の非開示情報には該当しないことから、開示すべきである。

(5) 生活保護受給世帯についてのお知らせ

「生活保護受給世帯についてのお知らせ」は、町田市福祉事務所長から民生委員に対して、当該民生委員が担当する地区に居住する新たに生活保護を受給する世帯に関する通知書である。生活保護法第22条には、民生委員は、市町村長、福祉事務所長又は社会福祉主事の事務の執行に協力する旨が規定されている。また、処分庁は、福祉事務所から民生委員へ通知することについて、本件条例第14条の規定により町田市情報公開・個人情報保護運営審議会に諮問し、その答申に基づき個人情報登録簿に登録している。通知書には、宛先として民生委員の氏名、住所が、通知内容として世帯主の氏名、住所、電話番号、保護開始日、扶助の種類のほか、開始経過、処遇上の注意などの連絡事項の欄がある。

処分庁は、民生委員の氏名は公表しているが、住所は公表していないことから、宛先としての民生委員の住所は第三者の個人情報であるとして本件条例第21条第1項第3号により非開示とした。また、連絡事項の欄については、本人開示を前提としていないこと、本人の意に沿わない内容であることも想定され、開示することにより本人との信頼関係や民生委員の訪問活動に支障をきたすことが懸念されること、個人の評価に関する情報であること、市の事務に関する情報であることから同項第2号及び第6号により、非開示とした。

民生委員の住所は、民生委員の私生活情報であって、生活保護受給者にも通知されておらず、開示することによって第三者である民生委員の権利利益を侵害することになるから、非開示との処分庁の判断は妥当である。

連絡事項の欄については、民生委員が適切に訪問活動を行えるように、福祉事務所から民生委員に生活保護受給者の生活状況等について比較的詳細に伝えることを目的とするものであり、忌憚なく記載されることが求められる。もし、当該情報が生活受給者である本人等に開示されることになれば、本人との関係を考慮し、連絡事項の記載を控えることとなり、生活保護行政に著しい支障が生じるおそれがあることから、この点についても非開示とした処分庁の判断は妥当である。

(6) 金融機関からの回答資料

ア 回答資料の書式

福祉事務所長は、生活保護法第29条に基づき、銀行、信託会社等に対し、生活保護の対象となる者及びその扶養義務者の資産及び収入の状況についての報告を求めることができる。福祉事務所長から銀行、信託会社等（いわゆる金融機関）への照会では、福祉事務所が作成した一定の回答書式が添付されている。その回答書式によると、預貯金の調査（以下「預貯金書式」という。）では、氏名、口座の有無、口座番号及び種類、預貯金残高（以下「預貯金情報」という。）を、保険、共済の加入状況調査（以下「保険書式」という。）では、保険の種類及び証券の記号番号、保険契約者、被保険者、保険金受取人、保険契約日、保険金額、保険料等（以下「保険情報」という。）を、それぞれ記入することとなっている。しかし、福祉事務所の回答書式で回答する場合だけでなく、金融機関固有の様々な書式で回答する場合も存在する。

イ 処分庁の判断

これらさまざまな書式で回答されている情報について、処分庁は一律に、対象世帯の情報については、金融機関は生命保険契約内容や銀行口座情報を本人に開示しない前提で提供しており、それらを開示した場合、金融機関との信頼関係が崩れることが懸念されることから、本件条例第21条第1項第6号により、金融機関の法人としての情報については、回答資料には法人の印影があり、これを同項第4号により、さらに、回答資料には第三者の氏名等が含まれており、これを同項第3号により、それぞれ非開示とした。

ウ 実際の開示・非開示の範囲

実際の開示・非開示の範囲としては、福祉事務所の書式での回答で該当契約がない場合

では、預貯金書式、保険書式のいずれの場合においても、回答をした法人の印影、第三者の個人情報情報を非開示とし、該当契約がない旨の記載を開示している。他方、該当契約がある場合には、預貯金書式では法人の印影、第三者の個人情報情報を非開示とし、預貯金情報を開示しているが、保険書式では法人の印影、第三者の個人情報とともに、保険情報を非開示としている。

また、金融機関固有の書式での回答では、預貯金の調査、保険、共済の加入状況調査のいずれでも、該当契約の有無に関わらず、書式を含めてすべての情報を非開示としている。

エ 開示・非開示の妥当性

確かに金融機関固有の書式での回答では、多数の調査に応じるため、対外的に公表することを予定していない形式のものもあり、書式の便宜から照会事項にない情報の記載もなされている。その場合にすべての情報を本人等に開示することで金融機関との信頼関係が崩れる、という処分庁の懸念も理解できるところではある。

しかし、この照会が生活保護法第29条に基づくものであること及び調査事項が本人も知りうる情報であることから、銀行口座の口座名義人である本人等であれば容易に残高情報を得ることができ、生命保険契約の契約者であれば契約内容に関する情報を当然に得られるのであって、これらを開示することにより信頼関係が崩れ、その結果、事務・事業上の支障が直ちに生ずるとはいえず、一律に回答のすべてを非開示とすることは認められない。

少なくとも、福祉事務所長が照会した項目の回答については、預貯金書式に記載されれば開示されるのであるから、金融機関固有の書式による回答であっても、それらの項目に対する回答部分について、開示をしたとしても、金融機関との信頼関係が崩れるとは考えられない。したがって、照会した項目にかかる記載内容については、本件条例第21条第1項第6号には当たらず、開示すべきである。他方、金融機関固有の書式の場合には、オペレーター名、顧客番号等、本人に開示することを予定していない情報も記載されており、そういった情報をそのまま開示すれば、金融機関等との信頼関係も損なわれかねないと処分庁が懸念することには理由がある。そのため、本件条例第21条第1項第6号により非開示とすることも認められる。

なお、金融機関固有の書式の中には、回答書を契約者等の他者には開示しないように求める文言が印字されているものもあるが、上記のとおり、本人の同意を得て、生活保護法に基づいて行われる照会によって得られた回答書であることから、本件条例の規定により開示することを妨げるものではない。

(7) 扶養届書

生活保護法第4条第2項では、民法に定める扶養義務者による扶養を生活保護に優先させることとされているため、扶養義務者にその意思や資産・収入の状況を確認しており、その手続に扶養届書が使用される。扶養届書には、扶養義務者が、精神的な支援の可否、金銭的な援助の可否の回答と共に、扶養義務者の世帯の状況に関する項目を記入することとなっている。また、収入を証明する書類等を添付する場合もある。

処分庁は、扶養届書には扶養義務者の個人情報記載されており、これが第三者の個人情報であることから、開示することにより当該第三者の利益を侵害する恐れがあるから本件条例第21条第1項第3号により非開示とした。

扶養届に記載された扶養義務者による精神的・金銭的支援の可否、収入・資産、負債の状況等の情報は、第三者の私生活情報に当たり、開示することにより当該第三者の権利利益が侵害されることになるから、非開示とした処分庁の判断は妥当である。

(8) 戸籍資料

(7)にあるように、生活保護法では、扶養義務者による扶養が生活保護に優先される。そこで、生活保護の申請があった場合、処分庁は、扶養義務者の居所や身分を調査するため、生活保護法第29条に基づき、戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書及び戸籍の附票等の戸籍資料を職権で収集する。

処分庁は、戸籍資料は第三者の個人情報であることから、本件条例第21条第1項第3号により非開示とした。原則として、戸籍資料を請求できる者は、戸籍資料に記載されている者又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属に限られ（戸籍法第10条第1項、住民基本台帳法第20条第1項）、請求者が当然に知りうる情報ではなく、手続的にも正当な理由がなければ請求できるものではないから、これらの者以外の戸籍資料は第三者情報に当たり、開示することにより当該第三者の権利利益を侵害する恐れがあることから、非開示とした処分庁の判断は妥当である。

(9) 追加決定に係る対象文書について

上記1で述べたとおり、処分庁が追加決定を行ったもののうち、2017年9月13日付け17町地生第210号「個人情報部分開示等決定通知書」において非開示とした部分について検討する。

追加で行った部分開示決定においては、次の4件の文書について、その一部を非開示としている。

- ①戻入金の督促状発送について
- ②過年度戻入金の催告書送付について（2016年3月24日起案）
- ③催告書（生活保護法第63条返還金及び78条徴収金）の発付について
- ④過年度戻入金の催告書送付について（2016年12月9日起案）

これらの文書は、いずれも生活保護費の戻入等を求めるべき複数の相手方に対し、督促や催告の通知を行うための意思決定を行う起案書である。それぞれの起案書には、複数の対象者に共通する通知書面の見本とともに、対象者の氏名、住所、戻入金該当年月、未納金額その他通知に必要な情報が一覧表形式で添付されており、その中に審査請求人の情報が含まれているというものである。

第三者に係る個人情報記録は、本来、個人情報開示等請求の対象とはならないものであるが、本件においては、複数の対象者に関する情報が同一の文書に連なって記載されていることから、審査請求人以外の第三者の情報について本件条例第21条第1項第3号の規定により非開示としたものと認められる。これらの情報を開示することにより、当該第三者の権利利益を侵害するおそれがあることは明らかであるため、処分庁の判断は妥当である。

3 結論

以上のとおり、対象文書である生活保護廃止台帳を書類の種類ごとに検討してきたが、「保護決定起案」のうち世帯員経歴の下から4行目に記載の部分、訪問類型の記号、「援助方針」のうち世帯概要及び訪問類型の記号、「保護決定調書」のうち労働力類型の種別及び訪問類型の記号、「保護決定算定表」のうち労働力類型の種別及び訪問類型の記号、「金融機関の回答資料」のうち福祉事務所長が照会した項目の回答については、開示すべきである。

町田市行政不服審査会
2018年度第5号事件
(審査請求人 ○○○○)

2018年12月27日

答 申

町田市長 石阪 丈一 様

町田市行政不服審査会
会 長 野 村 武 司

2018年8月22日付け18町総総第371号(2018年度第5号事件)でなされた諮問について、以下のとおり答申いたします。

第1 審査会の結論

審査請求人、○○○○が2017年12月6日付けで処分庁町田市福祉事務所長に対して行った審査請求人の子、△△△△に関する保育の利用申し込みに対して、処分庁が2018年2月9日付けで行った保育の利用保留処分に違法又は不当な点はなく、本件審査請求は棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

審査請求人は、処分庁が2018年2月9日付けで行った審査請求人の子、△△△△に関する保育の利用保留処分(以下「本件処分」という。)を取り消すとの裁決を求めた。

第3 本件事案の経緯

- 1 審査請求人は、2017年12月6日付け「2018年度町田市子どものための教育・保育給付支給認定申請書(保育用)兼保育の利用申込書」(以下「申請書兼申込書」という。)により、処分庁に対し、審査請求人の子である△△△△の教育・保育給付支給認定申請と保育の利用申し込み(以下「申請及び申し込み」という。)をした。
- 2 処分庁は、2018年1月29日に行われた4月入所選考会議において、町田市保育の利用に関する事務取扱要領(以下「要領」という。)第10の規定に基づき、選考指数の高い者から順位を付けて選考した。
- 3 審査請求人は、1の申請に関して不足資料であった「就労・内職証明書」及び「他の保育施設の利用明細表」を郵送し、処分庁は2018年1月30日にこれを受領した。
- 4 処分庁は、審査請求人に対して、2の選考結果に基づき、2018年2月9日付け「町田市保育の利用保留処分通知書」(以下「保留通知書」という。)により本件処分を行った。
- 5 審査請求人は、審査庁町田市長に対して、本件処分を不服として2018年2月28日付け「審査請求書」により本件審査請求を行い、審査庁は同年3月7日にこれを受領した。
- 6 審査庁は、2018年3月13日付け17町総総第713号「審理員指名書」により、審理員の指名を行った。
- 7 処分庁は、審理員に対して、2018年4月13日付け18町子保第35号「弁明書の提出について」を提出した。
- 8 審理員は、審査庁に対して、2018年8月3日付け「審理員意見書」を提出した。
- 9 審査庁は、2018年8月22日付け18町総総第371号「審査請求について(諮問)」により、本件審査請求について当審査会に諮問した。
- 10 審査会は、次のとおり調査審議を行った。
2018年 9月28日 審議及び処分庁に対する事情聴取

2018年10月30日 審議
 2018年11月27日 審議
 2018年12月21日 審議

第4 審査請求人と処分庁の主張

1 審査請求人の主張について

処分庁は、審査請求人の保育の申込みに対して、2018年2月9日付け「保留通知書」により、「入所できる基準に該当しますが、当該保育所等への申込者が多く保育所等の定員に余裕がないため、児童福祉法第24条の規定により選考の結果、4月1日に入所することができません。」との理由を付して、承諾を保留する内容の本件処分を行った。

本件処分に対して、審査請求人は、審査請求書において、①児童福祉法（以下「児福法」という。）所定の「やむを得ない事由」がないのに利用保留としており、児福法所定の「適切な保護」の規定にも違反しており違法である、②本件処分により、申込み児童は、保育を受ける権利を侵害され、審査請求人も保育所を利用する権利を侵害されている（入所承諾された児童との間での不平等から憲法第14条違反、保育を受けまた保育を利用する権利を侵害されたとして児福法第24条違反、これを基礎づける憲法第13条、第25条違反）、③申請時に不足していた書類（他の保育施設利用）に関する資料を郵送したにもかかわらず調整指数が追加されておらず、追加されていないことの説明もないことを主張し、取消しの裁決を求めている。

2 処分庁の主張について

処分庁は、1の①について、児福法第24条第3項の「やむを得ない事由」及び同条第1項ただし書の「適切な保護」については、2015年4月1日の児福法の改正に伴い、これらの規定は削られているとしている。

1の②については、児福法第24条第1項が「保育を必要とする児童について保育所で保育しなければならない」とする一方で、保育所等における保育の利用調整は、児福法附則第73条第1項で、保育の需要に応じる保育所等が不足するか否かに関わらず、当分の間、すべての市町村に義務づけられ、これに基づいて、町田市では、町田市保育の利用に関する規則（以下「保育利用規則」という。）で手続を定め、要領で入所選考事務の取扱い、選考指数の算定方法について審査基準を定め、これらを申込みの前に配布されるしおりに公表し、これに基づき、またこれを遵守して利用調整としての選考を行っており適法である旨主張している。そして、かかる利用調整について、特定の保育所において利用申込者が利用定数を上回る場合には、全ての利用申込者が当該保育所に入所すると適切な保育の実施が困難になるため、上記の選考指数による方法で行っているもので、その結果、保育を受ける必要性が高い児童を優先的に入所させ、利用定数を上回る利用申込者について保育の利用保留処分をすることは、やむを得ないことであり、違法または不当ではないとしている。

1の③については、審査請求人からの不足書類の郵送による受領が、申請書兼申込書の提出期限である2017年12月15日を経過した2018年1月30日であること、「2018年度（平成30年度）入園のしおり《改訂版》認可保育園・認定こども園（2・3号に認定）小規模保育園・家庭的保育者（保育ママ）」（以下「しおり」という。）に「提出期限を過ぎて提出された書類については、次回の選考からの反映となる」旨記載していること（弁明書、審理員意見書）、申請時に審査請求人より提出された「2018年度保育の利用申込みに関する同意書」（以下「同意書」という。）において、この点につき同意がなされていることから（審理員意見書）、本件処分時に、調整指数による加点を考慮しなかったとしている。

第5 審理員意見書の要旨

1 児福法第24条第3項の「やむを得ない事由」及び同条第1項ただし書の「適切な保護」については、2015年4月1日の児福法の改正に伴い、これらの文言は削除されており、審査請求人の主張はその前提を欠いている。

2 児福法第24条第3項では保育の利用の調整について定めており、利用定員を上回る入所希望があった場合に市町村が入所児童の選考を行うことも同法は想定している。町田市において

はこの利用調整の基準を要領に定めている。この利用調整基準は、限られた期間内に公平、客観的かつ類型的、安定的に利用調整の判断を実施するための判断基準として合理的なものといふべきであり、法の趣旨に照らして、著しく不合理な点は認められない。本件処分については、この要領が定める利用調整基準の適用過程や判断に誤りはなく、要領が定める利用調整基準に基づく判断において著しく不合理な点は認められず、裁量権の逸脱・濫用は認められない。

- 3 処分庁は、△△△△に対し、適切な保護、すなわち保育所、認定子ども園又は家庭的保育事業等において保育を利用できるよう調整をしなければならないところ、審査請求人に対し「希望日に入所できなかったときは、空き待ちをすること」を確認し、再び利用の調整を行うように措置している。よって児福法第24条第1項に違反するものではなく、審査請求人の主張に理由はない。
- 4 審査請求人は児福法第24条第3項に基づく利用調整自体の違憲性、すなわち同条の違憲性を主張するものと解されるが、三権分立の趣旨から、行政不服審査制度においては、法律が憲法に適合しているか否かを判断することは許されず、法令の違憲性はその審査の対象とはなり得ない。
- 5 申請時に不足していた書類に関する資料については、処分庁は「しおり」に書類の提出期限が2017年12月15日であり、同日を過ぎて提出された書類は次回の選考からの反映となる旨を記載している。また、審査請求人は、保育の利用申し込みの際に、「入所選考は、締切日までに提出された書類で選考します。」という項目が記載された「同意書」に署名し、処分庁に提出している。このことから、審査請求人は、選考が締切日までに提出された書類によって行われることを予め知ることができ、かつ書面での同意も行っていったことから、審査請求人の主張には理由がない。

第6 審査会の判断

1 事案について

(1) 事案の概要

本件は、審査請求人が、夫妻で養育する1歳の女兒の保育所での保育について、子ども・子育て支援法（以下「支援法」という。）第20条第1項に基づいて、保育利用規則第3条に従い、町田市子どものための教育・保育給付支給認定に関する規則（以下「支給認定規則」という。）第4条に定める申請様式（申請書兼申込書）により、2017年12月6日付けで、処分庁に対して、申請及び申込みをしたのに対して、2018年2月9日付け「町田市子どものための教育・保育給付支給認定証」（支給認定規則第5条第1項に基づく第2号様式）による支給認定とともに、同日付け「保留通知書」で、「入所できる基準に該当しますが、当該保育所等への申込者が多く保育所等の定員に余裕がないため、児童福祉法第24条の規定により選考の結果、4月1日に入所することができません。」との理由が付された本件処分がなされ、これに対して、本件処分は児福法第24条に違反する等として、行政不服審査法第4条第1号に基づいて審査請求を申し立てたものである。

(2) 審査請求人の申請及び申込み

審査請求人の家族は、審査請求人、審査請求人の夫（以下、子との関係において「父親」という。）及び保育所での保育を希望する兩名の子・女兒（第1子）の3名である。審査請求人は、申請及び申込み時、入所を希望する保育園について、第1希望を「A」、第2希望を「B」、第3希望を「C」として指定し、期間について、2018年4月1日から小学校就学までとし、また、希望日に入所できない場合の申込みの取扱いについて、「空き待ちをする」とした。保護者の状況であるが、父親は現在就労しており、審査請求人も就労をしている。ただし、審査請求人は、△△△△を2016年××月××日に出産しており、出生に伴う産前・産後休業を2016年××月××日から××月××日まで取得し、その後××月××日から2017年××月××日まで育児休業を取得している。また、第2子について、2018年××月××日に出産予定で、これに伴って、産前・産後休業を同年××月××日から××月××日まで取得予定とし、その後、育児休業を2019年××月××日まで取得

予定としている。審査請求人により、処分庁に12月6日付で提出された「申請書兼申込書」に添付された証明日を2017年11月7日とする「就労・内職証明書」の記載によれば、審査請求人の就労実績は10月までの過去6ヶ月間についての記載がなされており、0日となっている。また、「申請書兼申込書」には、他施設の利用欄（申請する子どもの状況4「認可外保育施設、一時保育、幼稚園等を利用している」欄）があり、審査請求人の職場に付設されている□□託児所、月20日間の利用の記載がある。ただし、これに対する証明書類は添付されていない。

審査請求人は、その後、「2018年度町田市保育の利用申込書不足書類提出票」とともに、証明日を2018年1月1日とする「就労・内職証明書」（11月の就労実績20日、12月の就労実績21日との記載）及びこれに伴う他施設利用にかかる「□□託児所利用明細表」（11月の利用20日、12月の利用20日との記載）を郵送し、処分庁は、2018年1月30日付けでこれらを受け付けている。

(3) 審査請求人にかかる保育所における保育の利用のための選考と本件処分

2017年12月6日付で提出された「申請及び申込み」は、この時点で提出された父親の「就労・内職証明書」（証明日2017年12月1日）及び「スケジュール表」、審査請求人の「就労・内職証明書」（証明日2017年11月7日）、母子健康手帳（分娩予定日2018年××月××日を記載）、育児休業取得にかかる「育児休業給付金支給決定通知書」（支給期間2016年××月××日から2017年××月××日）を資料として、2018年1月29日に行われた選考会議で審査された。

選考において、父親は、要領別表第1「町田市保育所等入所選考基準表」の類型Ⅱ（居宅内労働）－細目1（8時間以上の就労を常態）の指数9、審査請求人は、類型Ⅲ（出産）の指数8で、合計の指数が17とされた。なお、父親の就労形態は、居宅内外の両方であることから、スケジュール表を精査し、居宅外のみ指数（類型Ⅰ細目2（6時間16日勤務）の指数8）と居宅外を含んだ居宅内の指数（類型Ⅱ細目1（8時間20日勤務）の指数9）を比較し、高い方の指数9とされている。また、調整指数（別表第2）では、項目「世帯の状況」・「他の保育施設利用者」の細目タ「保護者に入所要件を満たす就労又はこれに代わる要件の実績が引き続き2か月以上あり、かつ、東京都認証保育所事業要綱に規定する認証保育所その他の都道府県知事に届出をしている認可外保育所等の有償保育施設に2か月以上前から申込み児童を預託している場合」に該当すれば、「+1」の調整がなされるが、審査請求人の場合、不足書類提出が提出期限に間に合わず反映されていない。

選考の結果、審査請求人が希望した「A」、「B」、「C」は、それぞれ1歳児の募集人数が11名（定員××）、4名（定員××）、1名（定員××）で、応募がそれぞれ25人、32人、17人、選考最低指数が、いずれも21（それぞれ、14位（審査請求人は22位）、5位（審査請求人は30位）、4位（審査請求人は14位）であったことから（以上、弁明書）、審査請求人について選考に至らず、上記の通り、保留通知書で、本件処分（保留の決定）が通知された。

2 保育所の利用と調整のしくみ

(1) 法律のしくみ

子どもの保護者が、保育を必要とし、保育所における保育を利用しようとする場合、支援法第20条第1項に基づき、子どものための教育・保育給付を受ける資格にかかる市町村の認定を申請により受けなければならないとされており、申請を受け付けた市町村は、保育所の保育については、支援法第27条第1項の特定教育・保育の利用として、支援法第19条第1項第2号（満3歳以上の子ども）または第3号（満3歳未満の子ども）の区分に従い、当該子どもの保育の必要性について、「保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難」であるかどうかを審査し、その該当性を認定した場合には、同条第2項に従い、保育必要量の認定を行い、その結果を保護者に通知するとともに、「支給認定証」を交付するものとしている（同条第3項）。

当該支給認定を受けた子どもの保護者は、支給認定証を示して、子どもを保育所または認定こども園等の特定教育・保育施設で保育を受けさせるものとしてされており（支援法第

27条第2項)、これにより保育の利用がなされた場合には、市町村は、利用者負担額(保育料、支援法第27条第3項第2号)を除いて、施設型給付費を、利用を受けた特定教育・保育施設に、保護者に代わって支払うしくみがとられている(同条第5項)。かかる保護者から利用の申込みを受けた特定教育・保育施設の設置者は、「正当な理由がなければ、これを拒んではならない」(支援法第33条第1項)とされ、申込みに対する承諾が義務づけられている一方で、申込みが利用定員を超える場合には、申込みに対して、内閣府令で定めるところによる公正な方法での「選考」を義務づけられている(同条第2項)。

他方、保育を必要とする3歳以上で小学校就学前の子ども(支援法第19条第1項第2号に認定された子ども(2号認定子ども))及び同じく保育を必要とする3歳未満の子ども(同第3号に認定された子ども(3号認定子ども))については、認定こども園又は家庭的保育事業等により必要な保育を確保するための措置を講じるほか(児福法第24条第2項)、「保育所において保育しなければならない」(同条1項)とされ、市町村は、保育にかかるこれらの利用について、「利用調整」をし(児福法第24条第3項。なお、同項は、保育の需要に対して保育所等が不足する場合に利用調整を予定する規定になっているが、児福法附則第73条第1項で、当分の間、すべての市町村でこれを行うこととしている。)、保育の必要性の高い子どもが優先して利用できるようにするとともに(児福法施行規則第24条)、あわせて、認定こども園の設置者又は家庭的保育事業を行う者に対して、保育を必要とする子どもの利用を要請するものとしている(児福法第24条第3項)。その他、市町村によるあっせん等の規定(支援法第42条、第54条)や入所の措置・措置委託のしくみ(児福法第24条第6項)なども設けられ、市町村は、こうした権限を適切に実施するとともに、地域の実情に応じたきめ細かな保育が積極的に提供され、児童が、その置かれている環境等に応じて、必要な保育を受けることができるよう、地域の実情に応じた体制の整備を行うことを義務づけられている(児福法第24条第7項)。

(2) 町田市の保育の利用のしくみ

町田市では、以上のしくみに基づいて、要領を定め、保育の利用について、申請書兼申込書の配布から利用者の決定までの手続及び取扱いについて「必要な事項」を定めている。また、市は、保護者の利用を図るために、「申請書兼申込書」等の必要書類の様式を綴った「しおり」を毎年作成しており、配布している。

これらによれば、まず、保育所等での保育を申し込もうとする保護者は、年度当初からの保育の利用の場合、申請書兼申込書に、原則として3カ所を上限として希望保育所等を記載し(要領第4第2項)、町田市福祉事務所長が定める受付期間内、受付場所に提出するものとされ(要領第5第1項)、申込書は、保護者から家庭状況及び児童の健康状態等の確認を行った上で受け付けるとされている(要領第4第1項)。

利用調整は、選考という形で行われる。選考は、保育を必要とする状況につき適正かつ公正に判断がなされるよう、「選考会議」において行われ(要領第8)、選考のための「選考基準表及び調整指数」に基づき「指数化した数値(選考指数)により行うものとする。」とされる(要領第9)。「選考基準表及び調整指数」は、要領の別表第2に具体的に定められ、入所選考は、これに基づいて、先行指数が高い順になされ(要領第10第1項)、その際、認定こども園及び家庭的保育については、第1希望から優先的に(同第3項)、保育所については、希望保育所が複数ある場合でも平等に取り扱われるとされている(同第1項)。また、先行指数が同数の時は、要領別表第3に定める基準の順序で当てはめ、順位を決するとされている(同第4項)。

選考会議で保育の利用対象児童を選考ののち、町田市福祉事務所長は、入所内定者名簿を保育所等の長に、保育所等入所内定通知(別紙様式)を保護者に送付し、内定児童に対して、健康診断の後、利用児童を決定する。決定がなされた場合は、「町田市保育の利用承認通知書」(第1号様式、保育利用規則第3条第2項)により、承諾が通知される。なお、選考の結果、利用を保留する場合は、「同保留通知書」(第2号様式、同第3条第2項)により通知される(当然のことながら、上記法律のしくみに従い、「承諾しない」こと(不承認)は予

定されていない。)

なお、「しおり」では、市内の保育所等の一覧（施設名、場所、連絡先、受け入れる子どもの年齢と定員等）、相談窓口を掲載するほか、保育のしくみや要領の内容をわかりやすく、平易に、Q&Aも活用しながら解説し、必要書類の一覧、記入例、必要書類のチェックリスト、さらに、「保育所等入所選考基準表」も記載されている。また、要領には示されていないが、「同意書」の様式が添付されており、その中に、「入所選考は、締切日までに提出された書類で選考」することについての同意が求められている。ちなみに、2018年度4月入園の申込みは、2017年11月25日から同年12月15日（15時30分）までとされた。

3 審査会の判断

(1) 第4 審査請求人と処分庁の主張①について

まず、第4 審査請求人と処分庁の主張①についてであるが、処分庁が指摘するように、2015年4月1日改正前の児福法は、第24条第3項で、「市町村は、一の保育所について、当該保育所への入所を希望する旨を記載した前項の申込書にかかる児童のすべてが入所する場合には当該保育所における適切な保育を行うことが困難となることその他のやむを得ない事由がある場合においては、当該保育所に入所する児童を公正な方法で選考することができる。」として、「やむを得ない場合」に「選考することができる。」としていたのに対して、現行の児福法第24条第3項では、この規定は削除され、むしろ、(児福法附則第73条第1項では)やむを得ない場合であるかどうかにかかわらず、原則的に市町村による「利用調整」を予定している。

しかし、そのことによって、保育を原則とし、選考をやむを得ない場合の例外とするという市町村による「保育の原則」が変わったわけではなく、現行の児福法第24条第1項が、「保育を必要」とする場合、「当該児童を保育所・・・において保育しなければならない。」としていることから明らかなおお、むしろ、かかる「利用調整」はこれを通じて保育の利用を図り、保育の原則を実現するためのものとして位置づけられている。また、保育所における保育が果たされない場合の「適切な保護」についても、現行法は、「調整及び要請並びに・・・勧奨及び支援を適切に実施」し、「必要な保育を受けることができるよう」することを企図しており(児福法第24条第7項)、むしろきめ細かく、かかる意味での保育または保護を実現しようとするものであることは、子ども・子育て支援新制度の趣旨から明らかである。したがって、改正によって削除されたの一言をもって、審査請求人の主張が前提を欠き、理由がないかのごとく一蹴することは妥当とはいえない。

その意味では、現在の待機児童問題こそ例外であり、その解消に努めるべきものであるとの認識を持つべきところ、処分庁の事情聴取において、町田市における待機児童の問題は、全面的な解消には至っていないが一定の改善がみられることが聴取された。これを踏まえると、待機児童問題が解消されていない中、利用調整において選考を行ったことは、やむを得ないことであり、児福法第24条第3項及び児福法附則第73条第1項で、利用調整が原則として義務づけられていることもあわせ考えると、選考という形で利用調整を行ったことは適法であり、また不当とまではいえない。

(2) 第4 審査請求人と処分庁の主張②について

審査請求人は、いわゆる3号認定としての教育・保育給付支給認定がなされており、その意味では、保育を必要とする事由を有する者として、保育を受ける権利を認定されている。しかし、入所を希望する特定の保育所に対する利用の需要が定員を大きく上回っているため、利用調整として選考がなされ、保育を受ける権利を有するにもかかわらず、保育の利用につき保留を内容とする本件処分がなされた。

このように、給付を内容とする法制度においては、権利を有するかどうかの認定と、給付内容の決定は分けて考えざるを得ず、給付の有限性から、権利は有するが、現実の給付は十分にできないということは甘受しなければならない場合がある。もっとも、その場合でも、権利があるにもかかわらず、現実の給付のために改善するための政策努力がなされていないなどの事情がある場合、権利は画餅に帰すことになるから、その政策努力がなされているか

どうか、それが有効な改善策になっているかどうかなど総合的に判断をして、それが尽くされていない場合には、形式的には適法であったとしても、憲法第13条、憲法第14条又は憲法第25条を引き合いに出して、あるいは憲法を根拠にした法律解釈として、実質的に保育を受ける権利が保障されていないと主張すること、さらに不服審査の場での判断を求めることは可能である。

審査請求人の違憲の主張は、本件処分により保育を受ける権利を侵害され、ひいては憲法上の諸権利を侵害されている旨主張するものであり、いわゆる適用違憲を述べるものと理解することが可能である。審理員意見書において、審査請求人は、「児福法第24条第3項に基づく利用調整自体の違憲性」を述べるものであり、審査の対象にはならないと一蹴しているが、首肯できない。

もっとも、既に述べたように、市は、待機児童対策について、継続的にその解消の努力を積み重ねてきており、その効果も一定程度みられるところであることから、確かに審査請求人の保育の利用には至っていないという現実があるものの、憲法第13条、第14条、第25条に違反するとまではいえない。

また、審査請求人は、選考による利用調整が、保育を利用している者と、保留により利用していないものの間に不平等（憲法第14条違反）が生じる旨主張している。しかし、保育を受ける権利自体を認定した上で、給付の有限性から、保育の必要性の高いものを優先し、利用調整として選考に付すこと自体は、それが恣意に及ばない限りは不合理なものとはいえない。児福法第24条第3項に基づく利用調整の実施、及び保育を受ける必要性が高いものを優先して利用調整をする旨定めた児福法施行規則第24条、そしてこれに基づく選考指数による入所選考のしくみ、及び具体的選考指標は、できる限り裁量の余地をなくす形で数値化され、その指標の定め方に不合理な点もないことから、そこに恣意が入る余地はない。保育の必要性の高いものを選考するという基準において、公正かつ平等な選考が可能となるものであることから、要領による利用調整のしくみはある者を順位をもって選考しあるいは逆に選考しないという側面を有するものの不平等の結果を招来するものとはいえず、これに基づく処分も違法ではなく、不当であるともいえない。

(3) 第4 審査請求人と処分庁の主張③について

審査請求人は、1(2)でも述べたとおり、申請書兼申込書に、選考指数がプラスされる他の保育施設の利用について記載をしたものの、これを証する書類を添付せず、また、申込期限の12月15日までにこれを提出しなかった。その事情として、要領別表第2の調整指数表によれば、他の保育施設の利用は、「保護者に入所要件を満たす就労又はこれに代わる実績が引き続き2ヶ月以上あり、東京都認証保育所事務実施要領に規定する認証保育所その他の都道府県知事に届出をしている認可外保育所等の有償保育施設に2ヶ月以上前から申込み児童を預託している場合」とされており、2ヶ月以上の就労実績と利用が必要であった。審査請求人は、2017年××月××日まで育児休業を取得しており、2ヶ月以上の就労実績と他の保育施設の利用を証する書類を整えるためには、11月、12月分の証明書類が必要であったため、申請期日までにこれを出すことができず、申請書兼申込書に他の保育施設の利用実績を記載した上で、これを証する書類が整った1月にこれを提出している。

これに対して、処分庁は、「しおり」に、4月入所の選考にかかる書類の提出期限が2017年12月15日であること、及び同日を過ぎて提出された書類は次回の選考からの反映となる旨をあらかじめ記載し配布していること、また、審査請求人は、保育の申込みの際に、「入所選考は、締め切り日までに提出された書類で選考します。」という項目が記載された「同意書」に署名し、処分庁に提出していることを挙げ、これを調整指数として加点しないことの正当性を主張している。

もちろん、申請及び申込みを審査する以上、それを考慮するため一定の期限を設けることは必要である。しかしながら、申請及び申込み段階では、それを満たす可能性があることは記載できても、期限内に証することができない場合という、いわば狭間の事例というのは当然想定されるところである。そうした事情があらかじめ申請及び申込み時に申告されている

場合に、申請及び申込み期限を過ぎた場合であっても、それを補正し、証する書類を追完する機会を保障することは、行政手続法及び町田市行政手続条例（第7条）の趣旨からしても当然のことである。また、利用調整のしくみがあるとしても、支援法及び児福法は、保育を原則とし、選考による保留を例外としていること、支援法が、教育・保育給付を含む子ども・子育て支援が円滑になされるよう保護者の相談に応じ、情報を提供及び助言することを重視していること（第59条）、さらに、町田市がこれに応じて保育コンシェルジュをおいてきめ細かな保育を実現しようとしていることなどを踏まえると、例外的ではあるが避けがたい事象に対して丁寧に対応することは当然のことであり、少なくとも、上記のような補正または書類の追完の機会を保障することは当然に行うべきものである。

処分庁は、「しおり」の記載及びこれに綴られた同意書を根拠にこれを認めないとするが、そもそもこのしおりの記載及び同意書は、処分庁が審査基準として定めた要領に記されているものではなく、「しおり」だけに掲載しているものである。また、審査請求人の提出は、1月30日であり、1月29日開催の選考会議終了後であることから、審査不能との判断も可能であるが、しかし、それは、いつまでに、なにを補正又は補充するかについての教示を補正指導として処分庁が審査請求人にしなかった結果であり、そもそも選考会議がいつ行われるのかについて知ることのできない審査請求人の責めに帰すべきことではない。

もっとも、これを認めて調整指数をプラスしたとしても、審査請求人の選考指数は、1加点された18にとどまり、待機児童の現状においては、保育の利用にいたるものではないことを考えると、こうした機械的に過ぎるあり方を改善する必要があるとしても、結果として利用の保留を内容とする本件処分を行ったことは違法ではなく、不当とまではいえない。

4 結論

以上のとおりであるから、「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

第4章 情報公開・個人情報保護運営審議会の状況

第4章 情報公開・個人情報保護運営審議会の状況

1 情報公開・個人情報保護運営審議会

情報公開・個人情報保護運営審議会は、「情報公開制度」と「個人情報保護制度」の適正な運用を図るために実施機関の諮問に応じて審議し、答申する機関です。委員は15名で、内訳は学識経験者5名、市民代表10名（うち2名は公募）となっています。

2018年度末の在籍委員の任期は2019年5月9日までです。

町田市情報公開・個人情報保護運営審議会委員名簿

(2019年3月31日現在)

	選出区分	所属・推薦団体名	氏名
会長	学識経験者	玉川大学名誉教授	川野秀之
職務代理	学識経験者	東京都立科学技術大学名誉教授	島田達巳
委員	学識経験者	東海大学教授	服部篤美
委員	学識経験者	弁護士	鶴田信紀
委員	学識経験者	神奈川大学准教授	嘉藤亮
委員	地域団体	町田市町内会・自治会連合会	中一登
委員	消費者団体	町田市消費生活センター運営協議会	小林好教
委員	女性団体	国際ソロプチミスト町田一さつき	木口容子
委員	労働団体	連合東京都連合会三多摩地域協議会連合南多摩地区協議会	向中野真
委員	労働団体	町田地区労働組合協議会	八柳ひろ子
委員	福祉団体	町田市身体障害者福祉協会	風間博明
委員	商工団体	町田商工会議所	石井眞理子
委員	教育団体	町田市立中学校PTA連合会	前山世津
委員	公募		水町良太
委員	公募		野口久美子

※2018年度中における着任の状況

(町田市立中学校PTA連合会)

瀬田幸弘委員(5月31日退任) → 前山世津委員(6月1日着任)

2 2018年度 情報公開・個人情報保護運営審議会の開催状況

2018年度は11回開催され(通算では347回)、実施機関が扱う個人情報の「業務登録」の他、「目的外利用」、「外部提供」、「コンピュータ処理等」、「外部結合」、「外部委託等」の諮問事項についての審議を行い、答申しました。また、軽易な変更、廃止等の報告を受けました。

(1) 実施機関別諮問件数(個人情報登録関係)

市長	90件	固定資産評価審査委員会	0件
教育委員会	7件	議会	1件
選挙管理委員会	1件	病院事業管理者	3件
監査委員	0件	各課共通(各実施機関共通の諮問)	1件
農業委員会	1件	合計	104件

(2) 審議会開催状況

第1回 2018年4月9日 開催

○組織改正について（報告）

○町田市個人情報保護条例の規定に基づく諮問について

1. 「施設運営管理」業務における個人情報業務登録票の変更及び外部提供について
＜地域福祉部ひかり療育園＞
2. 「就学」業務における個人情報業務登録票、個人情報目的外利用登録票、個人情報コンピュータ処理等登録票の変更及び外部提供について
＜学校教育部学務課＞
3. ①「国民健康保険税 収納」業務における個人情報業務登録票、個人情報コンピュータ処理等登録票の変更について
②「国民健康保険税 徴収（滞納）」業務における個人情報コンピュータ処理等登録票の変更について
＜財務部納税課＞
4. 「証明発行等窓口」業務における個人情報業務登録票の変更及び目的外利用、コンピュータ処理等について
＜財務部市民税課＞
5. 「生活困窮世帯等子どもの学習支援事業」業務の業務登録について
＜地域福祉部生活援護課＞

○町田市個人情報保護条例の規定に基づく報告について

1. 「生活援護課職員人事」業務の廃止について
＜地域福祉部生活援護課＞
2. 「公園・保全緑地等の管理」業務における個人情報外部委託等登録票の軽易な変更について
＜都市づくり部公園緑地課＞
3. 「町田市情報政策の策定」業務の廃止について
＜総務部情報システム課＞
4. 「病院増改築事業」業務の廃止について
＜市民病院事務部施設用度課＞

第2回 2018年5月14日 開催

○町田市個人情報保護条例の規定に基づく諮問について

1. 「新マンホール蓋デザイン」業務の業務登録について
＜下水道部下水道総務課＞
2. 「交通施策推進」業務における個人情報業務登録票、個人情報目的外利用登録票の変更及び外部提供について
＜都市づくり部交通事業推進課＞
3. 「高齢者施設措置」業務における個人情報業務登録票の変更及び目的外利用について
＜いきいき生活部高齢者福祉課＞
4. 「学校給食」業務における個人情報業務登録票、個人情報目的外利用登録票、個人情報外部委託等登録票の変更及び目的外利用、コンピュータ処理等、外部委託等について
＜学校教育部保健給食課＞
5. 「外来生物防除」業務の業務登録について
＜環境資源部環境・自然共生課＞
6. ①「児童手当（2012年創設）」、「義務教育就学児医療費助成」業務における個人情報業務登録票の変更及びコンピュータ処理等、外部委託等について
②「乳幼児医療費助成」業務における個人情報外部委託等登録票の変更について
＜子ども生活部子ども総務課＞
7. 「人事」業務における個人情報外部委託等登録票の変更について
＜総務部職員課＞
8. 「証明発行等窓口」業務における個人情報外部委託等登録票の変更について
＜財務部市民税課＞
9. 「住民基本台帳」業務における個人情報外部委託等登録票の変更について
＜市民部市民課及び各市民センター＞

10. 「介護保険給付管理」業務における個人情報外部委託等登録票の変更について
 <いきいき生活部介護保険課>
11. 「犬登録」業務における個人情報外部委託等登録票の変更について<保健所生活衛生課>
12. ①「審査請求」業務における個人情報業務登録票、個人情報目的外利用登録票、個人情報外部提供登録票の変更及び目的外利用について
 ②「情報公開・個人情報保護」業務における個人情報業務登録票の変更について
 <各課共通>
13. 「審査請求」業務の業務登録について <総務部総務課>
14. 「不服申立て」業務における個人情報業務登録票、個人情報目的外利用登録票の変更及び目的外利用について <総務部法制課>
15. ①「行政不服審査会」業務の業務登録について
 ②「情報公開・個人情報保護」業務における個人情報業務登録票、個人情報コンピュータ処理等登録票、個人情報外部委託等登録票の変更及びコンピュータ処理等について
 <総務部市政情報課>

○町田市個人情報保護条例の規定に基づく報告について

1. 「青少年問題協議会」業務の廃止について <子ども生活部子ども総務課>
2. 「異議申立て」業務の廃止について <各課共通>
3. 「審査請求」業務の廃止について <総務部法制課>

○個人情報事故について（報告）

<学校教育部指導課>

第3回 2018年6月11日 開催

○町田市個人情報保護条例の規定に基づく諮問について

1. ①「環境衛生関係施設」業務における個人情報業務登録票、個人情報目的外利用登録票、個人情報外部提供登録票の変更及び目的外利用、外部提供、コンピュータ処理等について
 ②「公害苦情処理・公害監視」、「清掃指導」、「違反建築物監察」業務における個人情報業務登録票の変更について（環境資源部環境保全課、環境資源部3R推進課、都市づくり部建築開発審査課） <保健所生活衛生課>
2. 「オリンピック・パラリンピック等国際大会気運醸成事業」業務の業務登録について
 <文化スポーツ振興部オリンピック・パラリンピック等国際大会推進課>
3. ①「戦没者合同慰霊塔会館管理事業」業務の業務登録について
 ②「災害時要配慮者支援」業務におけるコンピュータ処理等について
 <地域福祉部福祉総務課>
4. ①「人事」業務における外部委託等について
 ②「給与」業務における個人情報業務登録票の変更及びコンピュータ処理等について
 <総務部職員課>
5. 「教育委員会職員人事」業務における外部提供について <学校教育部教育総務課>
6. 「商工業・観光イベント事業」業務における個人情報業務登録票、個人情報目的外利用登録票の変更について <経済観光部産業政策課>
7. 「観光イベント事業」業務の業務登録について <経済観光部観光まちづくり課>

○町田市個人情報保護条例の規定に基づく報告について

1. 「商工業・観光イベント事業」業務における個人情報外部提供登録票の廃止について
 <経済観光部産業政策課>

○報告 職員研修について

<総務部職員課>

第4回 2018年7月9日 開催

○町田市個人情報保護条例の規定に基づく諮問について

1. 「図書館利用普及事業」業務における個人情報業務登録票、個人情報コンピュータ処理等登録票の変更及び外部提供について <生涯学習部図書館>
2. ①「競争入札」業務における個人情報外部委託等登録票の変更について
②「工事関連業務委託請負契約」業務における個人情報業務登録票の変更について <財務部契約課>
3. 「市議会広報」業務における個人情報業務登録票の変更及び外部提供について <議会事務局>
4. 「子ども体験塾」業務における個人情報業務登録票、個人情報外部委託等登録票の変更及びコンピュータ処理等について <子ども生活部子ども総務課>
5. 「障害福祉サービス事業所等の指導検査」業務における外部委託等について <地域福祉部指導監査課>
6. 「選挙」業務における個人情報業務登録票、個人情報外部提供登録票の変更及びコンピュータ処理等について <選挙管理委員会事務局>
7. 「市道用地の取得」、「都市計画道路等用地の取得」業務における外部提供について <道路部道路整備課>

第5回 2018年9月10日 開催

○町田市個人情報保護条例の規定に基づく諮問について

1. 「体育施設等管理」、「体育施設等貸出」業務における外部委託等について <文化スポーツ振興部スポーツ振興課>
2. 「下水道使用料徴収」業務における外部提供について <下水道部下水道総務課>
3. 「政策研究」業務の業務登録について <政策経営部企画政策課>
4. 「国民健康保険医療給付」、「国民健康保険被保険者資格」業務における外部提供について <いきいき生活部保険年金課>
5. ①「町田市子育て支援ネットワーク」業務における個人情報業務登録票、個人情報目的外利用登録票の変更及び目的外利用について
②「町田市子ども家庭在宅サービス事業」業務における個人情報業務登録票、個人情報外部委託等登録票の変更及び外部委託等について <子ども生活部子ども家庭支援センター>
6. ①「不正大麻・けし撲滅運動」業務の業務登録について
②「薬事施設の開設」業務における外部提供、コンピュータ処理等について
③「医療安全支援センター」業務における個人情報業務登録票の変更及び目的外利用について <保健所保健総務課>
7. 「保健師等地区活動」、「感染症対策」業務における目的外利用について <保健所保健予防課>
8. 「環境衛生関係施設」業務における外部提供、コンピュータ処理等について <保健所生活衛生課>
9. ①「インターネット利用による市有財産売却」業務の業務登録について
②「災害」業務における個人情報業務登録票の変更及び目的外利用について <防災安全部防災課>
10. 「住宅耐震改修助成」業務における個人情報業務登録票の変更について

＜都市づくり部住宅課＞

○町田市個人情報保護条例の規定に基づく報告について

1. 「政策研究各種講演会」、「政策研究調査」業務の廃止について
 ＜政策経営部企画政策課＞
2. 「住宅耐震改修助成」業務における個人情報目的外利用登録票の廃止について
 ＜都市づくり部住宅課＞

○町田市住民基本台帳ネットワークシステムに係る個人情報の保護に関する条例に基づく報告について

1. 町田市における住民基本台帳ネットワークシステムの運用状況について(2017年度)
 ＜市民部市民課＞

○町田市個人情報保護運営審議会条例の規定に基づく報告について

1. 個人情報外部提供先及び種類別件数について(2017年度) ＜市民部市民課＞

○町田市防犯カメラの設置及び管理に関する要綱の規定に基づく報告について

1. 町田市における防犯カメラの設置及び管理状況について ＜事務局＞

第6回 2018年10月15日 開催

○町田市個人情報保護条例の規定に基づく諮問について

1. 「市民病院職員人事」業務における外部委託等について ＜市民病院事務部総務課＞
2. 「医療」業務における個人情報外部委託等登録票の変更について
 ＜市民病院事務部医事課＞
3. 「家庭系臨時ごみ収集受付」業務の業務登録について ＜環境資源部3R推進課＞
4. 「家庭系臨時ごみ搬入受付」業務の業務登録について ＜環境資源部資源循環課＞
5. 「固定資産税・都市計画税賦課」業務における個人情報目的外利用登録票の変更及びコンピュータ処理等について
 ＜財務部資産税課＞
6. ①「療育」業務における個人情報業務登録票、個人情報目的外利用登録票、個人情報コンピュータ処理等登録票、個人情報外部委託等登録票の変更及び目的外利用について
 ②「エンゼルママ(障がい児福祉員制度)」業務における外部委託等について
 ③「重度心身障害者手当」、「障害児福祉手当」業務における個人情報業務登録票の変更について(地域福祉部障がい福祉課) ＜子ども生活部子ども発達支援課＞
7. 「小・中学校適正規模・適正配置推進」業務の業務登録について
 ＜学校教育部教育総務課＞
8. 「徘徊高齢者捜索事業」業務における外部提供について＜いきいき生活部高齢者福祉課＞
9. 「町田市介護相談員等派遣事業」業務における個人情報外部提供登録票の変更について
 ＜いきいき生活部介護保険課＞
10. 「住宅耐震改修助成」業務における個人情報業務登録票の変更及び目的外利用について
 ＜都市づくり部住宅課＞

○町田市個人情報保護条例の規定に基づく報告について

1. 「療育」、「エンゼルママ(障がい児福祉員制度)」業務における個人情報外部委託等登録票の廃止について
 ＜子ども生活部子ども発達支援課＞

第7回 2018年11月12日 開催

○町田市個人情報保護条例の規定に基づく諮問について

1. 「生産緑地」業務における個人情報業務登録票の変更及び外部提供について
 ＜都市づくり部土地利用調整課＞

2. 「農業振興」業務における個人情報業務登録票の変更及び目的外利用について
＜経済観光部農業振興課＞
3. 「農地」業務における個人情報業務登録票の変更について
＜農業委員会事務局＞
4. 「介護保険給付管理」業務における外部提供、コンピュータ処理等について
＜いきいき生活部介護保険課＞
5. 「見守り支援ネットワーク」業務における個人情報業務登録票の変更及び目的外利用、外部委託等について
＜いきいき生活部高齢者福祉課＞
6. 「おうちでごはん支援事業」業務の業務登録について
＜子ども生活部子ども家庭支援センター＞
7. 「オリンピック・パラリンピック文化プログラム推進事業」業務における個人情報業務登録票、個人情報外部提供登録票、個人情報コンピュータ処理等登録票の変更及び目的外利用について
＜文化スポーツ振興部文化振興課＞
8. 「基本計画管理事務」業務における個人情報業務登録票、個人情報目的外利用登録票の変更及び外部委託等について
＜政策経営部企画政策課＞
9. 「生活保護」業務における外部提供について
＜地域福祉部生活援護課＞
10. 「小・中学校適正規模・適正配置推進」業務における個人情報業務登録票、個人情報外部委託等登録票の変更及び目的外利用について
＜学校教育部教育総務課＞

○町田市個人情報保護条例の規定に基づく報告について

1. 「見守り支援ネットワーク」業務における個人情報外部委託等登録票の廃止について
＜いきいき生活部高齢者福祉課＞
2. 「オリンピック・パラリンピック文化プログラム推進事業」業務における個人情報外部委託等登録票の廃止について
＜文化スポーツ振興部文化振興課＞

○個人情報外部委託等登録票における委託先について（2017年度実績の報告） ＜事務局＞

○「年報やまびこ29」の概要について ＜事務局＞

第8回 2018年12月11日 開催

○町田市個人情報保護条例の規定に基づく諮問について

1. 「車両事故」業務における個人情報業務登録票、個人情報外部提供登録票の変更及びコンピュータ処理等について
＜財務部市有財産活用課＞
2. 「電気設備管理」業務におけるコンピュータ処理等、外部委託等について
＜道路部道路維持課＞
3. 「公園・保全緑地等の管理」業務におけるコンピュータ処理等、外部委託等について
＜都市づくり部公園緑地課＞
4. 「高齢者住宅」業務における個人情報業務登録票の変更及び目的外利用、コンピュータ処理等、外部委託等について
＜いきいき生活部高齢者福祉課＞
5. 「中長期計画策定事業」業務における個人情報業務登録票、個人情報目的外利用登録票、個人情報コンピュータ処理等登録票、個人情報外部委託等登録票の変更及び目的外利用について
＜政策経営部企画政策課＞

○町田市個人情報保護条例の規定に基づく報告について

1. 「高齢者住宅」業務における個人情報コンピュータ処理等登録票の廃止について
＜いきいき生活部高齢者福祉課＞

○答申書の修正について ＜事務局＞

第9回 2019年1月21日 開催

○町田市個人情報保護条例の規定に基づく諮問について

1. 「保健師等地区活動」業務における個人情報業務登録票の変更及び目的外利用について
<保健所保健予防課>
2. 「固定資産税・都市計画税賦課」業務における外部提供、コンピュータ処理等について
<財務部資産税課>
3. 「介護保険給付管理」業務における個人情報外部提供登録票の変更及び外部提供について
<いきいき生活部介護保険課>
4. ①「中小企業融資に関する助成」業務における個人情報業務登録票、個人情報目的外利用登録票、個人情報コンピュータ処理等登録票、個人情報外部委託等登録票の変更について
- ②「小規模事業者経営改善資金融資に関する助成」業務における個人情報業務登録票、個人情報外部委託等登録票の変更について
- ③「創業支援事業計画（町田創業プロジェクト）」業務における個人情報業務登録票、個人情報外部委託等登録票の変更及びコンピュータ処理等について
<経済観光部産業政策課>
5. ①「地域センター及び市民フォーラム運営管理」業務における個人情報業務登録票の変更及び外部提供について
- ②「市民活動推進事業」業務における個人情報業務登録票、個人情報外部提供登録票の変更及びコンピュータ処理等について
<市民部市民協働推進課>
6. 「ボランティア組織運営」業務における個人情報業務登録票の変更及び外部提供、コンピュータ処理等について
<文化スポーツ振興部オリンピック・パラリンピック等国際大会推進課>
7. ①「見守り支援ネットワーク」業務における個人情報業務登録票、個人情報外部委託等登録票の変更及び外部提供、コンピュータ処理等について
- ②「徘徊高齢者捜索事業」業務における個人情報業務登録票、個人情報外部提供登録票の変更について
<いきいき生活部高齢者福祉課>
8. ①「総務」、「経理」、「保健衛生」業務における個人情報業務登録票、個人情報目的外利用登録票の変更及びコンピュータ処理等について（町田市立小中学校）
- ②「人事」、「学籍」、「教育活動」、「生活指導」業務における個人情報目的外利用登録票の変更及びコンピュータ処理等について（町田市立小中学校）
- ③「学校人材支援」業務における個人情報業務登録票の変更及び目的外利用について（学校教育部指導課）
<学校教育部教育総務課>

○町田市個人情報保護条例の規定に基づく報告について

1. 「ボランティア組織運営」業務における個人情報外部提供登録票の廃止について
<文化スポーツ振興部オリンピック・パラリンピック等国際大会推進課>
2. 「総務」、「人事」、「保健衛生」業務における個人情報目的外利用登録票の廃止について（町田市立小中学校）
<学校教育部教育総務課>

第10回 2019年2月18日 開催

○町田市個人情報保護条例の規定に基づく諮問について

1. 「自転車対策」業務における外部委託等について
<道路部道路管理課>
2. ①「道路機能の適正管理」業務における個人情報業務登録票の変更及び外部委託等について

て（道路部道路管理課）

- ②「住居表示」業務における個人情報業務登録票の変更及び外部委託等について（都市づくり部土地利用調整課）
- ③「公園・保全緑地等の管理」業務における個人情報業務登録票の変更及び外部委託等について（都市づくり部公園緑地課）
- ④「市民参加型調査事業」業務における外部委託等について（環境資源部環境・自然共生課）

＜道路部道路管理課＞

- 3. 「公園・緑地の確保」業務における個人情報業務登録票、個人情報目的外利用登録票の変更及びコンピュータ処理等について ＜都市づくり部公園緑地課＞

- 4. ①「都営交通無料乗車券交付」、「有料道路通行料金割引登録」、「難病等医療費助成申請受付」、「移動支援事業」、「障がい者グループホーム等家賃助成」、「精神障害者保健福祉手帳」、「障がい者自立支援給付（自立支援医療）」業務における個人情報コンピュータ処理等登録票の変更及びコンピュータ処理等について

- ②「心身障がい者の通院交通費助成」業務における個人情報業務登録票、個人情報コンピュータ処理等登録票の変更について

- ③「特別児童扶養手当」、「障害児福祉手当」、「重度心身障害者手当」業務における目的外利用について ＜地域福祉部障がい福祉課＞

- 5. ①「災害時要配慮者支援」業務における個人情報業務登録票、個人情報目的外利用登録票、個人情報外部提供登録票の変更及び目的外利用、コンピュータ処理等について（地域福祉部福祉総務課）

- ②「災害時要配慮者支援（防災安全）」、「災害時要配慮者支援（生活援護）」、「災害時要配慮者支援（障がい福祉）」、「災害時要配慮者支援（ひかり療育園）」、「災害時要配慮者支援（いきいき総務）」、「災害時要配慮者支援（高齢者福祉）」、「災害時要配慮者支援（介護保険）」業務における個人情報業務登録票の変更及びコンピュータ処理等について

（防安全部防災課、地域福祉部生活援護課・障がい福祉課・ひかり療育園、いきいき生活部いきいき総務課・高齢者福祉課・介護保険課）

- ③「災害時要配慮者支援（指導監査）」業務の業務登録について（地域福祉部指導監査課） ＜地域福祉部福祉総務課＞

- 6. ①「特定保健指導」業務における個人情報業務登録票、個人情報外部委託等登録票の変更について

- ②「肝炎ウイルス検診」業務における個人情報外部委託等登録票の変更及び目的外利用、コンピュータ処理等について

- ③「健康増進健康診査」業務における個人情報外部委託等登録票の変更について

- ④「地域保健普及啓発（健康推進課）」、「自殺対策推進事業」業務における個人情報業務登録票、個人情報コンピュータ処理等登録票の変更及びコンピュータ処理等について

＜保健所健康推進課＞

- 7. ①「マイナンバー制度カード管理」、「在留管理」業務の業務登録について

- ②「特別永住許可書、証明書の交付」業務における個人情報業務登録票、個人情報目的外利用登録票、個人情報外部提供登録票の変更及びコンピュータ処理等について

- ③「住民基本台帳」業務における個人情報業務登録票、個人情報外部提供登録票、個人情報コンピュータ処理等登録票、個人情報外部結合登録票の変更及び目的外利用について

＜市民部市民課及び各市民センター＞

8. ①「公債権一元化」業務における個人情報業務登録票、個人情報目的外利用登録票の変更及び目的外利用、コンピュータ処理等について（財務部納税課）
 ②「国民健康保険税 不当利得」業務における個人情報業務登録票の変更について（いきいき生活部保険年金課）
 ③「児童扶養手当」、「児童育成手当」業務における個人情報業務登録票の変更について（子ども生活部子ども総務課）
- ＜財務部納税課＞
9. 「寄附受理」業務における外部提供、コンピュータ処理等について ＜財務部財政課＞
10. 「見守り支援ネットワーク」業務における外部提供について
 ＜いきいき生活部高齢者福祉課＞

○町田市個人情報保護条例の規定に基づく報告について

1. ①「公的個人認証サービス」業務の廃止について
 ②「住民基本台帳」業務における個人情報コンピュータ処理等登録票の廃止について
 ＜市民部市民課及び各市民センター＞
- 個人情報事故について（報告） ＜地域福祉部生活援護課＞
- 個人情報保護研修実施報告 ＜事務局＞

第11回 2019年3月11日 開催

○町田市個人情報保護条例の規定に基づく諮問について

1. ①「医療」業務における個人情報外部提供登録票の変更及び外部提供、コンピュータ処理等について
 ②「医療費等の徴収」業務における外部委託等について ＜市民病院事務部医事課＞
2. 「固定資産税・都市計画税賦課」業務における個人情報外部提供登録票の変更について
 ＜財務部資産税課＞
3. ①「下水道維持管理」業務における個人情報業務登録票、個人情報目的外利用登録票の変更及び目的外利用、コンピュータ処理等について
 ②「水路占用許可」業務における個人情報業務登録票、個人情報目的外利用登録票の変更及び目的外利用、コンピュータ処理等について
 ③「水路自費工事」業務における個人情報目的外利用登録票の変更及びコンピュータ処理等について
 ④「下水道計画指導」業務における個人情報目的外利用登録票の変更について
 ＜下水道部下水道管理課＞
4. 「町田市介護相談員等派遣事業」業務における個人情報業務登録票、個人情報外部委託等登録票の変更及びコンピュータ処理等、外部委託等について
 ＜いきいき生活部介護保険課＞
5. 「国民年金資格」業務における個人情報業務登録票の変更及び目的外利用について
 ＜いきいき生活部保険年金課＞
6. ①「おうちごはん支援事業」業務における個人情報業務登録票の変更及び目的外利用、コンピュータ処理等について
 ②「ひとり親家庭等子どもの生活・学習支援事業」業務における目的外利用について
 ＜子ども生活部子ども家庭支援センター＞
7. ①「医療的ケア児・重症心身障がい児実態把握」、「医療的ケア児・重症心身障がい児支援協議会」業務の業務登録について
 ②「保育給付に係る支給認定及び保育所等入所」業務における個人情報業務登録票の変更

について（子ども生活部保育・幼稚園課）

- ③「療育・相談」業務における個人情報業務登録票、個人情報目的外利用登録票の変更及び目的外利用、外部提供、コンピュータ処理等について

＜子ども生活部子ども発達支援課＞

8. 「環境広報紙」業務における個人情報業務登録票、個人情報外部提供登録票、個人情報コンピュータ処理等登録票、個人情報外部委託等登録票の変更及びコンピュータ処理等について

＜環境資源部環境政策課＞

9. ①「ひなた村施設管理」業務における個人情報業務登録票、個人情報外部提供登録票の変更及び外部委託等について

- ②「ひなた村施設開放」業務における外部委託等について

- ③「ひなた村創作教室」業務における個人情報業務登録票の変更及び外部委託等について

- ④「減免指定収集袋交付」業務における個人情報業務登録票、個人情報目的外利用登録票の変更及び外部委託等について

- ⑤「学童保育」業務における外部委託等について

＜子ども生活部児童青少年課＞

10. 「自動車臨時運行許可」業務における個人情報業務登録票の変更及び目的外利用、コンピュータ処理等について

＜市民部市民課及び各市民センター＞

11. ①「体育施設等管理」業務における個人情報業務登録票、個人情報外部委託等登録票の変更について

- ②「体育施設等貸出」業務における個人情報外部委託等登録票の変更について

＜文化スポーツ振興部スポーツ振興課＞

12. 「公園・保全緑地等の管理」業務における個人情報外部委託等登録票の変更について

＜都市づくり部公園緑地課＞

13. 「高齢者在宅サービス」、「高齢者福祉センター」、「わくわくプラザ町田の管理」業務における個人情報外部委託等登録票の変更について

＜いきいき生活部高齢者福祉課＞

14. 「プレミアム付商品券」業務の業務登録について

＜経済観光部産業政策課＞

15. 「災害時要配慮者支援（障がい福祉）」業務における外部委託等について

＜地域福祉部障がい福祉課＞

16. ①「災害時要配慮者支援」業務における個人情報業務登録票、個人情報目的外利用登録票、個人情報外部提供登録票の変更及び目的外利用、コンピュータ処理等について（地域福祉部福祉総務課）

- ②「災害時要配慮者支援（防災安全）」、「災害時要配慮者支援（生活援護）」、「災害時要配慮者支援（障がい福祉）」、「災害時要配慮者支援（ひかり療育園）」、「災害時要配慮者支援（いきいき総務）」、「災害時要配慮者支援（高齢者福祉）」、「災害時要配慮者支援（介護保険）」業務における個人情報業務登録票の変更及びコンピュータ処理等について

（防災安全部防災課、地域福祉部生活援護課・障がい福祉課・ひかり療育園、いきいき生活部いきいき総務課・高齢者福祉課・介護保険課）

- ③「災害時要配慮者支援（指導監査）」業務の業務登録について（地域福祉部指導監査課）

＜地域福祉部福祉総務課＞

17. 「災害時要配慮者支援」業務における外部提供について

＜地域福祉部福祉総務課＞

○町田市個人情報保護条例の規定に基づく報告について

1. 「下水道用地財産管理」業務の廃止について

＜下水道部下水道管理課＞

2. 「国民健康保険医療給付」業務における個人情報外部委託等登録票の廃止について

- ＜いきいき生活部保険年金課＞
3. 「環境広報紙」業務における個人情報目的外利用登録票の廃止について
- ＜環境資源部環境政策課＞
4. 「学童保育」業務における個人情報コンピュータ処理等登録票、個人情報外部委託等登録票の軽易な変更について
- ＜子ども生活部児童青少年課＞
5. ①「プログラムサービス」、「定例子供グループ」、「こども祭り」、「ひなた村祭り」、「青少年のための観賞会」業務の廃止について
- ②「ひなた村施設管理」業務における個人情報目的外利用登録票の廃止について
- ③「ひなた村施設開放」業務における個人情報外部委託等登録票の廃止について
- ＜子ども生活部児童青少年課＞
6. 「体育施設等貸出」業務における個人情報コンピュータ処理等登録票の廃止について
- ＜文化スポーツ振興部スポーツ振興課＞
7. 「公園・保全緑地等の管理」業務における個人情報外部委託等登録票の軽易な変更について
- ＜都市づくり部公園緑地課＞
8. 「大賀藕絲館の事業管理」、「わさびだ療育園の事業管理」業務における個人情報外部委託等登録票の軽易な変更について
- ＜地域福祉部障がい福祉課＞
9. 「市民ホール施設貸出し及び管理」業務における個人情報外部委託等登録票の軽易な変更について
- ＜文化スポーツ振興部文化振興課＞
10. 「町田市急患センター」業務における個人情報外部委託等登録票の軽易な変更について
- ＜保健所保健総務課＞
11. 「ふるさと農具館管理」、「七国山ファーマーズセンター管理」業務における個人情報外部委託等登録票の軽易な変更について
- ＜経済観光部農業振興課＞
12. 「自然休暇村施設利用」業務における個人情報外部委託等登録票の軽易な変更について
- ＜子ども生活部大地沢青少年センター＞
13. 「国民健康保険税徴収（滞納）」業務における個人情報外部委託等登録票の廃止について
- ＜財務部納税課＞

(3) 個人情報の登録状況（2019年3月31日現在）

業 務 の 登 録 件 数	1, 6 1 6 件
目 的 外 利 用 の 登 録 件 数	1 4, 0 9 6 件
外 部 提 供 の 登 録 件 数	3, 2 2 7 件
コ ン ピ ュ ー タ 処 理 等 の 登 録 件 数	3, 0 5 9 件
外 部 結 合 の 登 録 件 数	4 件
外 部 委 託 等 の 登 録 件 数	1, 1 9 7 件
合 計 の 登 録 件 数	2 3, 1 9 9 件

第5章 審議会等の会議公開の状況

第5章 審議会等の会議公開の状況

1 2018年度の経過

審議会等の会議の公開制度は、既にある情報公開制度に加え、市政に対する市民の参画を促進し、さらなる開かれた市政を実現するため、2000年4月から施行された制度です。市民、学識経験者を構成員として、市長その他の執行機関に設置されたすべての審議会、審査会等を対象としています。

これらの会議は、非公開となる会議も含め、「市政情報やまびこ（総務部市政情報課）」の窓口及び町田市ホームページにおいて開催予定を事前公表しています。

2018年度の会議の開催状況は、会議の種類において89種の会議が開催されました。

会議の開催回数は延べ849回でした。

一方、公開された会議に訪れた傍聴者数（延べ人数）は、「町田市行政経営監理委員会」の67人を最高に、「町田市子ども・子育て会議」18人、「町田市生涯学習審議会」16人と続いています。

なお、公開している会議で使用された資料及び議事録は、「市政情報やまびこ（総務部市政情報課）」で、閲覧や写しをとることができます。

2018年度の会議の公開状況は以下のとおりです。

2018年度審議会等の会議の公開状況

区分	公開	一部公開	非公開	合計
対象となる会議の数	69種	2種	19種	89種
開催回数	197回	2回	650回	849回
傍聴者数	234人	0人	—	234人

※対象となる会議の数は、一つの会議が複数の公開区分に該当することがあるため、合計欄と公開区分の合計は一致しません。

2 2018年度 審議会等会議の会議別開催状況

所管部	所管課	会議の名称	開催数計	公開	一部公開	非公開	傍聴者数	中止
政策 経営部	企画政策課	町田市公共施設再編計画策定検討委員会	2	2			8	
	経営改革室	町田市行政経営監理委員会	2	2			67	
総務部	総務課	町田市指定管理者管理運営状況評価委員会	1	1			1	
		町田市指定管理者候補者選考委員会	7			7	-	
	市政情報課	町田市行政不服審査会	11			11	-	
		町田市情報公開・個人情報保護運営審議会	11	11			2	
防災 安全部	防災課	町田市防災会議	1	1			0	
	市民生活安全課	町田市交通安全行動計画策定及び推進委員会	2	2			0	
		町田市交通安全推進協議会	2	2			0	
市民部	市民協働推進課	町田市男女平等参画協議会	2	2			0	
		町田市男女平等推進センター運営委員会	11	11			0	
文化 スポーツ 振興部	文化振興課	博物館運営委員会	2	2			0	
		博物館資料収集委員会	1			1	-	
	スポーツ振興課	町田市スポーツ推進審議会	5	5			1	
	国際版画美術館	町田市立国際版画美術館運営協議会	2	2			0	
町田市立国際版画美術館美術資料収集委員会		2			2	-		
地域 福祉部	福祉総務課	町田市福祉有償運送運営協議会	2	2			0	
		町田市民生委員推薦会	4			4	-	
	障がい福祉課	町田市障がい者施策推進協議会	4	4			1	
		町田市障がい者施策推進協議会 (就労・生活支援部会)	2	2			0	
		町田市障がい者施策推進協議会 (障がい者計画部会)	1	1			0	
		町田市障がい者施策推進協議会 (障がい者計画部会 事業計画分会)	1	1			0	
		町田市障がい者施策推進協議会 (相談支援部会)	2	2			0	
	町田市障害支援区分認定審査会	60			60	-		
ひかり療育園	町田市ひかり療育園あり方検討会	3	3			7		
いきいき 生活部	いきいき総務課	地域密着型サービス運営委員会	2	2			1	
		町田市高齢社会総合計画審議会	2	2			7	
	保険年金課	町田市国民健康保険運営協議会	2	2			2	
	高齢者福祉課	町田市高齢者・障がい者虐待防止連絡協議会	2	2			0	
		町田市地域包括支援センター運営協議会	3	3			13	
		町田市認知症施策推進協議会	2	2			6	
	介護保険課	町田市老人ホーム入所判定委員会	2			2	-	
町田市介護認定審査会		497			497	-	43	
保健所	保健総務課	町田市医療安全推進協議会	1			1	-	
		保健所運営協議会	1	1			0	
		町田市健康危機管理委員会	1			1	-	
	健康推進課	町田市自殺対策推進協議会	3	3			5	
	保健予防課	町田市感染症の診査に関する協議会	24			24	-	
		町田市食育推進計画策定及び推進委員会	2	2			0	
		町田市大気汚染障がい者認定審査会	12			12	-	
町田市母子保健連絡協議会	1	1			0			
子ども 生活部	子ども総務課	町田市子ども・子育て会議	5	5			18	
		町田市子ども・子育て会議 (大地沢青少年センター検討部会)	4	4			0	

所管部	所管課	会議の名称	開催数計	公開	一部公開	非公開	傍聴者数	中止
子ども生活部	児童青少年課	町田市こどもセンターただON運営委員会	3	3			0	
		町田市子どもセンターつるっこ運営委員会	3	3			0	
		町田市子どもセンターばあん運営委員会	3	3			4	
		町田市子どもセンターぱお運営委員会	3	3			1	
		町田市子どもセンターまあち運営委員会	3	3			0	
		町田市青少年施設ひなた村運営協議会	3	3			0	
	子ども発達支援課	町田市医療的ケア児・重症心身障がい児支援協議会	5			5	-	
大地沢青少年センター	町田市大地沢青少年センター運営委員会	5	5			0		
経済観光部	産業政策課	「(仮称)町田市産業振興計画19-28」策定検討委員会	5	5			0	
		町田市トライアル発注認定制度選考懇談会	1			1	-	
	観光まちづくり課	町田市観光まちづくり推進委員会	1	1			0	
	農業振興課	町田市認定農業者認定検討会	3			3	-	
「町田市北部丘陵活性化計画アクションプラン」検討委員会		2	2			2		
環境資源部	環境政策課	町田市環境マネジメントシステム外部評価委員会	3	3			0	
		町田市環境審議会	2	2			0	
		町田市廃棄物減量等推進審議会	2	2			0	
	循環型施設整備課	町田市ごみの資源化施設地区連絡会(上小山田地区資源ごみ処理施設連絡会)	1	1			0	
		町田市ごみの資源化施設地区連絡会(相原地区資源ごみ処理施設連絡会)	1	1			0	
		町田市ごみの資源化施設地区連絡会(町田リサイクル文化センター周辺地区連絡会)	4	4			6	
都市づくり部	都市政策課	町田市建築審査会	12		1	11	0	
		町田市都市計画審議会	4	4			6	
	土地利用調整課	町田市町区域の新設に関する市民懇談会(金井町・藤の台団地地区)	3	3			7	
		町田市建築紛争調停委員会	1	1			0	
		町田市ラブホテル建築規制審議会	1	1			0	
		町田市住居表示整備審議会	1	1			1	
	交通事業推進課	町田市地域公共交通会議	4	4			2	
		町田市福祉のまちづくり推進協議会(バリアフリー部会)	3	3			4	
		町田市交通マスタープラン推進委員会	1	1			1	
	地区街づくり課	町田市街づくり審査会	2	2			1	
		町田市景観審議会	1	1			0	
	住宅課	町田市特定空家等対策審議会	2			2	-	
	会計課		町田市会計基準委員会	2	2			2
学校教育部	保健給食課	町田市学校給食問題協議会	2	2			12	
	指導課	町田市教育委員会いじめ問題対策委員会	4		1	3	0	
		町田市中学校教科用図書調査協議会(特別の教科道徳)	3			3	-	
生涯学習部	生涯学習総務課	町田市国史跡高ヶ坂石器時代遺跡整備検討委員会	1	1			0	
		町田市生涯学習審議会	7	7			16	
		町田市文化財保護審議会	4	4			10	
	生涯学習センター	生涯学習センター運営協議会	8	8			14	
	図書館	町田市子ども読書活動推進計画推進会議	2	2			0	
		町田市立図書館協議会	9	9			4	
町田市民文学館運営協議会		3	3			0		
市民病院事務部	経営企画室	町田市病院事業運営評価委員会	2	2			1	
	医事課	町田市民病院 地域医療に関する委員会	4	4			0	
合計			849	197	2	650	234	43

第6章 市長の資産等公開の状況

第6章 市長の資産等公開の状況

1 2018年度の経過

「政治倫理の確立のための町田市長の資産等の公開に関する条例」は、1995年10月1日から施行されました。

これは、国会議員が行う資産等の公開に準じた措置として、次の3点を公開するものです。

- ①市長が所有する土地、建物、有価証券等の資産を資産の区分に応じ記載した資産等報告書等
- ②市長の前年中の総所得金額等及び贈与により取得した財産にかかる課税価格を記載した所得等報告書
- ③市長が報酬を得て会社等の役員等に就いている場合の当該会社名等を記載した関連会社等報告書

これらの報告書は「市政情報やまびこ（総務部市政情報課）」に備えてあり、情報公開制度と同様、何人もその閲覧を請求することができます。

2018年度は、請求がありませんでした。

第7章 情報提供の状況

第7章 情報提供の状況

市政情報やまびこ（市政情報課）は、1989年10月に情報提供施設として開設され、市政を身近なものとしていただくために、市政資料を網羅的に収集・提供し、また市の刊行物を販売する場としての機能を果たしてきました。

2018年度は、資料の閲覧や複写サービス、市の刊行物の購入、庁内の案内などで延べ約5,500人の方々にご利用いただきました。

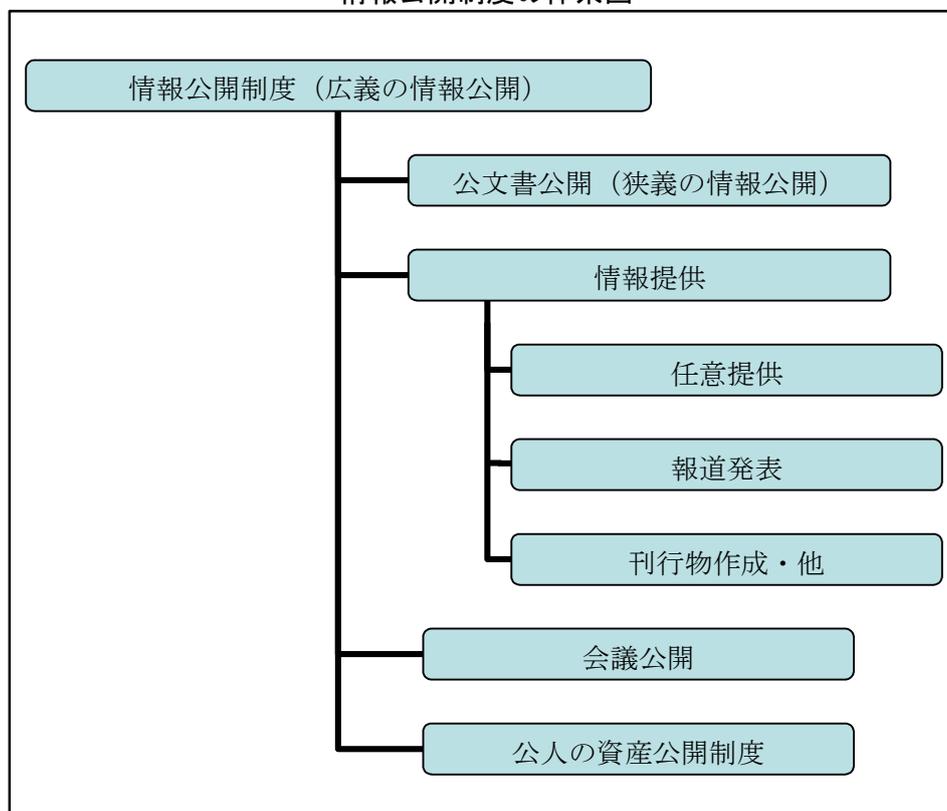
なお、2012年7月に行われた市役所の庁舎移転により、事務スペースを現在の市庁舎へ移したことに伴い、庁舎移転前の開架型資料提供から閉架型へと提供方法を変更しました。「市政資料を手にとって見る」というご要望には充分応えられない状況が続いておりますが、今後も限られたスペースの活用と資料収集に努めてまいります。

1 情報公開と情報提供

「情報提供」では、形式的な手続きが不要であったり、提供のための新たな文書の作成も可能である等、「（狭義の）情報公開」に比べ、簡単かつより需要に見合った柔軟・迅速な対応が可能です。

町田市では「情報公開から情報提供へ」として、市民から情報の公開を求められた場合には、一義的に「公文書公開請求」として受け付けるよりも、出来る限り積極的に「情報提供」を行うことで、行政サービスの向上になるように努めています。開かれた市政の実現のため、「情報提供」は市政情報やまびこのみならず、市役所各課においても積極的に行っています。

情報公開制度の体系図



2 刊行物の販売

2018年度は、市政情報やまびこで市の刊行物534冊を販売しました。実績は以下のとおりです。

(1) 一般会計

課名	刊行物の名称	単価(円)	冊数	金額(円)
企画政策課	平和への祈りをこめて	1,000	1	1,000
	あこのろ	1,500	1	1,500
	戦争時代の体験記 平和ブック1	100	1	100
	戦争時代の体験記 平和ブック2	200	2	400
	戦争時代の体験記 平和ブック3	200	1	200
	戦争時代の体験記 平和ブック4	200	2	400
	戦争時代の体験記 平和ブック5	200	1	200
	戦争時代の体験記 平和ブック6	200	1	200
	昭和39年米軍機墜落事故災害誌(復刻版)	100	34	3,400
	町田市市制50周年記念事業報告書	800	1	800
	町田市データブック2017年度	2,300	1	2,300
	町田市基本計画「まちだ未来づくりプラン」	800	14	11,200
	町田市5ヵ年計画17-21	400	12	4,800
	まちだニューパラダイム2030年に向けた町田の転換	1,100	6	6,600
	町田市まち・ひと・しごと創生総合戦略	100	1	100
	町田市人口ビジョン	300	1	300
	2017年度 町田市市民意識調査報告書	900	2	1,800
	みんなで描こう より良いかたち 町田市公共施設再編計画	1,600	3	4,800
経営改革室	窓口サービスアンケート調査報告書	1,000	1	1,000
	町田市新5ヵ年計画(2012年度~2016年度)取組結果	500	1	500
広報課	ひっそり生きる町田の自然	1,200	15	18,000
	町田市勢要覧2014	900	1	900
市政情報課	町田市統計書 第51号	1,200	2	2,400
	町田市統計書 第52号	1,200	1	1,200
市有財産活用課	町田市新庁舎建設基本設計市民ワークショップ報告書	1,000	1	1,000
財政課	平成28年度(2016年度)町田市課別・事業別行政評価シート(主要な施策の成果に関する説明書)	2,700	2	5,400
	平成29年度(2017年度)町田市課別・事業別行政評価シート(主要な施策の成果に関する説明書)	2,700	4	10,800
	平成28年度 町田市の財政	200	1	200
	予算概要 2018年度	2,800	5	14,000
	予算の概要 2018年度	300	4	1,200
	2018年度補正予算書<6月補正>	200	2	400
	2018年度(平成30年度)6月補正予算概要	800	5	4,000
	平成31年度(2019年度)予算書	1,400	2	2,800
	平成31年度(2019年度)予算概要	3,100	3	9,300
平成31年度(2019年度)予算の概要	500	3	1,500	
防災課	町田市地域防災計画(2016年度修正)本編	1,700	1	1,700

課名	刊行物の名称	単価(円)	冊数	金額(円)
防災課	国民保護計画(2017)	800	1	800
文化振興課	町田市文化プログラム推進計画	1,100	1	1,100
	町田市内在住外国人支援に係るアンケート調査<報告書>	200	3	600
	町田市文化プログラム実行計画	1,000	1	1,000
スポーツ振興課	町田市スポーツ推進計画	600	1	600
福祉総務課	第3次町田市地域福祉計画	800	3	2,400
	町田市福祉のまちづくり総合推進条例整備基準マニュアルー建築物・共同住宅等ー	1,600	16	25,600
	町田市福祉のまちづくり総合推進条例整備基準マニュアルー道路・公園・公共交通施設・路外駐車場ー	1,600	1	1,600
障がい福祉課	第5次町田市障がい者計画	100	11	1,100
	町田市障がい福祉事業計画(第5期計画)	200	50	10,000
いきいき総務課	町田市高齢者福祉計画(2012年度~2021年度)	500	2	1,000
	町田市高齢者福祉計画(2012年度~2021年度)の一部修正	100	1	100
	第7期町田市介護保険事業計画(2018年度~2020年度)	500	6	3,000
保健総務課	第5次町田市保健医療計画	400	5	2,000
保健予防課	町田市食育推進計画	400	1	400
子ども総務課	新・町田市子どもマスタープラン	700	2	1,400
児童青少年課 (ひなた村)	童話の木	300	20	6,000
子ども発達支援課	町田市子ども発達支援計画(第一期障害児福祉計画)	1,000	4	4,000
農業振興課	町田市北部丘陵活性化計画	1,800	1	1,800
	町田市北部丘陵活性化計画アクションプラン	1,000	1	1,000
	第4次町田市農業振興計画	300	2	600
環境政策課	町田市環境白書2017(データ集)	600	1	600
	町田市環境白書2018(データ集)	300	2	600
	町田市一般廃棄物資源化基本計画	600	1	600
	第二次町田市環境マスタープラン	500	3	1,500
	後期アクションプラン(第二次町田市環境マスタープラン推進計画2017~2021)	1,000	2	2,000
	熱回収施設等の周辺施設整備基本構想	1,100	2	2,200
3R推進課	3Rかるた	1,000	17	17,000
道路政策課	土木工事標準構造図集	1,500	4	6,000
都市政策課	町田市まちづくり50年史	1,200	3	3,600
	町田市都市計画マスタープラン(書籍)	1,800	1	1,800
	町田市都市計画マスタープラン(CD)	500	1	500
	町田市都市計画マスタープラン(実施方針編)	600	2	1,200
土地利用調整課	地形図 全図(2万分の1)	200	10	2,000
	地形図 北部(1万分の1)	200	17	3,400
	地形図 南部(1万分の1)	200	17	3,400
	地形図 西部(1万分の1)	200	9	1,800
	都市計画図(2万分の1)	700	73	51,100
交通事業推進課	町田市交通マスタープラン	1,400	1	1,400
課名	刊行物の名称	単価(円)	冊数	金額(円)

地区街づくり課	町田市景観計画	1,300	2	2,600
	町田市景観色彩ガイドライン	500	2	1,000
	町田市景観みちしるべ 景観づくりガイドライン	900	1	900
	町田市屋外広告物ガイドライン（景観編）	300	3	900
住宅課	町田市分譲マンション実態基礎調査報告書	400	1	400
	町田市団地再生基本方針	1,700	1	1,700
公園緑地課	名木百選	3,000	2	6,000
会計課	平成29年度町田市の財務諸表	1,000	1	1,000
教育総務課	町田市教育プラン	1,000	1	1,000
	町田の教育2017	700	1	700
生涯学習総務課	能ヶ谷出土銭調査報告書	1,000	2	2,000
	町田の民話と伝承 第1集	500	5	2,500
	町田の民話と伝承 第2集	500	5	2,500
	町田の伝承 こどもの遊び	300	2	600
	町田の伝承 町田の方言と俗信・俗語	500	5	2,500
	町田の伝承 年中行事	300	4	1,200
	田端遺跡	2,000	1	2,000
	発掘された町田の遺跡	700	7	4,900
生涯学習総務課 （自由民権資料館）	町田市史下巻	4,500	2	9,000
	町田の歴史をたどる	500	26	13,000
	自由民権22	500	1	500
	自由民権24	500	1	500
	自由民権31	500	2	1,000
	民権ボックス31 民権家の創作と精神世界	500	2	1,000
	武相自由民権史料集（全6巻）	14,000	2	28,000
	町田市史料集 小嶋隆蔵「御進発御供日記」 一	800	1	800
	町田市史料集 小嶋隆蔵「御進発御供日記」 二	800	1	800
	武相の女性・民権とキリスト教	1,000	1	1,000
生涯学習センター	町田市生涯学習推進計画	400	1	400
図書館（文学館）	翻刻 筑井紀行	300	3	900
	野田宇太郎 散歩の愉しみ	300	1	300
	図録「編集者・谷田昌平と第三の新人」	1,000	1	1,000
	五十嵐祇室・梅夫・浜藻来簡集	400	1	400
合 計			530	376,200

(2) 下水道事業会計

課名	刊行物の名称	単価（円）	冊数	金額（円）
下水道総務課	町田市下水道ビジョン	1,500	1	1,500
	町田市下水道アクションプラン（2017年度～2021年度）	500	2	1,000
下水道整備課	町田市下水道設計指針	3,900	1	3,900
合 計			4	6,400

市の刊行物の郵送購入を希望される方へ

市の刊行物は、郵送でもお求めになることができます。
書籍代に相当する現金またはゆうちょ銀行発行の普通為替（定額小為替を推奨しています）と送料分の切手をご用意いただき、下記住所までお送りください（詳細は町田市ホームページに掲載しております。複数お求めになる場合の送料は冊数等により変わってくるため、こちらでお調べいたします。そのほか、ご不明な点がございましたらお気軽にご連絡ください）。
なお、お名前・ご住所・お電話番号・希望される書籍名を記載したメモを同封してください。

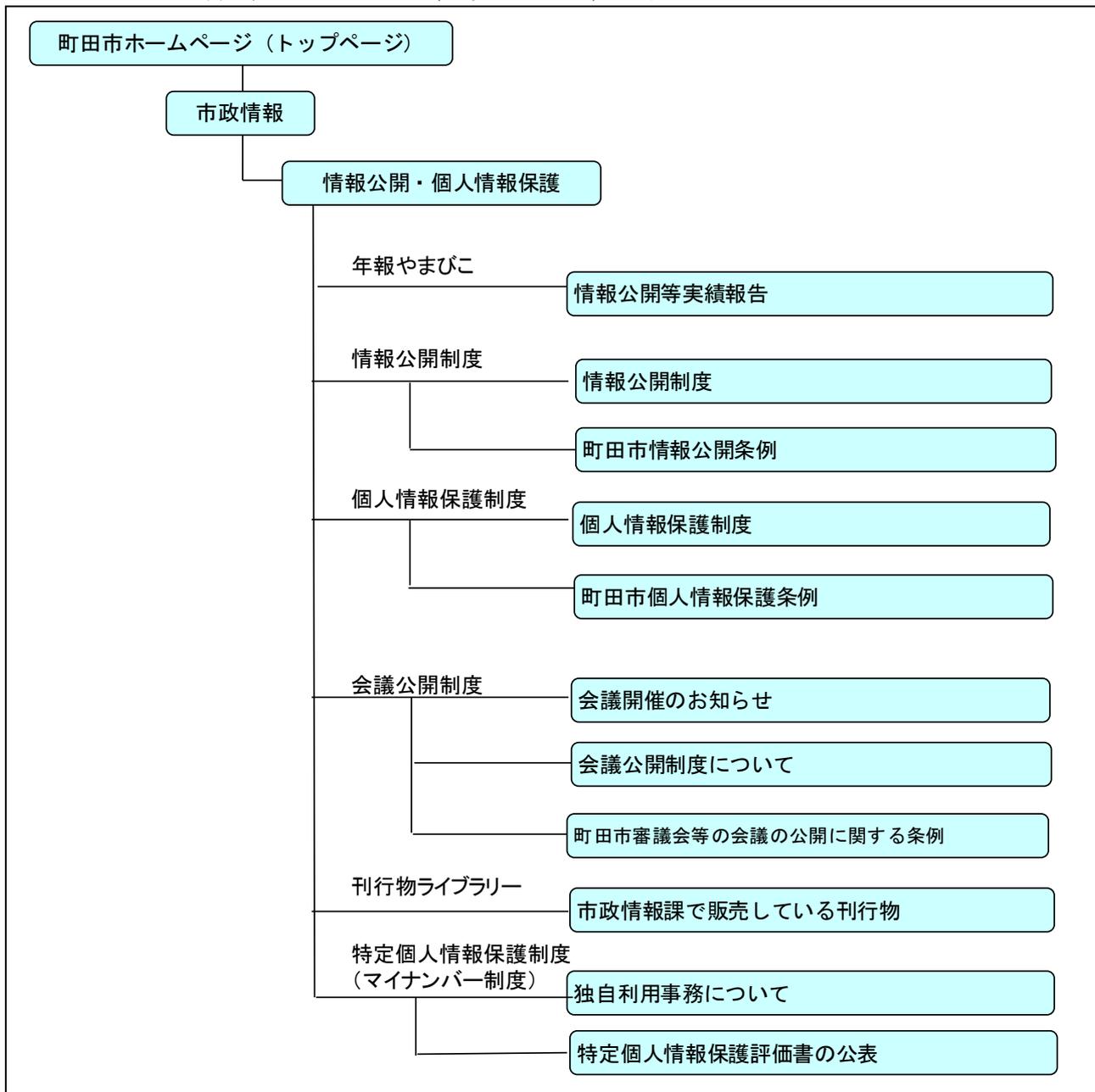
〒194-8520 町田市森野2-2-22 市政情報やまびこ 電話：042-724-8407

3 インターネットによる案内

町田市ホームページに「情報公開・個人情報保護」をメインページとして、「情報公開制度」「個人情報保護制度」「会議公開制度」「年報やまびこ」「刊行物ライブラリー」「特定個人情報保護制度（マイナンバー制度）」のページを設け情報提供を行っています。このうち、「情報公開制度」「個人情報保護制度」にはそれぞれの制度の概要と条例を掲載しており、こちらから請求書をダウンロードいただくことが可能です。「会議公開制度」には制度の概要と条例に加え、「会議開催のお知らせ」のページを設けて、市が開催する直近の会議予定をご案内しています。また、「刊行物ライブラリー」のうち、「市政情報課で販売している刊行物」についても随時新着図書情報を加えて更新し、町田市で刊行・販売している資料をご紹介します。

ホームページアドレス：<http://www.city.machida.tokyo.jp/>

町田市ホームページ（トップページ）からのアクセス・イメージ



4 複写サービス

市政情報やまびこに開架してある資料や、情報公開された公文書は1枚につき10円（白黒コピー/A3まで）または20円（カラーコピー/A3まで）で複写できます。

また、コンピュータ等に電磁的に記録されている資料等については、フロッピーディスクなどの磁気媒体、及びコンパクトディスクなどの光学記録媒体等による複写サービスも行っております。

第8章 情報公開・個人情報保護制度の充実を目指して

第8章 情報公開・個人情報保護制度の充実を目指して

条例の趣旨に則り、制度運用の一層の充実を目指した取り組みを行いました。

1 市政情報やまびこの予算執行状況

前年度に引き続いて、制度の趣旨の徹底と内容の充実を図るための予算を執行しました。執行状況の概要は以下のとおりです。

単位：千円

	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
歳入	730	799	790	781	1,082
歳出	5,329	5,789	4,388	4,992	4,709

<2018年度歳入内訳>

市政情報写し交付実費等	313千円（前年度 344千円）
市有償刊行物頒布代	376千円（前年度 437千円）
原稿執筆料	393千円（前年度 0千円）

<2018年度歳出内訳>

単位：千円

区分	用途	執行額(前年度)
報酬	審議会・審査会委員報酬	3,327(3,442)
報償費	講演会講師謝礼	0(0)
旅費	事務打合せ、研修	33(22)
消耗品費	図書、事務用品	455(636)
印刷製本費	製本等	42(39)
筆耕翻訳料	審議会速記	362(342)
保険料	個人情報賠償責任保険料	390(390)
使用料	コピー機借上、情報検索システム使用料	86(99)
負担金	職員研修	14(22)

2 「個人情報の漏洩事故ゼロ」を目指して

「個人情報の漏洩事故ゼロ」を目指して事業を進めていましたが、残念なことに5件の個人情報の流出事故が発生しました。

発生時期	概要
2018年5月	教員が転任に伴い、前任校の児童情報（特別支援級）を無許可でCDにコピーして持ち出し紛失した。
2019年2月	一斉送信時、宛先をBCCではなく、誤ってTOに設定してしまったため、登録されている氏名及び電子メールアドレスが流出した。

幸いにも、2件とも流出した個人情報による二次被害の報告はありませんでした。

実施機関（担当部署）から町田市情報公開・個人情報保護運営審議会へ事故の状況、発生後の対応、再発防止に向けた対策を報告するとともに、職員向けの啓発紙「PIニュース」にて全職員に個人情報流出事故防止を呼びかけました。

また、上記事案の担当部署の課内会議において、市政情報課職員による研修を実施し、個人情報保護の意識向上に努めました。

3 職員等を対象とした研修会・説明会等の開催

2018年度も、市政情報課が開催した研修会をはじめ、各課の会議や研修会の機会をとらえて市政情報課職員を派遣し、制度の理解を深めました。さらに、個人情報の業務登録に係わる打合せなどを通じて職員の理解を求めました。

研修会等の実施状況は以下のとおりです。

2018年度研修会・説明会等実施一覧

実施年月日	内 容	受講者数
2018. 4. 2	新規採用職員研修（市民病院医療職） （情報公開・個人情報保護制度について）	25名
2018. 4. 3	新規採用職員研修（行政職） （情報公開・個人情報保護制度について）	74名
2018. 4. 4	非常勤・臨時・派遣職員等個人情報保護研修（定期） （個人情報保護制度について）	21名
2018. 4. 20	子ども発達支援課 非常勤・臨時職員等個人情報保護研修 （個人情報保護制度について）	11名
2018. 4. 25	市民税課 委託・派遣職員等個人情報保護研修 （個人情報保護制度について）	6名
2018. 5. 2	非常勤・臨時・派遣職員等個人情報保護研修（定期） （個人情報保護制度について）	29名
2018. 6. 6	非常勤・臨時・派遣職員等個人情報保護研修（定期） （個人情報保護制度について）	18名
2018. 6. 7	児童青少年課 学童保育クラブ指定管理・委託職員 個人情報保護研修（個人情報保護制度について）	101名
2018. 6. 13	生活援護課 シルバー人材センター会員、学習支援スタッ フ個人情報保護研修（個人情報保護制度について）	39名
2018. 6. 25	新任民生委員・児童委員個人情報保護研修 （個人情報保護制度について）	1名

2018. 7. 4	非常勤・臨時・派遣職員等個人情報保護研修（定期） （個人情報保護制度について）	18名
2018. 8. 1	非常勤・臨時・派遣職員等個人情報保護研修（定期） （個人情報保護制度について）	20名
2018. 8. 7	インターンシップ実習生研修 （個人情報保護制度について）	26名
2018. 9. 5	非常勤・臨時・派遣職員等個人情報保護研修（定期） （個人情報保護制度について）	31名
2018.10. 2	新規採用職員研修（行政職） （情報公開・個人情報保護制度について）	6名
2018.10. 3	非常勤・臨時・派遣職員等個人情報保護研修（定期） （個人情報保護制度について）	30名
2018.11. 7	非常勤・臨時・派遣職員等個人情報保護研修（定期） （個人情報保護制度について）	15名
2018.11.30	学童保育クラブの会所属の学童保育指導員個人情報保護研 修（個人情報保護制度について）	50名
2018.12. 5	非常勤・臨時・派遣職員等個人情報保護研修（定期） （個人情報保護制度について）	1名
2018.12.26	新任民生委員・児童委員個人情報保護研修 （個人情報保護制度について）	2名
2019. 1. 9	非常勤・臨時・派遣職員等個人情報保護研修（定期） （個人情報保護制度について）	12名
2019. 1.18	市民税課 委託・派遣職員等個人情報保護研修 （個人情報保護制度について）	49名
2019. 1.22	ころころ児童館に勤務する学童保育指導員個人情報保護研 修（個人情報保護制度について）	17名
2019. 1.22	新規採用内定職員（就労体験）個人情報保護研修 （個人情報保護制度について）	3名
2019. 1.29	市民税課 委託・派遣職員等個人情報保護研修 （個人情報保護制度について）	19名
2019. 2. 6	非常勤・臨時・派遣職員等個人情報保護研修（定期） （個人情報保護制度について）	11名
2019. 2.18	市民税課 委託・派遣職員等個人情報保護研修 （個人情報保護制度について）	6名
2019. 2.19	新規採用内定職員（就労体験）個人情報保護研修 （個人情報保護制度について）	4名
2019. 2.28	保健予防課 母子保健業務に従事する非常勤職員（保健 師・看護師）個人情報保護研修（個人情報保護制度につい て）	23名
2019. 3. 6	非常勤・臨時・派遣職員等個人情報保護研修（定期） （個人情報保護制度について）	9名
2019. 3.29	新任民生委員児童委員（2019年4月1日付）個人情報保護 研修（個人情報保護制度について）	2名

4 P I ニュースの発行

情報公開制度・個人情報保護制度・会議公開制度、また情報提供に関連するタイムリーな話題を掲載した職員向けの啓発紙「P I ニュース」をやまびこ開設時から発行しています。

2018年度は1回発行し、庁内に配布・配信しました。

174号(2019年2月)	○個人情報保護及び情報セキュリティに関する研修について ○個人情報の流出事故の発生と対応について
---------------	---

5 出資等団体の情報公開・個人情報保護制度化の取り組み状況

町田市では1999年度から市の出資等団体をはじめとする関係団体に対して、情報公開・個人情報保護の制度化の要請を行い、多くの団体で制度化が図られてきました。

また、2002年度からは町田市情報公開条例において、さらに2005年度からは個人情報保護条例においてもこれらの取り組みが明文化され、①対象となる出資等団体を規定上明らかにし、②当該団体は、両条例の趣旨にのっとり情報公開を行うための措置及び個人情報保護に関する措置を講ずるよう努めるものとし、③市は、これらの団体に対して必要な措置を講ずるよう指導を行うものとされています。

町田市の出資等団体の情報公開・個人情報保護制度施行状況

(2019年3月31日現在)

名称 (設立年)	各団体の情報公開・個人情報保護制度(施行年月日)
社会福祉法人 町田市社会福祉協議会 (1958年)	社会福祉法人町田市社会福祉協議会情報公開規程(2000年6月1日) 社会福祉法人町田市社会福祉協議会個人情報保護規程 (2000年6月1日)
町田市土地開発公社 (1974年)	町田市土地開発公社情報公開規程(2000年4月1日) 町田市土地開発公社個人情報保護規程(2000年4月1日)
一般財団法人 町田市勤労者福祉サービス センター (1993年)	一般財団法人町田市勤労者福祉サービスセンター情報公開規程 (1999年12月1日) 一般財団法人町田市勤労者福祉サービスセンター個人情報保護規程 (1999年12月1日)
株式会社 町田まちづくり公社 (1999年)	株式会社町田まちづくり公社情報公開規程(2004年5月28日) 株式会社町田まちづくり公社個人情報保護規程(2004年5月28日)
社会福祉法人 町田市福祉サービス協会 (2002年)	社会福祉法人町田市福祉サービス協会情報公開規程(2002年4月1日) 社会福祉法人町田市福祉サービス協会個人情報保護規程 (2002年4月1日)
一般財団法人 町田市文化・国際交流財団 (2004年)	一般財団法人町田市文化・国際交流財団情報公開規程 (2004年4月1日) 一般財団法人町田市文化・国際交流財団個人情報保護規程 (2004年4月1日)
一般社団法人 町田市観光コンベンション 協会 (2010年)	一般社団法人町田市観光コンベンション協会情報公開規程(2010年8月1日) 一般社団法人町田市観光コンベンション協会個人情報保護規程 (2010年12月21日)
一般財団法人 まちだエコライフ推進公社 (2012年)	一般財団法人まちだエコライフ推進公社情報公開規程(2012年4月2日) 一般財団法人まちだエコライフ推進公社個人情報保護規程 (2012年4月2日)

株式会社 町田新産業創造センター (2013年)	株式会社町田新産業創造センター情報公開規程(2013年1月30日) 株式会社町田新産業創造センター個人情報保護規程(2013年1月30日)
--------------------------------	--

6 他の自治体等からの視察

2018年度は、他の自治体等からの視察はありませんでした。

年報 やまびこ 30
—— 2018年度情報公開・個人情報保護・会議公開制度運用実績報告書 ——
2019年12月発行

刊行物番号 19-48

編集・発行 町田市総務部市政情報課（市政情報やまびこ）
〒194-8520 町田市森野2-2-22
電話 042-724-8407（直通）

印刷 市内印刷